

令和4年1月1日施行

消防同意審査要領



交 野 市 消 防 本 部

目次

第1章	総則	- 1 -
第1	目的	- 1 -
第2	用語の定義	- 1 -
第2章	審査	- 2 -
第1	消防用設備等の設置単位	- 2 -
第2	項の判定	- 12 -
第3	建築構造	- 27 -
第4	階数の算定	- 28 -
第5	床面積及び延べ面積	- 32 -
第6	高さ	- 37 -
第7	無窓階	- 38 -
第8	内装	- 38 -
第9	区画等	- 38 -
第10	指定可燃物	- 56 -
第11	収容人員の算定	- 56 -
第12	非常用の進入口	- 56 -
第13	規定の運用・解釈	- 56 -
第14	ラック式倉庫の取り扱い	- 66 -
第3章	雑則	- 69 -
第1	その他	- 69 -
別記1	消防用設備等の設置単位に係る取り扱い	- 70 -
別記2	収容人員の算定	- 83 -
別記3	避難上又は消火活動上有効な開口部に係る取り扱い	- 95 -
別表第1	開口部の有効面積の算定	- 103 -
別表第2	開口部の個数算定表	- 104 -
別表第3	ガラスの種別・厚み等	- 105 -
別記4	電気設備及び火気使用設備に係る消火設備の運用指針	- 107 -
別記5	指定可燃物等の範囲及び数量算定に関する運用基準	- 115 -

第1章 総則

第1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第7条の規定に基づく消防同意（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第18条第2項に係る建築物について、同法第93条第4項の規定に基づき通知された場合を含む。）の審査並びに法第17条、同法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、同法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）及び交野市火災予防条例（昭和61年条例第22号。以下「条例」という。）の規定に基づく消防用設備等又は火炎伝走防止装置の設置の要否に係る判断基準等を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この基準の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 2 令8区画とは、令第8条に規定する区画をいう。
- 3 規則第12条の2区画とは、規則第12条の2第1項第1号、第2号及び第3項第1号に規定する区画をいう。
- 4 規則第13条区画とは、規則第13条第1項及び第2項に規定する区画をいう。
- 5 規則第13条の5の2区画とは、規則第13条の5の2第2号に規定する区画をいう。
- 6 規則第28条の2区画とは、規則第28条の2第1項及び第2項に規定する区画をいう。
- 7 複合型居住施設用自火報区画とは、「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成22年総務省令第7号）第3条第3項に規定する区画をいう。
- 8 規則第30条の2区画とは、規則第30条の2第1号及び第3号に規定する区画をいう。
- 9 共住省令とは、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号）をいう。
- 10 共住区画とは、共住省令第2条第1号及び「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成17年消防庁告示第2号）に規定する区画をいう。

第2章 審査

第1 消防用設備等の設置単位

- 1 消防用設備等の設置の要否の判定は、敷地ではなく、1の棟（原則として、独立した1の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの））ごとに行う。ただし、令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第20条第2項及び第27条第2項の規定に係るものについては、当該条項の定めるところによる。
- 2 建築物と建築物とが渡り廊下等により接続されている場合は、別記1の「消防用設備等の設置単位に係る取り扱い」に基づき同一棟又は別棟の判定を行う。
- 3 建築物と建築物とが構造的に結合されておらず、かつ、屋根又はひさしが接している場合若しくはかぶさっている場合は、別棟として取り扱う。（別図1-1）
- 4 鉄道又は道路として使用されている高架工作物の高架下に設けられた防火対象物（以下「高架下防火対象物」という。）のうち、道又は幅員4メートル以上の通路等により区分されたものは、当該区分された部分ごとに別棟として取り扱う。（別図1-2）
- 5 屋外に設けられる機械式駐車装置（以下この項及び第7項において「駐車装置」という。）のうち、次に該当するものについては、別棟として取り扱う。
 - (1) 地上に駐車装置を2基以上並べて設置するもののうち、構造的に結合されておらず、かつ、次のいずれかに適合するもの。（別図1-3）
 - ア 駐車装置相互の間が、概ね1メートル以上離れているもの。
 - イ 駐車装置相互の間に、容易に破損しない不燃材料による延焼防止措置が講じられているもの。この場合において、当該措置を講じる範囲は隣接して駐車する車両の高さ及び長さ以上となっていること。
 - (2) 地下ピットを有する駐車装置のうち、次に適合する区画等がなされているもの。（別図1-4）
 - ア 地下ピット内においては、耐火構造（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれと同等に堅牢、かつ、容易に変更できないものに限る。）の壁で区画されていること。ただし、当該壁を排水溝又は電気配線が貫通する場合は、次の措置が講じられていること。
 - (ア) 排水溝が貫通する場合は、貫通部分の断面積を300平方センチメートル以下とし、かつ、区画壁からそれぞれ両側に2メートル以上の部分が厚さ6ミリメートル以上の鉄板で覆われていること。
 - (イ) 電気配線が貫通する場合は、貫通部分をモルタル等の不燃材料、延焼防止材又は耐熱シール材等により延焼防止上有効な措置が講じられていること。

イ 地上部は、次のいずれかの措置が講じられていること。

(ア) 前アの耐火構造の壁の上部には、幅が概ね1メートル以上、厚さ2.3ミリメートル以上の鉄板を設け、かつ、当該鉄板部分には車両が駐車できない構造としていること。

(イ) 前アの耐火構造の壁の上部に、容易に破損しない不燃材料による延焼防止上有効な措置を講じていること。この場合において、当該措置を講じる範囲は隣接して駐車する車両の高さ及び長さ以上となっていること。

(3) 独立した地下ピットを有する駐車装置を2基以上並べて設置するもののうち、次のいずれかに適合するもの。(別図1-5)

ア 地下ピット相互の間が、概ね1メートル以上離れているもの。

イ 地上部の駐車装置相互の間に、容易に破損しない不燃材料による延焼防止上有効な措置が講じられているもの。この場合において、当該措置を講じる範囲は隣接して駐車する車両の高さ及び長さ以上となっていること。

6 屋内に設けられる機械式駐車装置(以下この項及び次項において「屋内駐車装置」という。)のうち、次に適合するものは、令第13条における収容台数の算定については、別棟として取り扱う。(別図1-6)

(1) 屋内駐車装置の車両乗り入れ面は屋外(建基法上床面積に算定されない部分)に面していること。

(2) 屋内駐車装置の間を90センチメートル以上突出した開口部のない耐火構造の壁で建基法上床面積に算定されない部分まで区画されていること。

(3) (1)の耐火構造の壁には、配管、電気配線(自動火災報知設備の感知器配線は除く。)等が貫通していないこと。

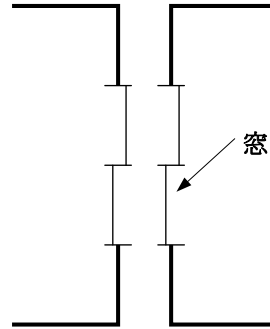
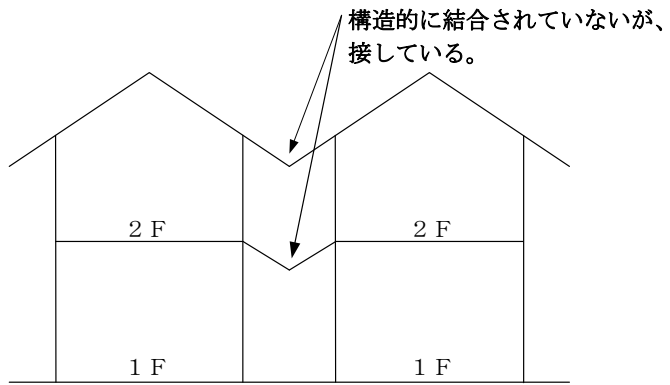
7 屋内駐車装置と外壁を介してバルコニー下部に駐車装置が存する場合の令第13条における収容台数の算定については、屋内と屋外の収容台数を合算すること。ただし、前6.(1)から(3)までに適合する場合は、別棟として取り扱う。(別図1-7)

8 第4.別表2中、1における収容台数の算定については、すべての層(屋外に設ける場合の最上部の層を含む。)の収容台数を合算すること。

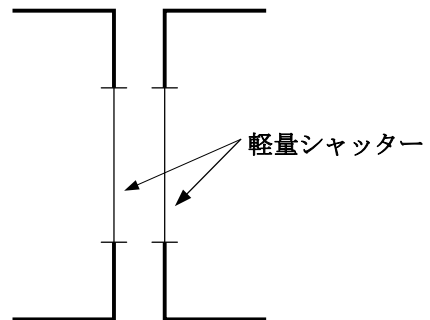
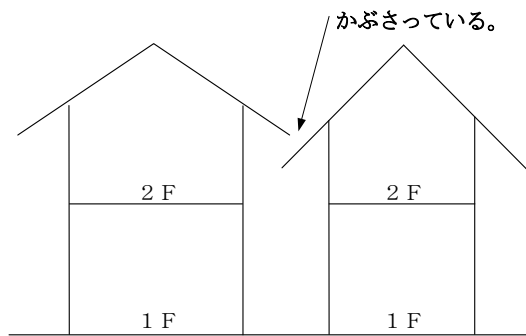
9 令第19条第2項、第20条第2項及び第27条第2項に規定されている「建築物相互の1階の外壁間の中心線」について、同一敷地内に存する平屋建てと2階建ての建築物の場合、2階部分については、水平距離が5メートル以下である部分を有するものは、1の建築物とみなす。(別図1-8)

別図1-1 (第1.3関係)

① 屋根が接している場合

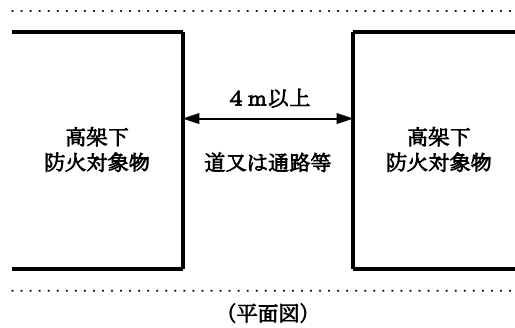
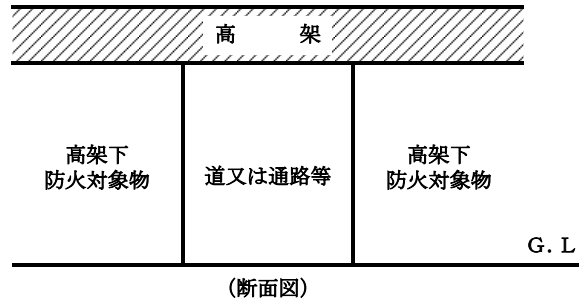


② 屋根がかぶさっている場合

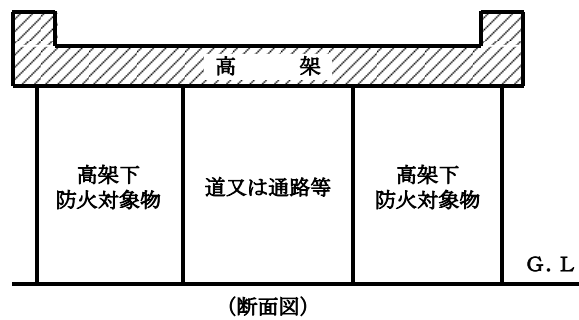
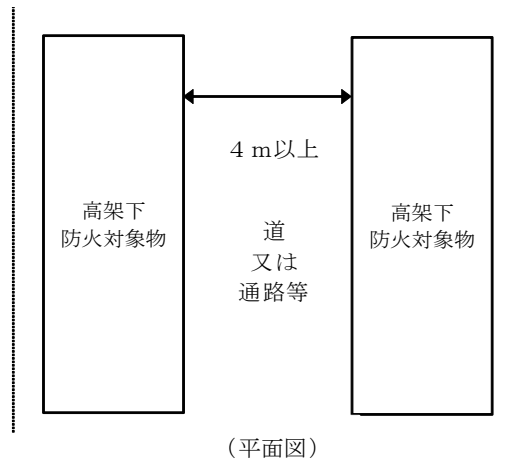


別図1-2 (第1.4関係)

① はり間方向の道又は通路等を介して接続する高架下防火対象物の別棟判定

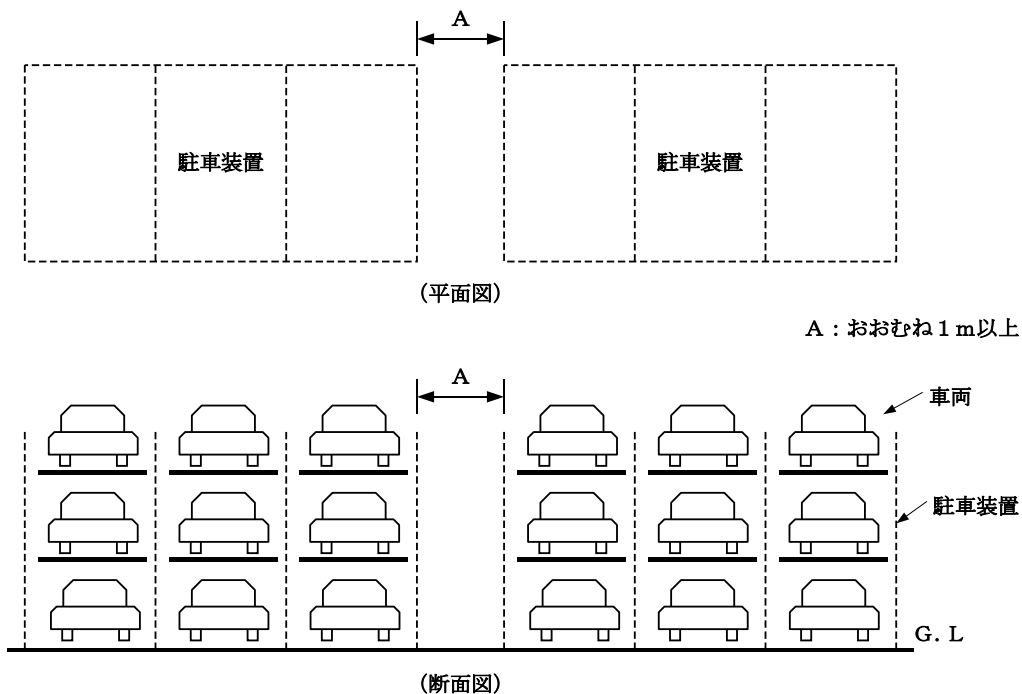


② 桁行方向の道又は通路等を介して接続する高架下防火対象物の別棟判定

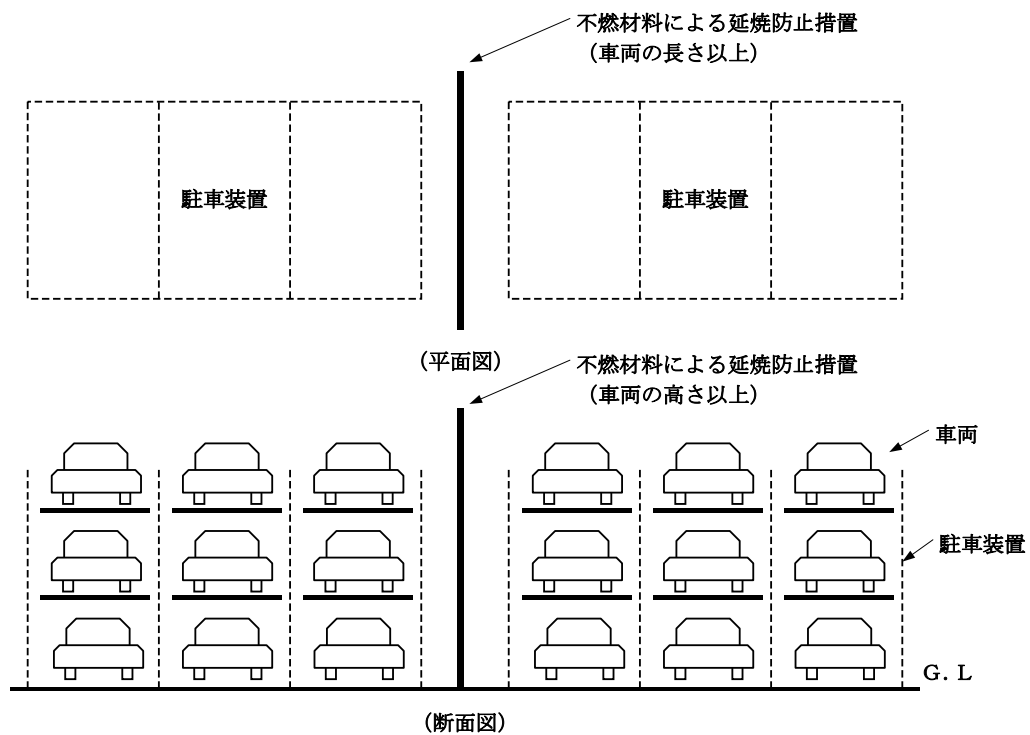


別図1-3 (第1.5.(1) 関係)

① 駐車装置相互の間が概ね1 m以上離れているもの

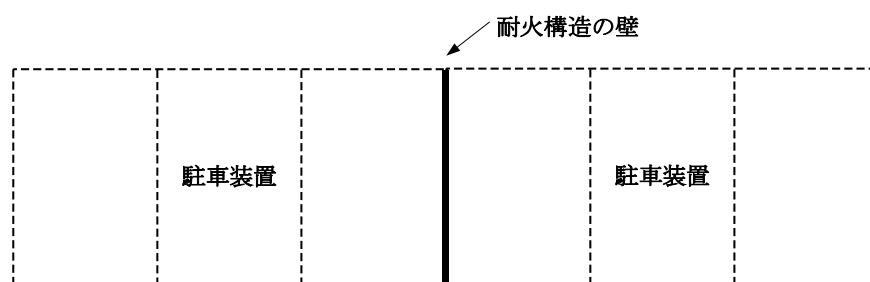


② 駐車装置相互の間を容易に破損しない不燃材料により延焼防止措置が講じられているもの

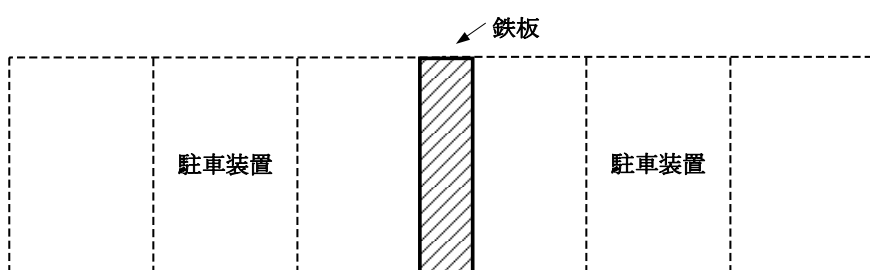


別図1-4 (第1.5.(2) 関係)

① 地下ピット内を防火区画し、区画上部の地上部を鉄板で覆ったもの

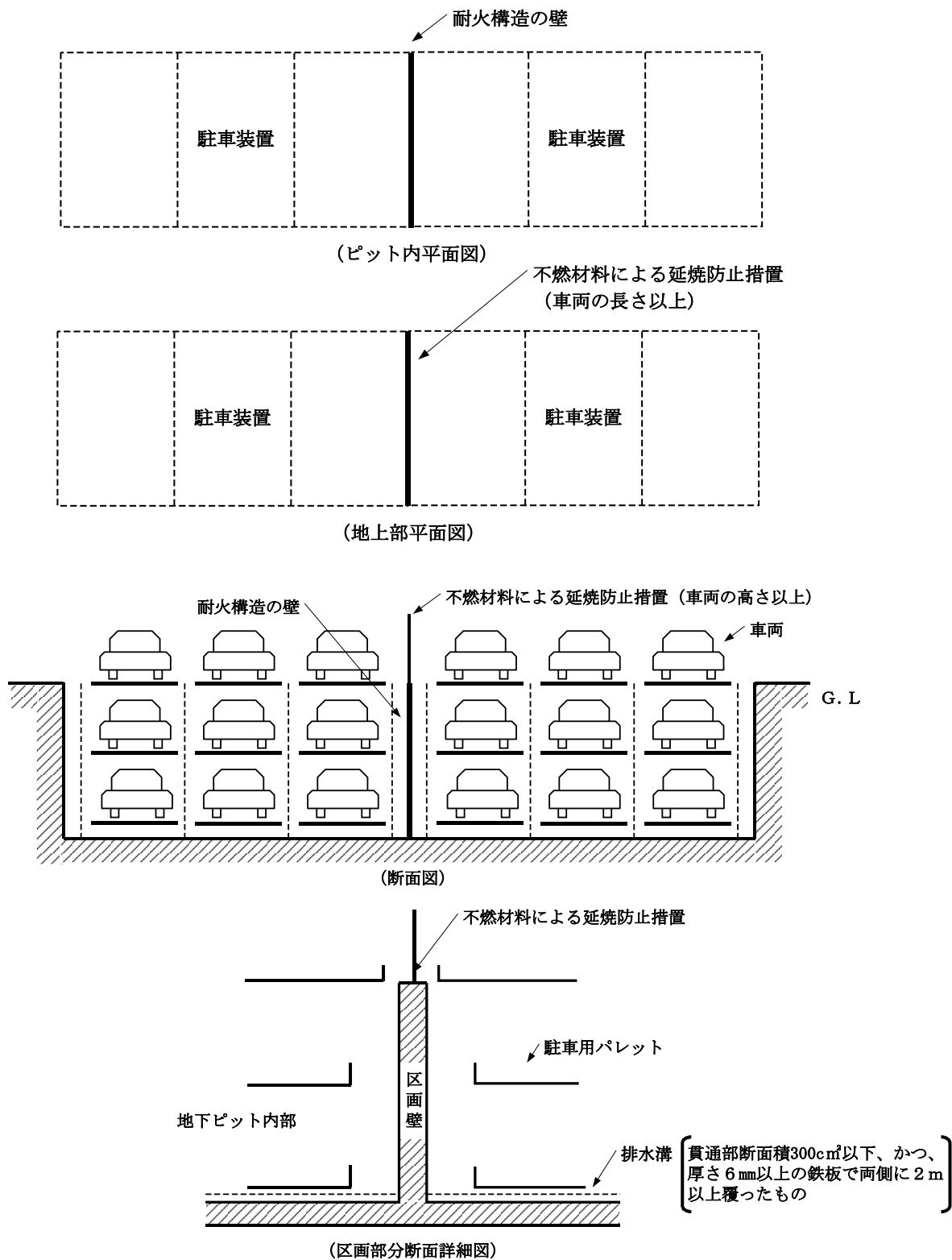


(ピット内平面図)



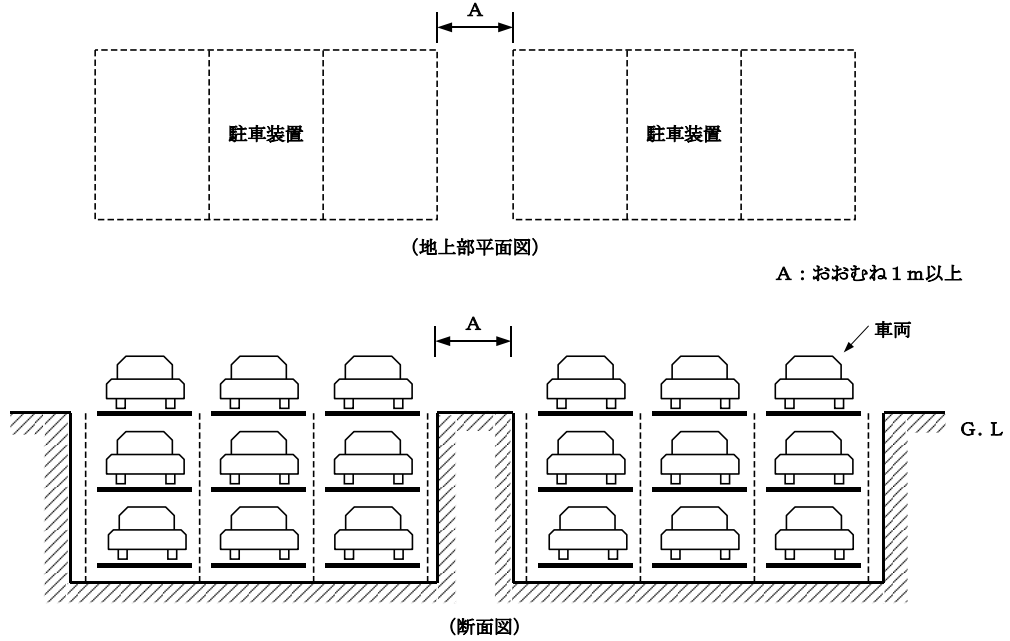
(地上部平面図)

② 地下ピット内を防火区画し、区画上部の地上部に不燃材料による延焼防止措置が講じられているもの

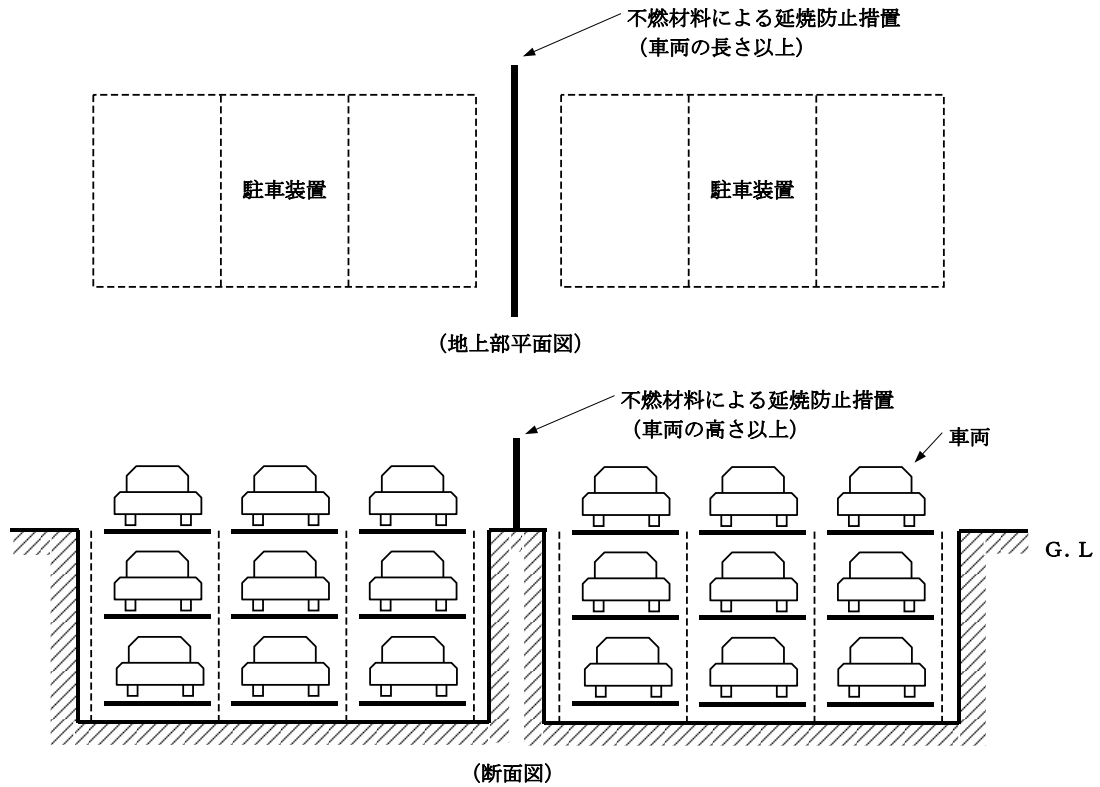


別図1-5 (第1.5.(3) 関係)

① 独立した地下ピット相互の間が概ね1 m以上離れているもの

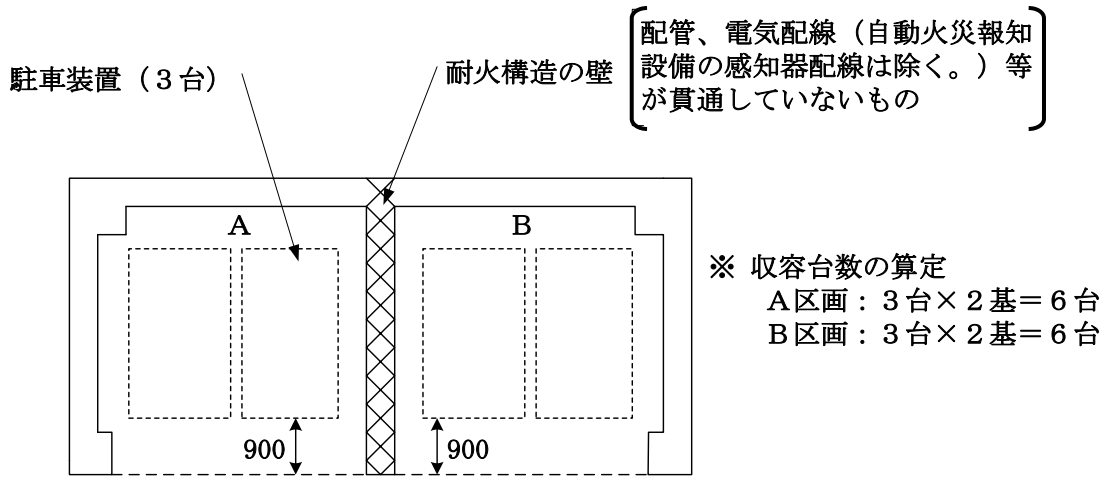


② 独立した地下ピットで地上部に不燃材料による延焼防止措置が講じられているもの



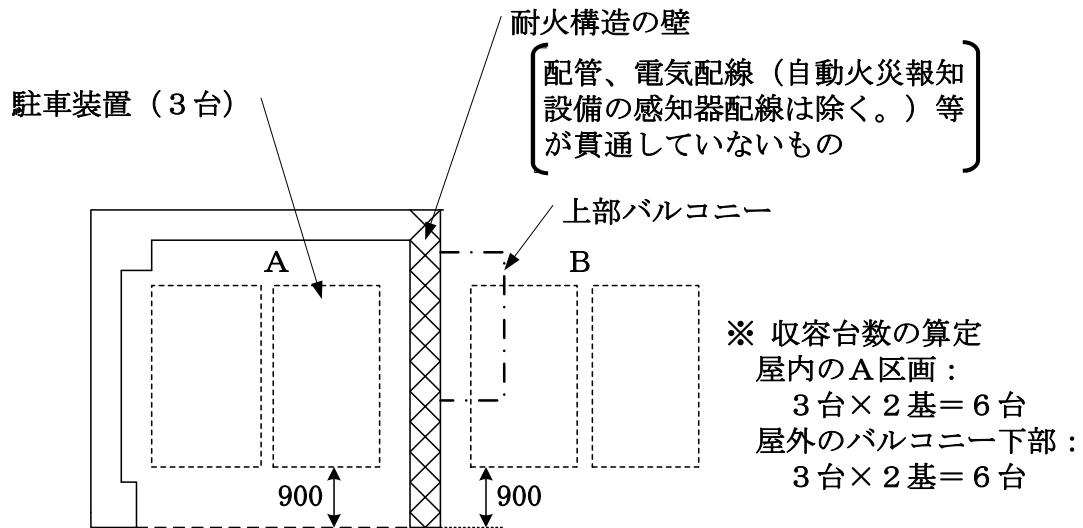
別図1-6 (第1.6関係)

屋内に設けられる駐車装置の収容台数の算定



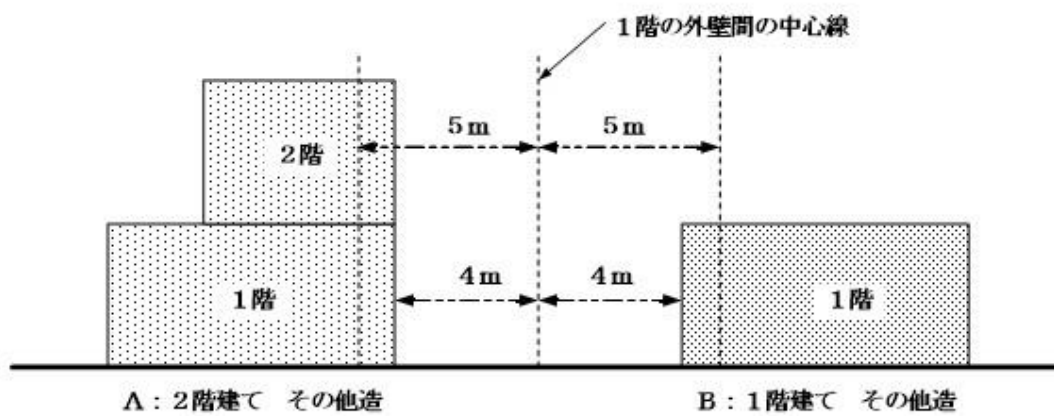
別図1-7 (第1.7関係)

屋内に設けられる駐車装置と外壁を介してバルコニー下部に駐車装置が存する場合の収容台数の算定



別図1-8 (第1.9関係)

令第19条第2項、第20条第2項及び第27条第2項に係る設置単位



※1階は3m以上離れているが2階が5m離れていないため、A・Bは1の建築物とみなされる

第2 項の判定

令別表第1に掲げる項の判定は、「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和50年4月15日付け消防予第41号。消防安第41号。以下「取扱基準」という。）のほか、それぞれ当該各項に定めるところによる。

1 主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる部分の取り扱い

(1) 取扱基準1.(1).(ア)の「従属的な部分についての管理権限を有する者が主たる用途に供される部分の管理権限を有する者と同一であること。」とは、令第3節の規定を適用する場合に限り、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使することができる者が同一であればよいこととする。

(2) 取扱基準1.(1).(イ)の「従属的な部分の利用者が、主たる用途に供される部分の利用者と同一であること。」とは、従属的な部分が主たる用途に供される部分の勤務者の福利厚生及び利便又は主たる用途に供される部分の利用者の利便を目的としたもので、従属的な部分は主たる用途に供される部分から通常の利用に便なる形態を有しているものであり、かつ、別表1(C)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）をいうものである。

なお、「これらに類するもの」とは、用途が近似するものに限定するものではなく、社会通念上(C)欄に例示の部分と同等程度に当該防火対象物の主たる用途に供される部分に従属するものと判定されるものを含むものである。

(3) 取扱基準1.(1).(イ)の「従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と密接な関係を有すること。」とは、従属的な部分が主たる用途に供される部分と用途上不可分な関係を有するもので、従属的な部分は主たる用途に供される部分から通常の利用に便なる形態を有しているものであり、かつ、(D)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）をいうものである。

なお、「これらに類するもの」については、前(2)なお書に同じ。

(4) 取扱基準1.(1).(ウ)の「従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。」とは、主たる用途の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であるか、又はこれに準じた時間帯をいうものである。

2 一般住宅（個人の住居に供されるもので、寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物の取り扱い

(1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積よりも大きい場合、取扱基準2.(2)により、令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当（令別表対象物の用途に供される部分（項（イロハニの区分を含む。以下同じ。））が1のときは、当該用途の令別表対象物に該当（一般住宅の用途に供される部分は、令別表対象物の用途として取り扱われる。）し、また、令別表対象物の用途に供される部分（項

が2以上あるときは、当該用途の令別表対象物と一般住宅（独立した一つの用途として取り扱われる。）との複合用途防火対象物に該当する。）するものであるが、このうち複合用途防火対象物に該当するものについては、取扱基準1.(1)又は(2)を適用し、最終的に単体の令別表対象物に該当するか、又は複合用途防火対象物に該当するかを判定するものとする。（別図2-1）

3 複合用途防火対象物の取り扱い

- (1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するのは、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる用途に供される部分（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ及び(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下「みなし従属適用除外用途」という。）を除く。）は原則として非特定用途部分のうち床面積が大なる用途に従属するものとみなして取り扱うものとする。

この場合、みなし従属適用除外用途が存在するものは同表(16)項イに掲げる防火対象物（規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物。以下「小規模特定用途複合防火対象物」という。）として取り扱い、存在しないものについては、同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものとする。（別図2-2及び3）

ア 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10パーセント以下であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が300平方メートル未満であること。

- (2) 令8区画されている複合用途防火対象物は、令第3節の規定の適用にあたって、それぞれ区画された部分ごとに取扱基準1.(2)及び前(1)を適用するものであること。（別図2-4及び5）

4 共同住宅に類似する通称文化住宅の取り扱い

下階に存する各住戸は、直接道路に接する長屋形式であって、上階に存する各住戸は、階段、廊下等の共用部分を有しているもの（共同住宅に類似する通称文化住宅）の下階に存する各住戸部分の取り扱いは、次によること。

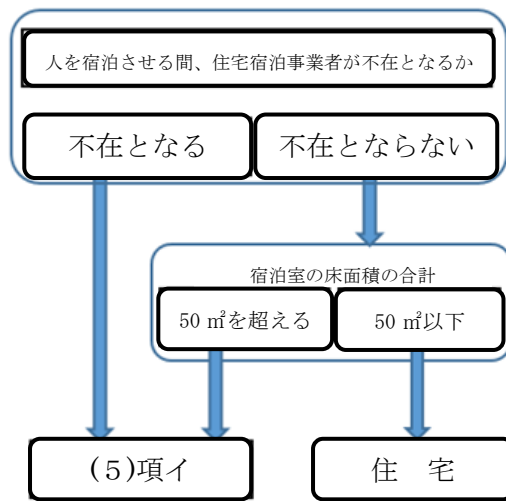
- (1) 直接道路に接する長屋の形態をとっている各住戸部分において、当該住戸の出入口の前面に柱又は手すりがあるものにあつては、令別表第1(5)項ロに掲げる用途に供するものとして取り扱う。（別図2-6）
- (2) 直接道路に接する長屋の形態をとっている各住戸部分において、当該住戸の出入口の前面に柱又は手すり等がなく、共用部分を有しないものにあつては、令別表第1各項に掲げる用途以外の用途として取り扱う。（別図2-7）

5 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅の取り扱い

(1) 次のア及びイに該当するものは、法第9条の2に規定する住宅として取り扱うものとする。

ア 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅（以下「届出住宅」という。）であること。

イ 人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者（住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者をいう。以下同じ。）が不在とならない旨の届出が行われたもので、宿泊室の床面積の合計が50平方メートル以下であること。

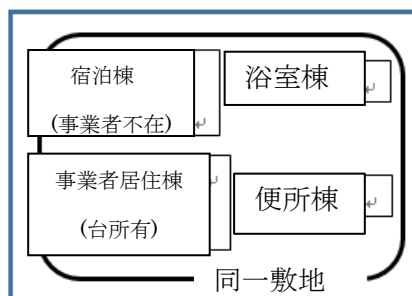


(5)項口 150 m ²	宿泊施設 50 m ²	ア及びイに該当
(5)項口 200 m ²		
(5)項口 150 m ²	宿泊施設 50 m ²	
〃	〃	
〃	〃	
〃	〃	

GL

この場合、宿泊施設部分がア及びイに該当すれば、当該部分は住宅と取り扱うこととなるので、令別表第1(5)項口の防火対象物として取り扱う。

- (2) 同一敷地内に複数の棟があり、これら複数の棟を一の届出住宅として届出された場合は、棟ごとに前(1)を適用するものであること。



この場合、宿泊棟、浴室棟及び便所棟を令別表第1(5)項イの防火対象物として取り扱い、事業者居住棟は、住宅宿泊事業者が不在とならない旨の届出が行われた場合、宿泊室の面積が0㎡であるため法第9条の2に規定する住宅として取り扱う。

- 6 時間帯又は日等によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態により判定すること。
- 7 他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じあん分(面積比に応じて比例配分することをいう。)するものとする。なお、共用される部分の床面積のあん分は次によること。
 - (1) 各階の廊下、階段、エレベーターの昇降路、パイプシャフト等の部分は、各階の用途の床面積に応じてあん分すること。
 - (2) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は共用される用途の床面積に応じてあん分すること。
 - (3) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じてあん分すること。
- 8 令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令8区画の有無を考慮しないものであること。
- 9 法第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所(以下「危険物施設」という。)は、その利用形態により、令別表第1に掲げる防火対象物のいずれかの用途に該当するものであること。

別図 2-1 (第 2. 2. (1)関係)

(15)項 150 m ²	住宅 50 m ²
(15)項	200 m ²
〃	〃
〃	〃
〃	〃
(15)項 140 m ²	(4)項 60 m ²

GL

この場合、一般住宅が存するため取扱基準 2. (2)により(4)項、(15)項、一般住宅の複合用途防火対象物であるが、(15)項部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、(4)項及び一般住宅部分の床面積の合計が 300 m²未満であるので、令別表第 1 (15)項の防火対象物として取り扱う。

別図 2-2 (第 2. 3. (1)関係)

(5)項口	500 m ²
〃	500 m ²
(15)項	500 m ²
(15)項 350 m ²	(3)項口 150 m ²

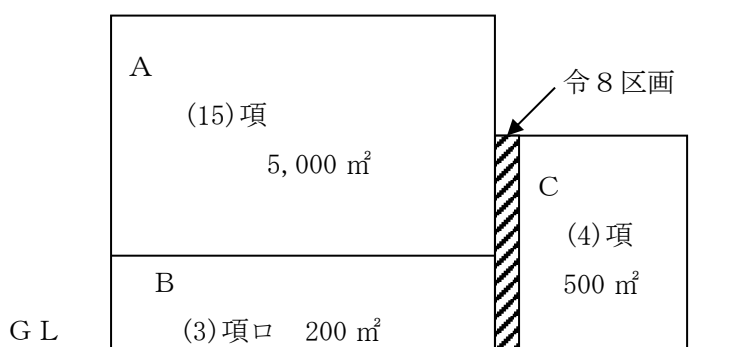
GL

別図 2-3 (第 2. 3. (1)関係)

	(15)項	400 m ²
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
	〃	〃
G L	(3)項口 60 m ²	(12)項イ 340 m ²
	(12)項イ 200 m ²	機 械

この場合、主たる用途以外の用途に供される部分（以下「独立用途部分」という。）の床面積の合計が、いずれも 300 m²以上あり、取扱基準 1. (2)に該当しないので、特定用途部分が存する複合用途防火対象物であるが、特定用途部分の床面積の合計が防火対象物の延べ面積の 10%以下、かつ、300 m²未満であり、また、みなし従属適用除外用途が存しないため令別表第 1 (16)項口の防火対象物として取り扱う。

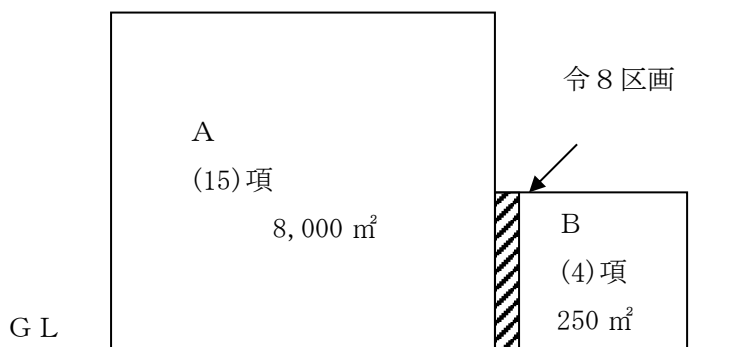
別図 2-4 (第 2. 3. (2)関係)



この場合、独立用途部分の床面積の合計が 300 m²以上あり、取扱基準 1. (2)に該当せず、かつ、特定用途部分の床面積の合計が 300 m²以上あり、第 2. 3. (1). イにも該当しないので、全体としては令別表第 1 (16)項イの防火対象物である。

ただし、消防用設備等の設置にあたっては、(A+B) 部分は同表(15)項 (B部分はA部分の従属的な部分と解される。)の防火対象物として取り扱い、C部分は同表(4)項として取り扱うものとする。

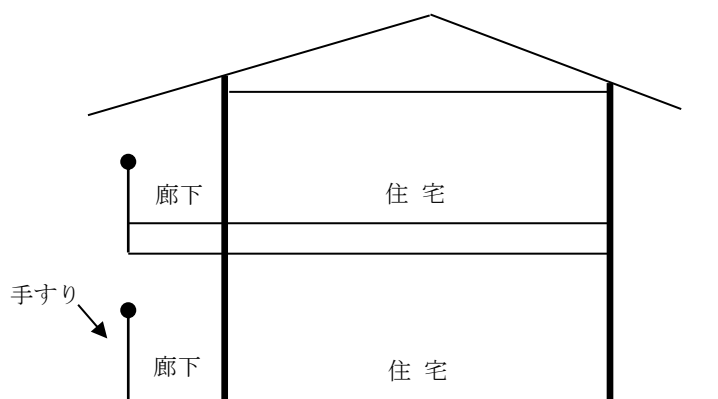
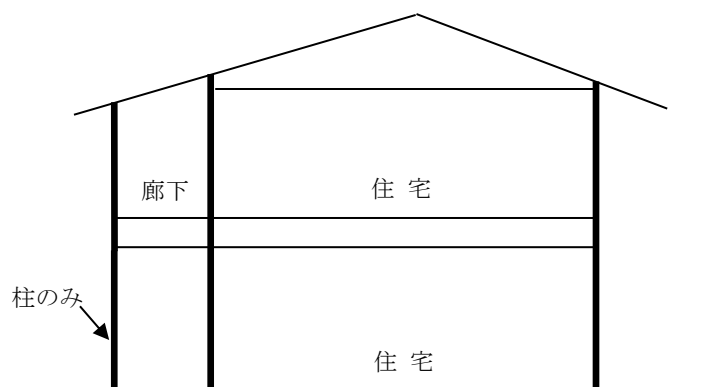
別図 2-5 (第 2. 3. (2)関係)



この場合、独立用途部分の床面積の合計が 300 m²未満で、かつ、延べ面積の 10%以下であり、取扱基準 1. (2)に該当するため、全体として令別表第 1 (15)項の防火対象物である。

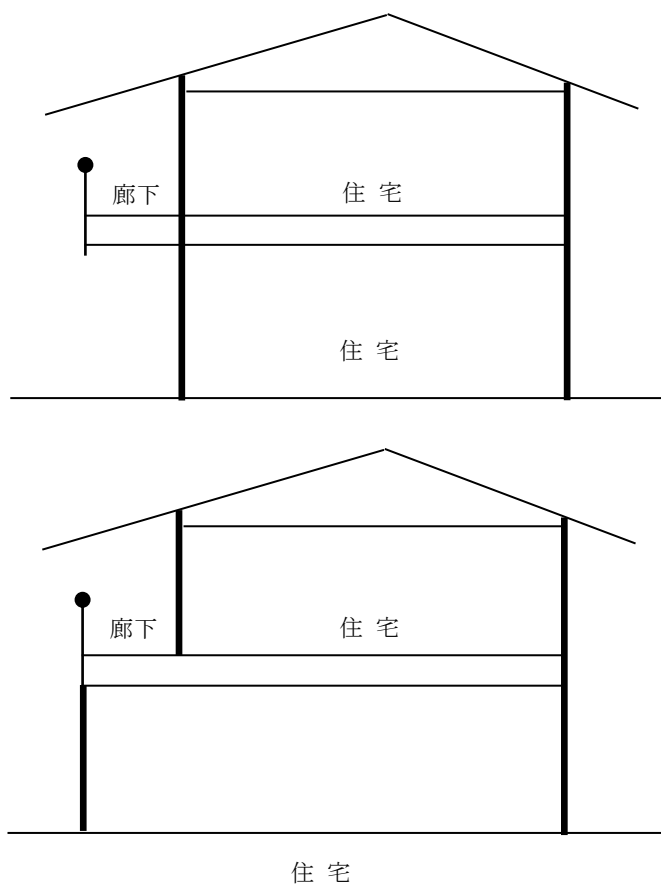
単体防火対象物は区画された部分ごとで取扱基準 1. (2)及び第 2. 3. (1)を適用するものではないため、B部分についても令別表第 1 (15)項の防火対象物として取り扱う。

別図2-6 (第2.4.(1)関係)



この場合、下階に存する住戸の出入口の前面に柱又は手すりが存するため、全体を令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物として取り扱う。

別図2-7 (第2.4.(2)関係)



この場合、下階に存する住戸の出入口の前面に共用部分が存しないため、下階の各住戸部分は一般住宅として取り扱い、第2.2.(1)により全体を令別表第1(5)項口若しくは(16)項口に掲げる防火対象物又は一般住宅として扱う。

別表 1

(A)	(B)主用途部分	機能的に従属する用途に供する部分		摘 要
		(C)勤務者、利用者の利便に供する部分	(D)密接な関係を有する部分	
(1)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣装部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク	展示博物室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール、浴室	
(1)項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク	展示博物室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	利用者が地域住民に限られる集会所は(15)項とする ※備考 4 参照
(2)項イ	客室、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室、出演者控室	託児室、専用駐車場、クローク	浴室	
(2)項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席、出演者控室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、バー	サウナ室、体育室	
(2)項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店、クローク		
(2)項ニ	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事務室、倉庫	厨房、専用駐車場、シャワー室		
(3)項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー、従業員控室	浴室	

(3) 項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、サウナ室、会議室	
(4) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室、商品陳列場、検品場、商品堆積場、商談室	専用駐車場、託児室、写真室、遊技場、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室	催物場（展示博物室を含む。）、貸衣裳室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室	卸売問屋は原則として本項に該当する。（生鮮食料品、生花の卸売市場は（15）項とする。）
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、図書室、喫茶室	宴会場、会議室、結婚式場、売店、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室	
(5) 項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室	来客用宿泊室	
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等宿直室、待合室、技工室、図書室、会議室、ナースステーション	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、保養室	臨床研究室、霊安室	
(6) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場		
(6) 項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場		

(6)項二	教室、職員室、遊技室、 教養室、講堂、厨房、 体育館、診療室、図書 室、会議室	食堂、売店、専用駐車場	音楽教室、学習塾	
(7)項	教室、職員室、体育館、 講堂、図書室、会議室、 厨房、研究室、クラブ 室、保健室、体育倉庫、 屋内プール	食堂、売店、喫茶室、談 話室、専用駐車場、遊技 室	学生会館の集会室、合 宿施設、学童保育室、 同窓会及びPTA 事務室	同一敷地内の独立 性の高い施設は、 当該用途に供する ものとして取り扱 う。
(8)項	閲覧室、展示室、書 庫、ロッカー室、ロ ビー、工作室、保管 格納庫、資料室、研 究室、会議室、休憩 室、映写室、観賞室	食堂、売店、喫茶室、 専用駐車場		
(9)項イ	脱衣室、浴室、休憩 室、体育館、待合 室、マッサージ室、 ロッカー室、クリー ニング室	食堂、売店、喫茶室、 専用駐車場、娯楽室、 託児室、バー		
(9)項ロ	脱衣室、浴室、休憩 室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車 場、サウナ室（小規模 な簡易サウナ）、娯楽 室、	有料洗濯室	
(10)項	乗降場、待合室、運 転指令所、電力指令 所、手荷物取扱所、 一時預り所、ロッカ ー室、仮眠室、救護 室、警官詰所	食堂、売店、喫茶室、 旅行案内所、専用駐車 場	理容室、両替所	
(11)項	本堂、拝殿、客殿、 礼拝堂、社務所、集 会室、聖堂、納骨 堂、庫裡、保管倉庫	食堂、売店、喫茶室、 専用駐車場、図書室	宴会場、厨房、結婚式 場、宿泊室（旅館業法 の適用のあるものを除 く。）、娯楽室	結婚式の披露宴会 場で独立性の高い ものについては本 項を適用しない。

	(12) 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室、浴室		同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして取り扱う。
	(12) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室、出演者控室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、集会室、クローク、ラウンジ		
	(13) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室、更衣室	食堂、売店、仮眠室		
	(13) 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場		
	(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	食堂、売店、専用駐車場		
(15) 項	事務所・金融機関・官公署・研究	事務室、休憩室、会議室、物品庫（商品倉庫を含む。）、更衣室、図書室、研究室 ※ 備考4を参照	ホール、食堂※、売店※、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診療室 ※ 備考1を参照。以下(15)項において同じ。	展示室（ショーウィンドー的な利用形態のものに限る。）、展望施設	1 会議室・ホール等は、規模形態を問わず事業所の事業活動を行うために、付随することが必要不可欠なものは、本項に該当するもの 上記以外のものについては、原則として(1)項に該当するものとする。 2 特殊団体及び業界のクラブ等で

所・集会室				特定な会員組織で作られ、定期的に談合等を目的として使用するものは、本項に該当するもの
児童館 老人館	事務室、集会室、談話室、図書室	食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場		老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しないもの
研修所	事務室、教室、体育室、会議室、講堂	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場、厨房、浴室		研修のための宿泊室は(5)項口に該当するもの
観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室、屋内プール、用具倉庫	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場	映写室、図書室、集会室、展示博物室	選手控席的な小規模な座席を有するものは、本項に該当するもの

備考1 主たる用途が(15)項である防火対象物の食堂又は売店が、主として主用途部分の勤務者又は利用者に利用されるが、それ以外の者にも利用されるため、主用途部分の勤務者又は利用者の利便に供するものかどうか不明確な場合は、次により判定する。

食堂及び売店部分の床面積の合計(食堂及び売店の面する廊下部分は含めない。)が、当該防火対象物の延べ面積の概ね 20%未満である場合は、当該食堂等の部分は、主用途部分の勤務者又は利用者の利便に供されるものとして取り扱って差し支えない。

2 各項の防火対象物の (C) (D) 欄に例示の用途中の食堂、売店、喫茶室等には、連続式形態のものは含まれない。

ただし、(5)項イ (D) 欄の売店及び(15)項 (C) 欄の食堂、売店にあつては、連続式形態のものを含めて差し支えない。

- 3 各項の防火対象物の (B) ～ (D) 欄の用途中に宿泊室を掲げているもの以外の防火対象物に宿泊又は寄宿用途部分が存する場合、当該部分が独立用途であるかどうかは、当該防火対象物の規模、経営形態等の実態により判断し、その独立性が強いときは、(5)項イ又はロとして取り扱う。

ただし、当該防火対象物の勤務者又は利用者の利便に供するもので、その規模が小さく（当該部分の収容能力が概ね5人以下又は当該部分の床面積の合計が30㎡以下のもの）、宿泊所又は寄宿舎等としての形態がうすいものは、1.(2)又は(3)の「これらに類するもの」として取り扱って差し支えない。

- 4 集会所については次により判定する。◆

地域住民以外の利用者を、インターネットや SNS 等により募集して一般に貸出す利用形態等のもの、および冠婚葬祭行事等の使用用途があるものについては(1)項ロとして取り扱うものとする。なお、利用者が地域住民に限られ、不特定な者への貸出利用が無いことを、建築確認申請図書で確認でき、使用開始届出書（交野市火災予防条例第66条）に利用形態もしくは使用用途等を記載する場合は、(15)項として取り扱うことができる。

第3 建築構造

消防用設備等の設置単位が1の防火対象物としてみなされている部分で、その主要構造部の構造を異にする場合にあっては、当該防火対象物は、次表の左欄に掲げる状況に応じ同表の右欄に掲げる構造のものとみなす。(別図3-1)

防火対象物の状況(構成)	みなす構造
A及びB	B
A、B及びC	C
A及びC	C
B及びC	C

注：この表において、A、B及びCは、それぞれ次に掲げる構造を示す。

A：耐火構造

B：準耐火構造

C：A又はB以外の構造

別図3-1 (第3関係)

① 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

(4)項 耐火構造 700 m ²	(4)項 木造 300 m ²
------------------------------	----------------------------

↑
令8区画に該当しない区画

この場合、消防用設備等の設置単位は、建物全体となるので主要構造部の構造を耐火・準耐火構造以外の構造とみなす。

屋内消火栓設備の設置は令第11条の規定により必要となるもの

② 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物

(5)項イ 耐火構造 700 m ²	(4)項 木造 300 m ²
-------------------------------	----------------------------

↑
令8区画に該当しない区画

令第9条の規定を適用する場合の消防用設備等の設置単位は、それぞれの用途で1の防火対象物とみなすので、主要構造部の構造は、それぞれの用途で取り扱う。この場合、屋内消火栓設備の設置は令第11条の規定では不要となる。

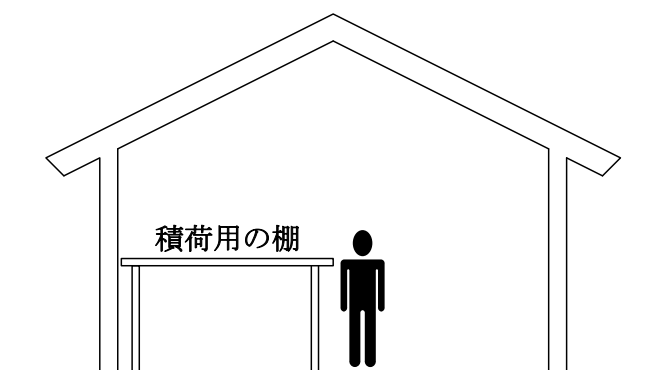
第4 階数の算定

階数の算定は、建基令第2条第1項第8号によるほか、その取り扱いについては、「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集」を参考とすること。なお、次に掲げるものについては、当該各項に定めるところにより取り扱う。

- 1 倉庫等に設ける積荷用の棚のうち、積荷を行う者が当該部分の外部にいて、その作業を行うことができる構造のものは、階数に算入しない。(別図4-1)
- 2 機械式駐車装置のうち次のいずれかに該当するものについては、当該各号に定めるところにより階数を算定する。
 - (1) 別表2中、1の形態のものは、層(屋外に設ける場合は、最上部の層を除く。)を階として算定する。
 - (2) 別表2中、2、3及び4の形態のものは、階数を1とする。
- 3 令8区画又は令第9条の規定により別の防火対象物とみなされるものが下階に存する場合は、当該別の対象物とみなされるものの階を含めて階数を算定する。(別図4-2)

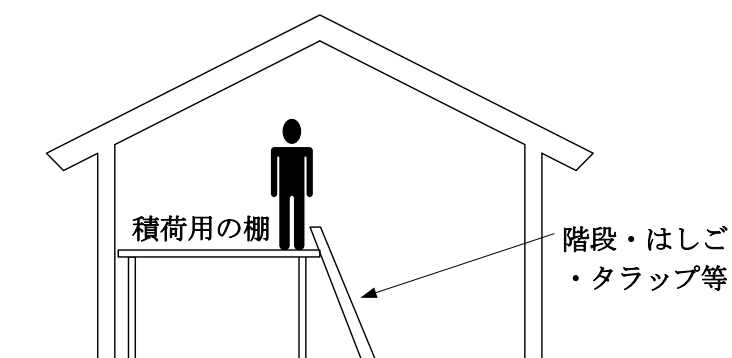
別図4-1 (第4.1関係)

倉庫等に設けられた積荷用の棚



A：積荷用の棚の外部から積荷作業を行う構造のもの

※Aは階数に算入しない

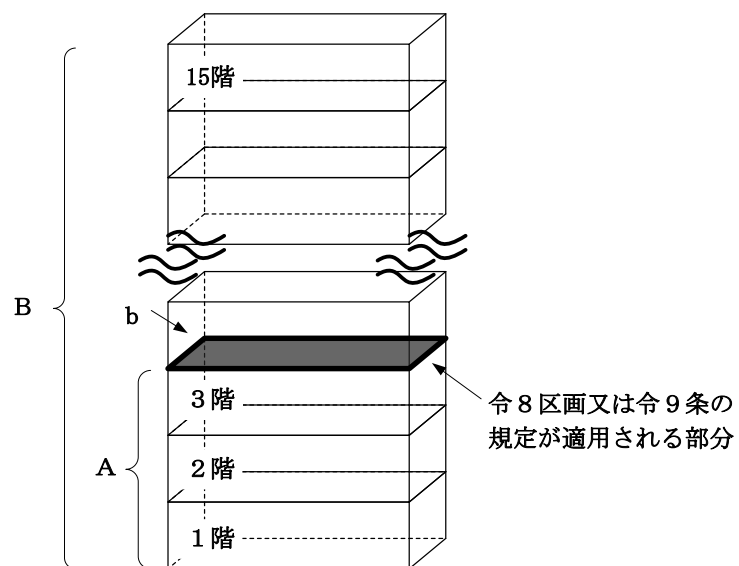


B：積荷を行う者が積荷用の棚の上部で作業を行う構造のもの

※Bは階数に算入する

別図4-2 (第4.3関係)

① 令8区画又は令第9条の規定により別の防火対象物とみなされるものの階数の算定



A : 階数3の防火対象物とする。

B : 階数15の防火対象物として、また、b部分は4階として算定する。

機械式駐車装置の形態

<p>1</p>		<p>所定の階(層)までカーリフト等の機械装置で搬送した後、自走して所定の駐車位置まで移動するもの</p>
<p>2</p>		<p>駐車位置まで昇降機で搬送し、パレット等に駐車させるもの</p>
<p>3</p>		<p>垂直又は水平に循環するパレット等に直接駐車するもの</p>
<p>4</p>		<p>2段式又は3段式駐車装置のように地上階は自走して駐車(他段の自動車等の移動のための地上のパレットが横方向又は上下に移動するものを含む。)し、他段は昇降機等の機械装置に駐車するもの</p>

第5 床面積及び延べ面積

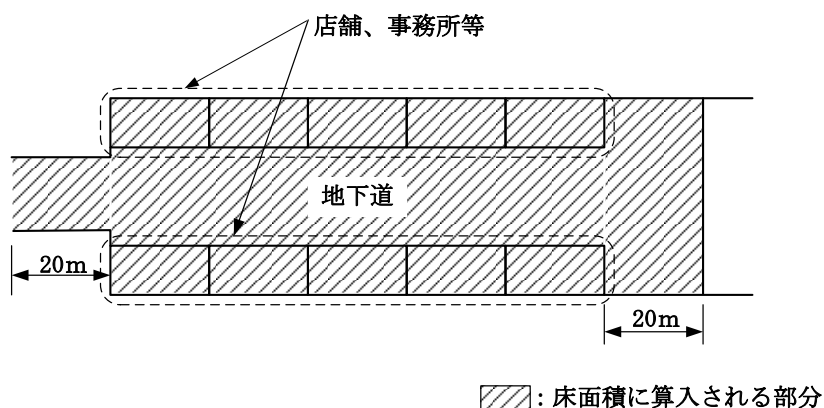
- 1 消防用設備等の設置に係る床面積及び延べ面積の算定は、それぞれ、建基令第2条第1項第3号及び第4号の規定によるほか、次に掲げるものについては、当該各号に定めるところにより取り扱う。
 - (1) 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合、消防用設備等の要否に係る床面積及び延べ面積は、当該危険物施設の部分を含んで算定する。
 - (2) 第1. 2の規定により別棟として取り扱った場合における渡り廊下、地下連絡路又は洞道部分については、おのおの接続する棟の延べ面積に応じて当該部分の床面積をあん分し、接続している防火対象物の階の床面積に算入する。
 - (3) 地下駅舎の床面積の算定は、次による。
 - ア 改札口内にあつては、軌道部分を除きすべて算入する。
 - イ 改札口外のコンコース等の部分は、すべて算入する。
 - (4) 地上の駅舎の床面積の算定は、次による。
 - ア プラットホームで、屋根を有し、かつ、床としての形態を有している部分はすべて算入する。
 - イ 軌道部分については、屋根が設けられている場合であっても算入しない。
 - (5) 地下街に接続する地下道部分については、店舗、事務所その他の施設の各部分からの歩行距離20メートルまでの部分を床面積に算入する。ただし、耐火構造の壁又は自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸で区画されている場合は、当該区画されている部分までの範囲を床面積に算入する。(別図5-1)
 - (6) 令第13条の規定の適用の際の床面積の算定は、次による。
 - ア 「自動車の修理又は整備の用に供される部分」の床面積は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する道路運送車両(原動機付自転車及び軽車両を除く。以下単に「車両」という。)の整備又は修理を行う作業室及びこれに接続する油庫、部品庫、工具室並びに整備又は修理のための機械が設けられている室及び車路(車両進入用の傾斜路、カーリフト等を除く。以下同じ。)の床面積の合計とする。
 - イ 「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分」及び「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分」の床面積は、別記4「電気設備及び火気使用設備に係る消火設備の運用指針」中別添2に示すものをいう。以下「電気設備及び火気使用設備に係る運用指針」という。)中第2.2及び第3.3の規定に基づき算定する。
 - ウ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる部分と平面駐車させる部分が混在する駐車場における床面積は、機械装置により車両を駐車させる部分と平面駐車させる部分の床面積を合算する。
 - エ 「別表第1に掲げる防火対象物の通信機器室」の床面積は、防火対象物内に複数の通信機器室が存する場合であっても一の室で算定する。

- (7) 令第13条第1項、令第21条第1項に規定する「駐車のために供される部分」、「駐車のために供する部分」及び「自動車駐車場」（以下「駐車のために供される部分等」という。）の床面積の算定は、次による。
- ア 車両を駐車する部分、歩行者用通路（さくその他これに類するものによって区画されておらず、車両が進入できるもの）及び車路の床面積の合計とする。
- イ 機械式駐車装置の場合の床面積の算定は、第4.2の別表2中の形態に応じ、それぞれ次に定めるところによる。
- (ア) 別表2中、1の形態のものは、階（層）ごとに壁（壁のないものにあつては手すり等）の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を床面積とする。
- (イ) 別表2中、2及び3の形態のものは、壁（壁のないものにあつては柱等）の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を床面積とする。
- (ウ) 別表2中、4の形態のものは、柱及び駐車するパレット等の端部で囲まれた部分の水平投影面積を床面積とする。
- ウ 一の階に、駐車のために供される部分等が2カ所以上に分散して存する場合の床面積は、当該部分の床面積を合算する。ただし、駐車のために供される部分等が相互に区画されている場合で、当該区画が規則第13条第2項第1号（イ、ロ及びニを除く。）の規定に適合し、かつ、区画間において車両の通行ができない場合は、それぞれ区画された部分ごとの床面積により令第13条、令第21条の規定を適用する。（別図5-2）
- エ 屋上に設けられるものにあつては、アによるほか、パラペット又はネットフェンスその他これらに類するもので囲まれた部分を床面積とする。
- (8) 高架下防火対象物のうち、周囲が開放された高架の下を駐車場、倉庫及び販売所等（以下「駐車場等」という。）の一定の用途に供するものは、令別表第1に掲げる防火対象物として取り扱うものとし、それぞれ次に定めるところによる。
- ア ネットフェンス又は塀等で囲まれた部分のうち高架の水平投影面積を床面積とする。（別図5-3）
- イ ネットフェンス又は塀等以外の囲いで囲まれている場合についても、当該囲いをネットフェンス又は塀等とみなして、前アに準じて当該用途に供する部分を床面積とする。
- ウ 隣接する高架下防火対象物に機能的に従属しているものについては、当該駐車場等を機能的に従属している部分として取り扱い、防火対象物の用途を判定する。なお、この場合の床面積は、隣接する高架下防火対象物と駐車場等の床面積を合算する。（別図5-4）
- (9) 令別表第1に掲げる防火対象物となる機械式駐車装置については、(7).イの規定により算定した当該用途に供する部分を床面積とする。
- (10) 機械式駐輪場については、壁（壁のないものにあつては柱等）の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を床面積とする。
- (11) 観覧場で、屋外の客席部分については、床面積に算入しない。

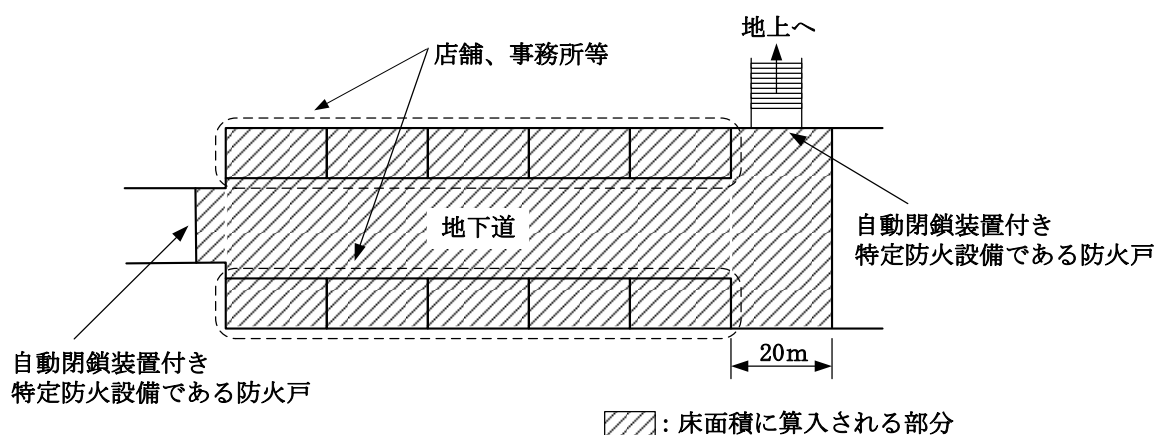
- (12) ラック式倉庫（棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。以下同じ。）にあつては、「第15 ラック式倉庫の取り扱い」によること。
- 2 第4の規定により階数に算入しない部分については、床面積についても算定の対象にしない。
- 3 屋外階段のうち、次に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段は床面積に算入しない。
- ア 長さが当該階段の周囲の1/2以上であること。
- イ 高さ1.1m以上かつ当該階段の天井の高さの1/2

別図5-1 (第5.1.(5)関係)

① 地下街に接続する地下道部分の床面積の算定

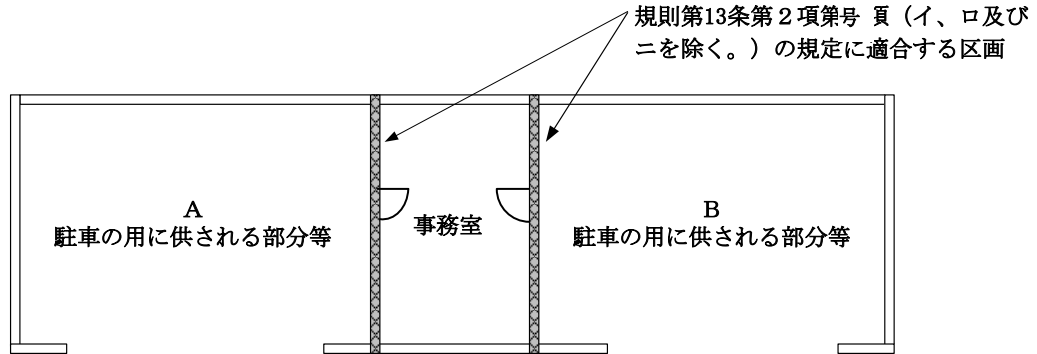


② 地下街に接続する防火区画された地下道部分の床面積の算定



別図5-2 (第5.1.(7).ウ関係)

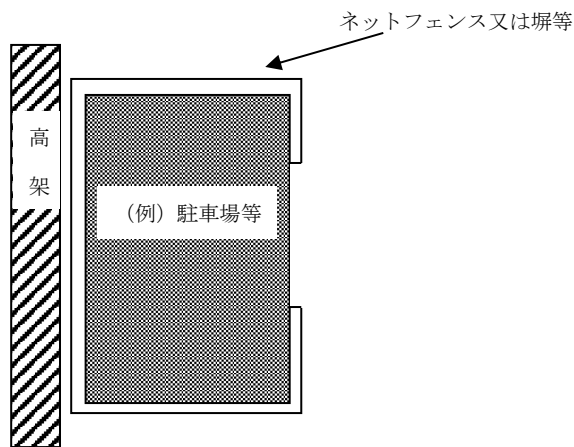
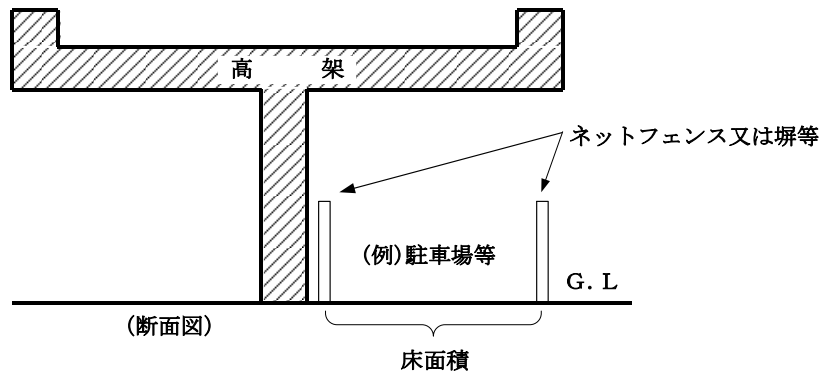
駐車の用に供される部分等が相互に区画されている場合の床面積の算定



A・Bそれぞれ区画された部分ごとの床面積とする。

別図5-3 (第5.1.(8).ア関係)

ネットフェンス又は塀等で囲まれた高架下防火対象物の床面積の算定

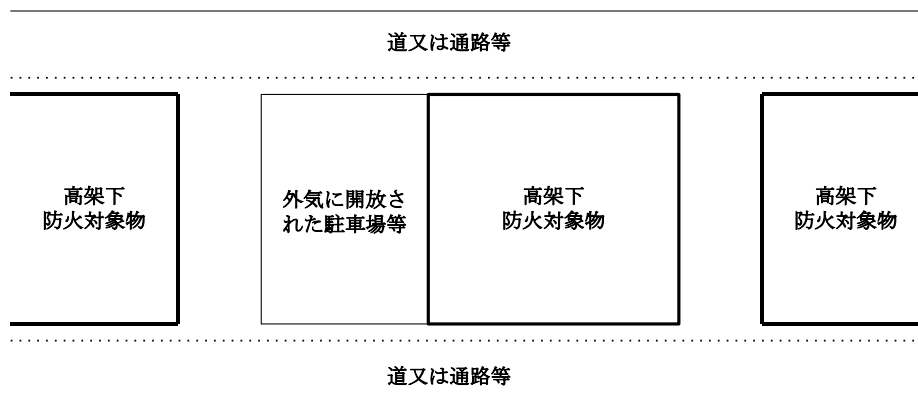


(平面図)

床面積 

別図5-4 (第5.1.(8).ウ関係)

機能的に従属している外気に開放された駐車場等を設けるもの

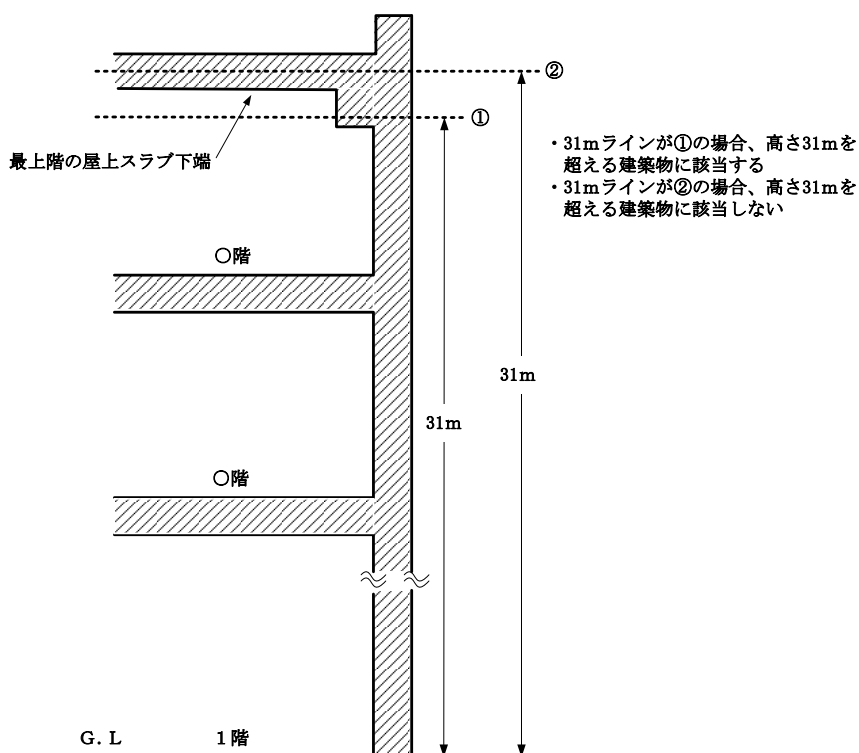


第6 高さ

- 1 法第8条の2に規定する高層建築物の高さは、地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合には、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。以下同じ。）からの最高の高さをいう。ただし、屋上部分にある階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまで並びに棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類するものの屋上突出物は、同条の高さに算入しない。
- 2 令第27条第1項第2号及び条例第5条の2第1項第2号エ（イ）に規定する高さは、地盤面からの最上階の屋上スラブの下面までの高さをいう。（別図6-1）
- 3 ラック式倉庫にあっては、「第15 ラック式倉庫の取り扱い」によること。

別図6-1（第6.2関係）

令第27条第1項第2号及び条例第5条の2第1項第2号エ（イ）に規定する高さ



第7 無窓階

令第10条第1項第5号に規定する無窓階に係る取り扱いは、規則第5条の3の規定及び別記3の「避難上又は消火活動上有効な開口部に係る取り扱い」により行うもののほか次による。

- 1 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合は、当該危険物施設の部分を含んで行うこと。
- 2 防火対象物が令8区画され、それぞれ別の防火対象物とみなす場合は、それぞれ区画された部分で行うこと。

第8 内装

1 令第11条第2項（令第12条第4項により準用する場合を含む。）、規則第6条第2項、規則第12条の2第1項、第2項及び第3項、規則第13条第1項及び第2項、規則第13条の6第1項及び第2項、規則第14条第1項、規則第26条第5項、規則第28条の2第1項及び第2項に規定する室内に面する仕上げ（以下「内装制限」という。）については、次による。

(1) 内装制限は、下地材までは問わないもの。ただし、壁紙等で下地材及び施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについては、下地材及び施工方法を含むもの。

(2) 次に掲げる部分については、内装制限の対象としない。

ア 押入、物入等（人が内部に入って収納作業を行うものを除く。）

イ 便所

ウ 浴室（少人数用のものに限る。）で内部に風呂釜、湯沸器又は乾燥機（電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づき技術基準に適合したもの、改正前の電気用品取締法（昭和36年法律第234号）の型式認可品及び一般社団法人日本電機工業会が定めた自主試験基準に適合する機器は除く。）等出火源となるものを設置しないもの。

エ 外気に開放されたバルコニーその他これに準ずるもの（以下「バルコニー等」という。）

(3) 腰壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分をいう。）は、内装制限の対象とする。

(4) 令第11条第1項第6号に係る内装制限は、階ごとにその対象とする。

(5) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、令第9条の適用を受け別の防火対象物とみなされるものにあつては、当該部分ごとに内装制限の対象とする。

第9 区画等

1 令8区画に係る取り扱いは、次による。

(1) 令8区画の構造は、次に適合するものであること

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。

イ 建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

ウ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50センチメートル以上突き出していること。ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6メートル以上にわたる耐火構造（建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間を有するもの）であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合にあっては、この限りでない。（別図7-1）

(ア) 開口部が設けられていないこと。

(イ) 開口部を設ける場合には、防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90センチメートル以上離れていること。

(2) 令8区画を貫通することができる配管及び貫通部は、別表3の「令8区画を貫通することができる配管等に係る運用基準」によること。

(3) 令8区画の壁又は床には、電気配線又は暖房、冷房、換気若しくは排煙設備の風道（以下「風道」という。）が貫通していないこと。

(4) 令8区画された部分の出入口等がひさし等で接続される場合は、ひさし等の先端まで耐火構造の壁により区画すること。ただし、ひさし等の下部が建基法上の床面積に算定されないもので、当該部分を通りしなくても道路まで通じる幅員1メートル以上の避難通路が確保されているものにあつては、この限りでない。（別図7-2）

(5) 防火対象物の各部分で、他の部分と廊下又は階段を共用するものは、当該廊下又は階段を共用する部分とは令8区画されていないものとして取り扱うこと。

（別図7-3）

(6) 階段室型共同住宅で、各階段室の系統ごとに住戸相互が令8区画されているものについては、バルコニーによって接続されているものであつても、令8区画がなされているものとして取り扱うこと。（別図7-4）

2 規則第12条の2区画に係る取り扱いは、次による。

(1) 規則第12条の2第1項第1号及び第3項第1号の区画に用いる準耐火構造の壁又は床は、建基令第107条の2に定める準耐火性能を有すること。

(2) 規則第12条の2第1項第2号の区画に用いる耐火構造の壁又は床は、建基令第107条に定める耐火性能を有すること。

(3) 規則第12条の2区画を行う場合、居室の区画には廊下、通路等を含んでも支障がないものとする。

(4) 規則第12条の2区画を貫通する配管等は、建基令第129条の2の5第1項第7号の規定の例により措置すること。

(5) 規則第12条の2区画の壁又は床等を風道が貫通する場合は、次によること。

ア 区画貫通部又はその直近の箇所には、煙感知器の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかの措置を講じたものにあつては、この限りでない。

(ア) 直接外気に開放されている部分（常時外気に面する部分から概ね5メートル未満の

- 部分等をいう。以下同じ。)に設けられる風道で、直径0.15メートル未満のもの。
- (イ) 直接外気に開放されている部分に設けられる風道で、直径0.15メートル以上で防火設備が設けられたもの。
- (ウ) ダクトスペースに貫通する換気設備の風道のうち、「風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める場合を指定」(昭和49年建設省告示第1579号)に適合するもの。
- イ 前アに関わらず排煙設備の風道が貫通する場合は、温度ヒューズ(溶解温度280度)の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーが設けられていること。
- ウ 前ア.(イ)及び(イ)を除き風道の区画貫通部は、規則第12条の2第1項第1号及び第2号に規定する開口部として取り扱うこと。
- (6) 規則第12条の2区画をエレベーターの昇降路の部分で行う場合にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口部分には、次によりその他の部分と区画すること(直接外気に開放されている部分を除く。)。この場合においては、当該エレベーターの出入口の面積をもって規則第12条の2第1項第1号ハ及び第2号ハに係る開口部の面積を算定すること。
- ア 規則第12条の2第1項第1号に係る場合は、次によること。
- (イ) 準耐火構造の壁、床及び防火戸(遮煙性能を有するものに限る。)で区画する。
- (イ) 前(イ)の防火戸は、規則第12条の2第1項第1号ニに規定する構造及び閉鎖方法のものとする。ただし、エレベーターについて、火災管制及び停電管制運転を行うことがき、かつ、着床後運転停止の際にかごの扉が開放された状態とならない場合にあつては、この限りでない。
- イ 規則第12条の2第1項第2号に係る場合は、次によること。
- (イ) 耐火構造の壁、床及び特定防火設備である防火戸(遮煙性能を有するものに限る。)で区画する。
- (イ) 前(イ)の特定防火設備である防火戸は、規則第12条の2第1項第2号ニに規定する構造及び閉鎖方法のものとする。ただし、前ア.(イ)ただし書に適合する場合は、この限りでない。
- (7) 規則第12条の2第1項第2号について、区画を行う廊下に面して設けられた屋外階段の出入口については、同条の規定に関わらず、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの防火戸とすることができること。
- (8) バルコニー等については、区画を要しない。
- 3 規則第13条区画に係る取り扱いは、次による。
- (1) 規則第13条第1項の区画に用いる準耐火構造の壁又は床は、前2.(1)によること。
- (2) 規則第13条第1項及び第2項の区画に用いる耐火構造の壁又は床は、前2.(2)によること。
- (3) 規則第13条第1項の区画を行う場合、居室の区画には廊下、通路等を含んでも支障がないものとする。

- (4) 規則第13条区画を貫通する配管等は、前2.(4)によること。
- (5) 規則第13条区画の壁又は床等を風道が貫通する場合は、前2.(5).ア及びイによること。
- (6) 前2.(5).ア.(ア)及び(イ)を除き風道の区画貫通部は、規則第13条第1項及び第2項に規定する開口部として取り扱うこと。
- (7) 規則第13条区画をエレベーターの昇降路の部分で行う場合にあっては、当該エレベーターの昇降路の出入口部分には、次によりその他の部分と区画すること（直接外気に開放されている部分を除く。）。この場合においては、当該エレベーターの出入口の面積をもって規則第13条第1項第1号ハ、第1号の2ハ及び第2項第1号ロに係る開口部の面積を算定すること。
- ア 規則第13条第1項の区画に用いる準耐火構造の壁、床及び防火戸は、次によること。
- (ア) 準耐火構造の壁、床及び防火戸（遮煙性能を有するものに限る。）で区画する。
- (イ) 前(ア)の防火戸は、規則第13条第1項第1号ニに規定する構造及び閉鎖方法のものとする。ただし、前2.(6).ア.(イ)ただし書に適合する場合は、この限りでない。
- イ 規則第13条区画に用いる耐火構造の壁、床及び特定防火設備である防火戸は、次によること。
- (ア) 耐火構造の壁、床及び特定防火設備である防火戸（遮煙性能を有するものに限る。）で区画する。
- (イ) 前(ア)の特定防火設備である防火戸は、規則第13条第1項第1号ニ及び第1号の2ニに規定する構造及び閉鎖方法のものとする。ただし、前2.(6).ア.(イ)ただし書に適合する場合は、この限りでない。
- (8) 規則第13条第2項の区画を行う廊下に面して設けられた便所等の出入口で、次に掲げるものについては、同条の規定に関わらず当該開口部に特定防火設備である防火戸の設置を要しない。
- ア すべて不燃材料で造られた便所又は準不燃材料で造られた戸により区画された便所。
- イ 電気式の給湯設備又は電磁調理器以外の器具（電気又はガスコンロ）等が設置されていない湯沸し室で、準不燃材料で造られた戸が設けられたもの。
- (9) 規則第13条区画を行う廊下に面して設けられた屋外階段の出入口については、前2.(7)によること。
- (10) バルコニー等については、区画を要しない。
- 4 規則第13条の5の2区画に係る取り扱いは、次による。
- (1) 規則第13条の5の2第2号イの区画に用いる準耐火構造の壁又は床は、2.(1)によること。
- (2) 規則第13条の5の2第2号ロの区画に用いる不燃材料の壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）は、建基令第108条の2に定める不燃性能を有すること。

- (3) 規則第 13 条の 5 の 2 区画を貫通する配管等は、2. (4)によること。
- (4) 規則第 13 条の 5 の 2 区画の壁又は床等を風道が貫通する場合は、2. (5). ア及びイによること。
- (5) 規則第 13 条の 5 の 2 区画をエレベーターの昇降路の部分で行う場合にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口部分には、次によりその他の部分と区画すること（直接外気に開放されている部分を除く。）

ア 規則第 13 条の 5 の 2 第 2 号イに係る場合は、次によること。

(ア) 準耐火構造の壁、床及び防火戸（遮煙性能を有するものに限る。）で区画する。

(イ) 前(ア)の防火戸は、規則第 13 条の 5 の 2 第 2 号イに規定する閉鎖方法のものとする。ただし、2. (6). ア. (イ)ただし書に適合する場合は、この限りでない。

イ 規則第 13 条の 5 の 2 第 2 号ロに係る場合は、次によること。

(ア) 不燃材料で造られた壁、柱、床、天井（天井のない場合にあつては、屋根）及び戸で区画する。

(イ) 前(ア)の戸は、規則第 13 条の 5 の 2 第 2 号ロに規定する閉鎖方法のものとする。ただし、2. (6). ア. (イ)ただし書に適合する場合は、この限りでない。

- (6) 規則第 13 条の 5 の 2 第 2 号ロに規定する「隣接する部分の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの」とは、スプリンクラーヘッドが設置されている部分を有効範囲内として取り扱うものであること。なお、特定施設水道連結型スプリンクラー設備、パッケージ型自動消火設備及び水噴霧消火設備等（移動式を除く。）の有効範囲内であっても適用できるものであること。

(7) バルコニー等については、区画を要しない。

- 5 規則第 28 条の 2 区画及び複合型居住施設用自火報区画（以下「規則第 28 条の 2 区画等」という。）に係る取り扱いは、次による。

(1) 規則第 28 条の 2 区画等に用いる準耐火構造の壁又は床は、2. (1)によること。

(2) 規則第 28 条の 2 区画等に用いる耐火構造の壁又は床は、2. (2)によること。

(3) 規則第 28 条の 2 区画等を貫通する配管等は、2. (4)によること。

(4) 規則第 28 条の 2 区画等の壁又は床等を風道が貫通する場合は、2. (5). ア及びイによること。

(5) 前 2. (5). ア. (ア)及び(イ)を除き風道の区画貫通部は、規則第 28 条の 2 に規定する開口部として取り扱うこと。

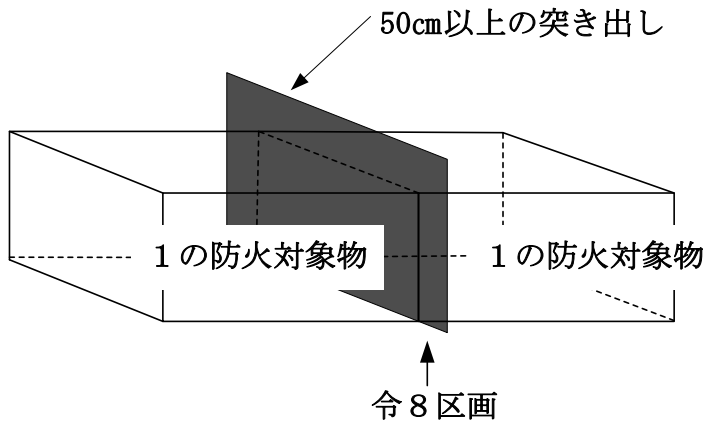
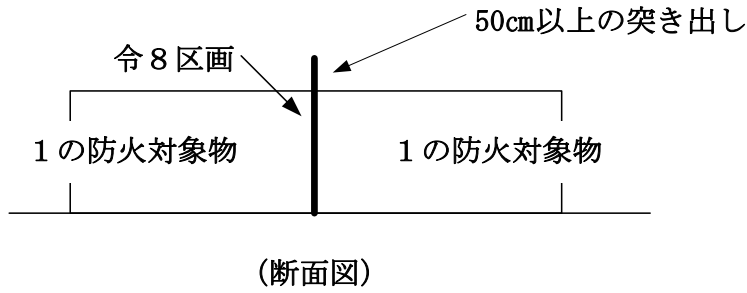
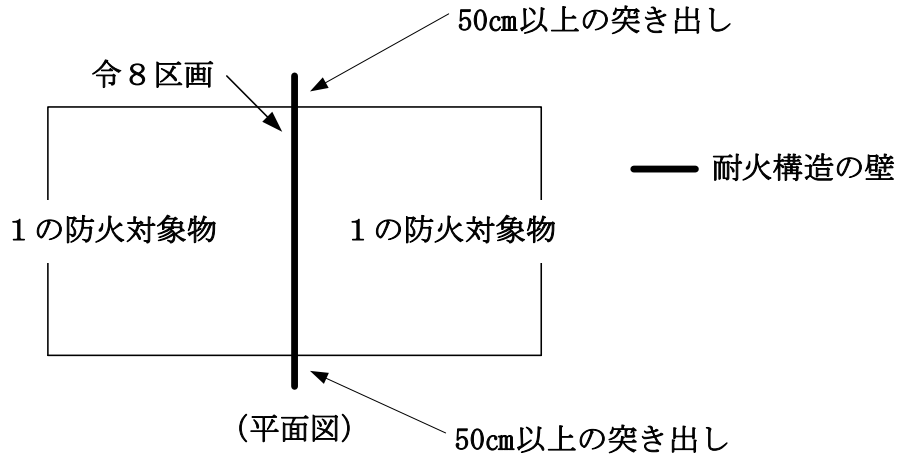
(6) 規則第 28 条の 2 区画等をエレベーターの昇降路の部分で行う場合にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口部分には、次によりその他の部分と区画すること（直接外気に開放されている部分を除く。）。この場合においては、当該エレベーターの出入口の面積をもって開口部の面積を算定すること。

ア 規則第 28 条の 2 区画等に用いる準耐火構造の壁、床及び防火戸は、3. (7). アによること。

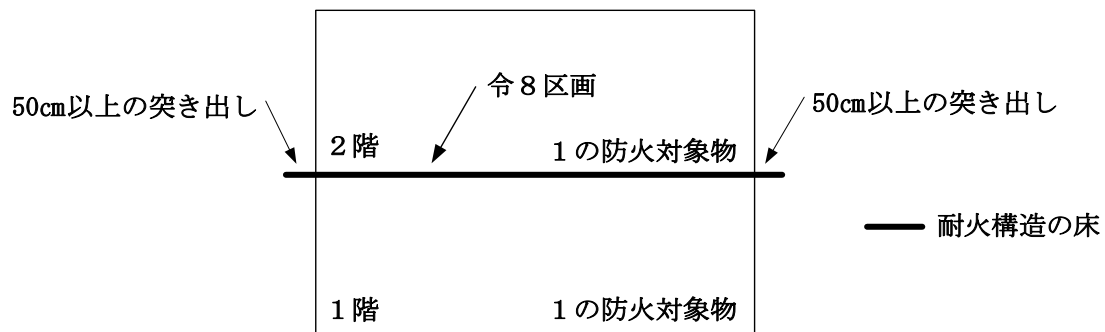
- イ 規則第 28 条の 2 区画等に用いる耐火構造の壁、床及び特定防火設備である防火戸は、
 - 3. (7). イによること。
 - (7) 規則第 28 条の 2 区画等を行う廊下に面して設けられた屋外階段の出入口については、
 - 2. (7) によること。
 - (8) バルコニー等については、区画を要しない。
- 6 規則第 30 条の 2 区画に係る取り扱いは、次による。
- (1) 規則第 30 条の 2 区画に用いる耐火構造の壁又は床は、2. (2) によること。
 - (2) 自動閉鎖の防火戸は、随時開放することができ、かつ、自動的に閉鎖するもの又は温度ヒューズ若しくは感知器の作動と連動して閉鎖するものとする。
 - (3) 規則第 30 条の 2 区画を貫通する配管等は、2. (4) によること。
 - (4) 風道が区画の壁又は床等を貫通する場合は、次によること。
 - ア 区画貫通部には、温度ヒューズ又は感知器の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーを設ける。ただし、2. (5). ア(ウ)に該当するものは除く。
 - イ 排煙設備の風道が貫通する場合は、温度ヒューズ（溶解温度 280 度）の作動と連動して閉鎖する構造の防火ダンパーを設ける。
 - (5) 規則第 30 条の 2 第 1 号に規定する区画のうち階段については、地階の階段部分と地上の階段部分とは区画を要しない。
 - (6) バルコニー等については、区画を要しない。

別図7-1 (第9. 1. (1). ウ関係)

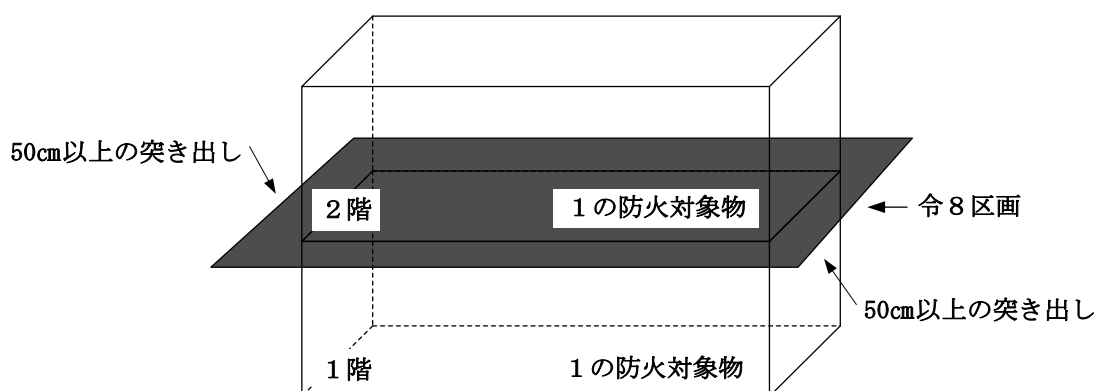
① 外壁及び屋根から50cm以上突き出した耐火構造の壁による令8区画



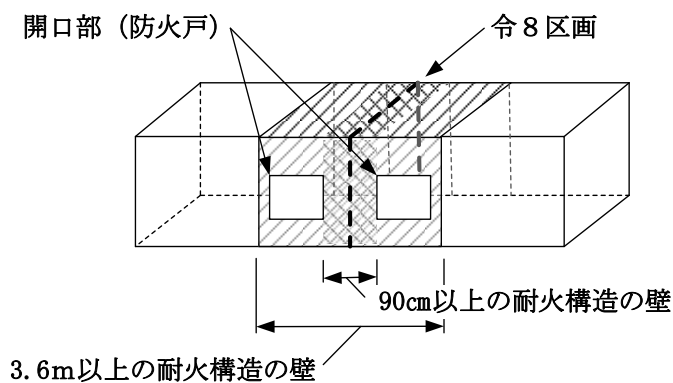
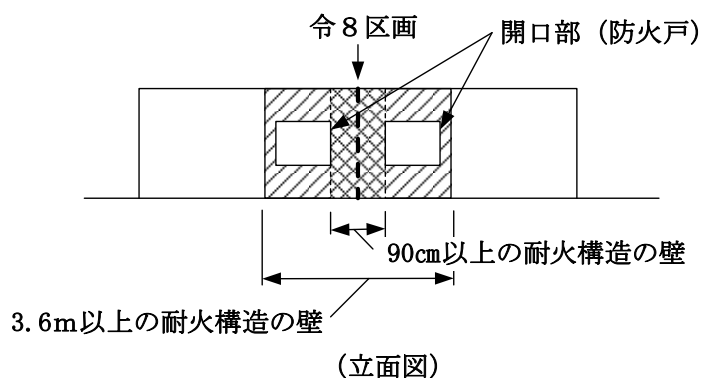
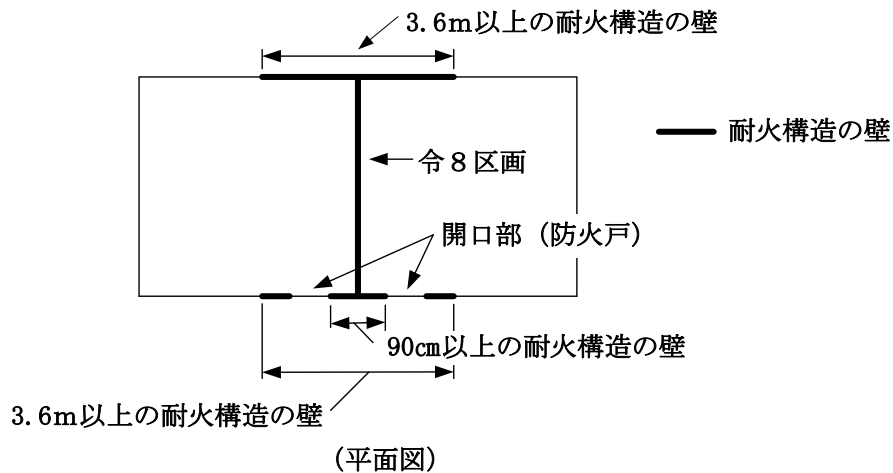
② 外壁から50cm以上突き出した耐火構造の床による令8区画



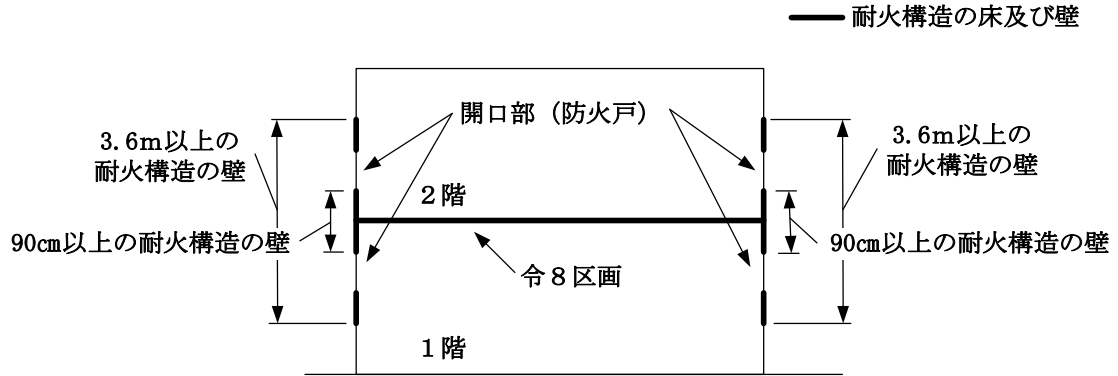
(断面図)



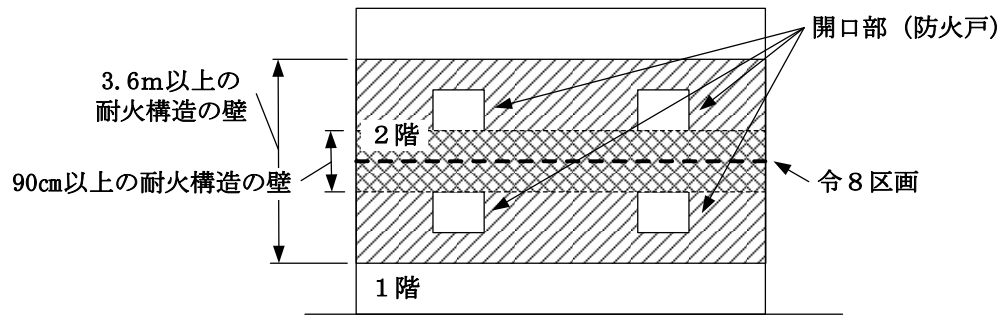
- ③ 令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造の壁又は床
 ア 壁による場合



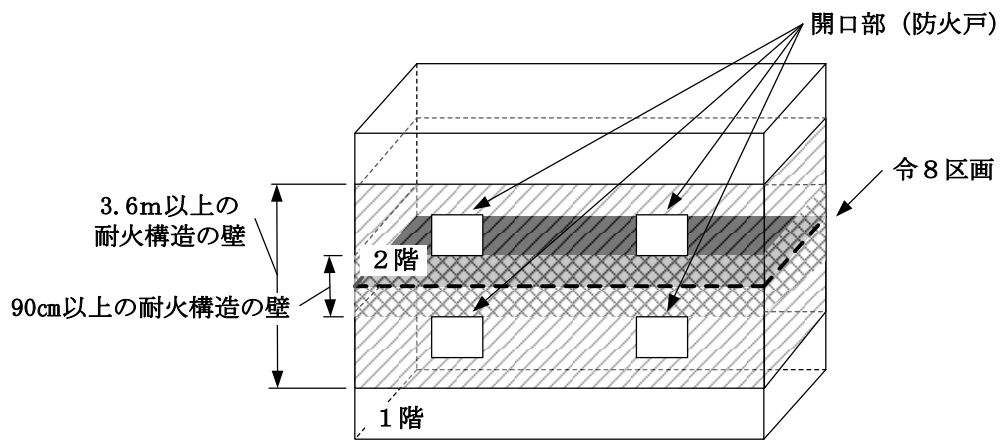
イ 床による場合



(断面図)

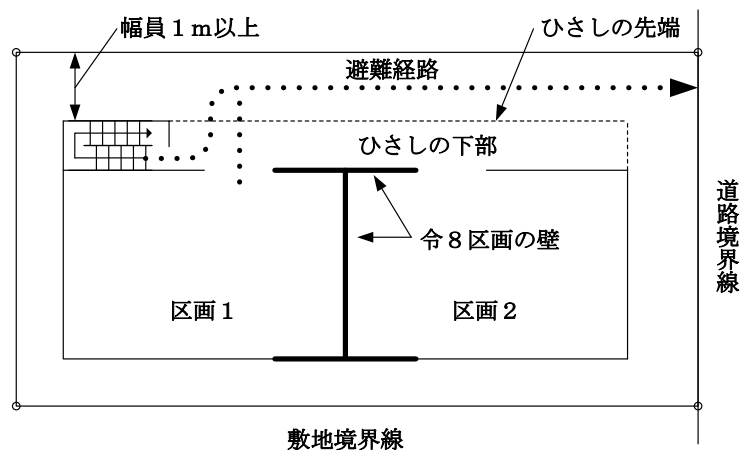


(立面図)



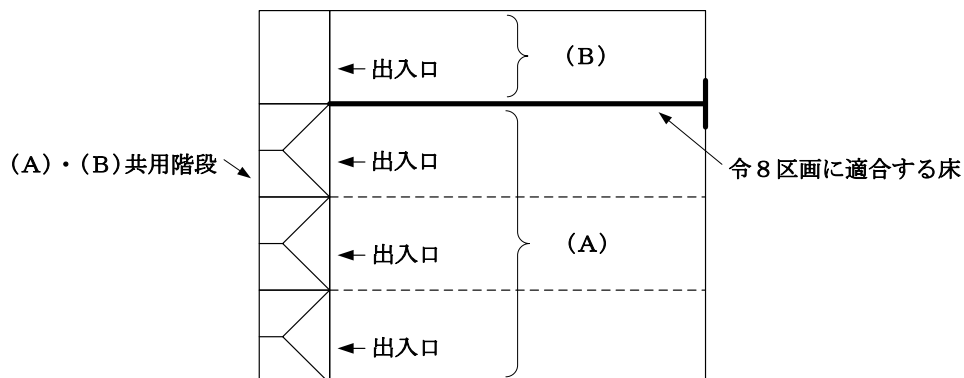
別図7-2 (第9. 1. (4) 関係)

区画1、区画2及び上階の避難時に他の区画の前のひさしの下部を通らずに道路まで避難できるもの。

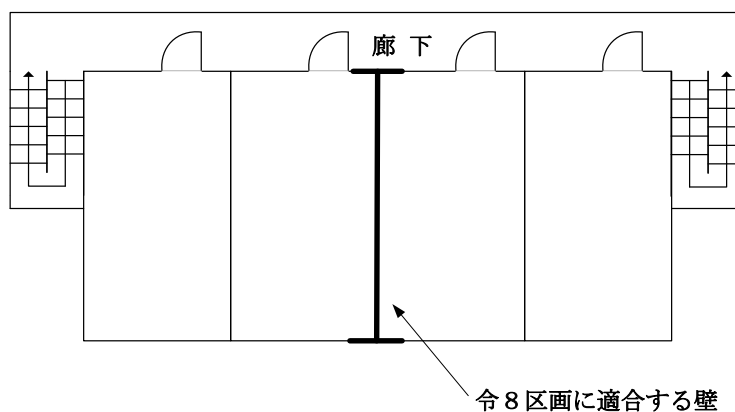


別図7-3 (第9. 1. (5) 関係)

① 階段を共用するものは、令8区画されていないものとして扱う。

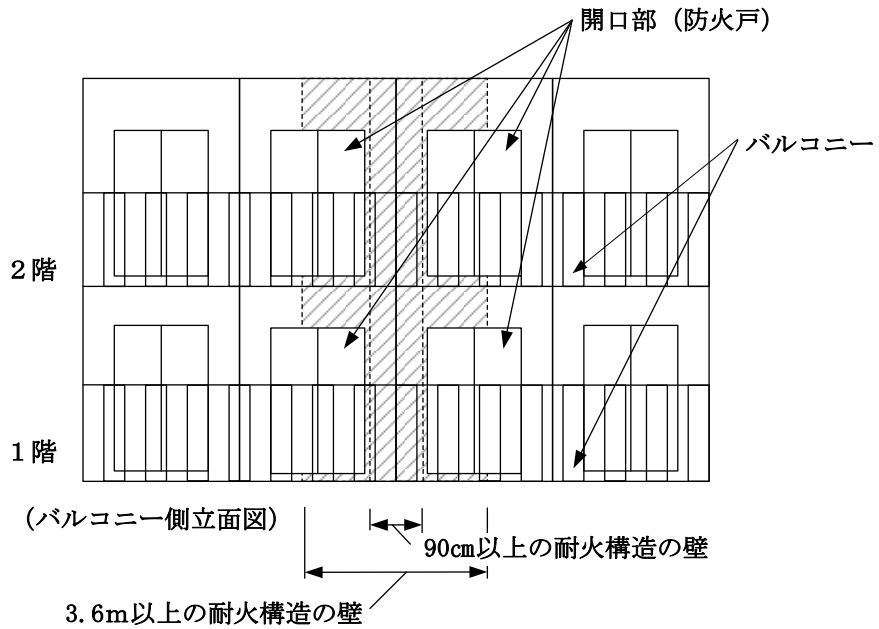
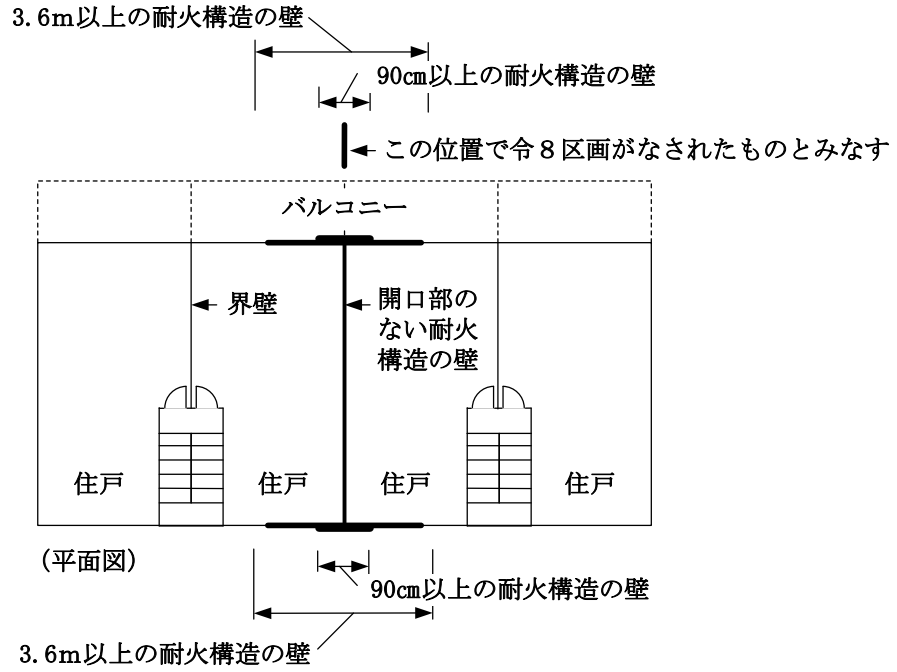


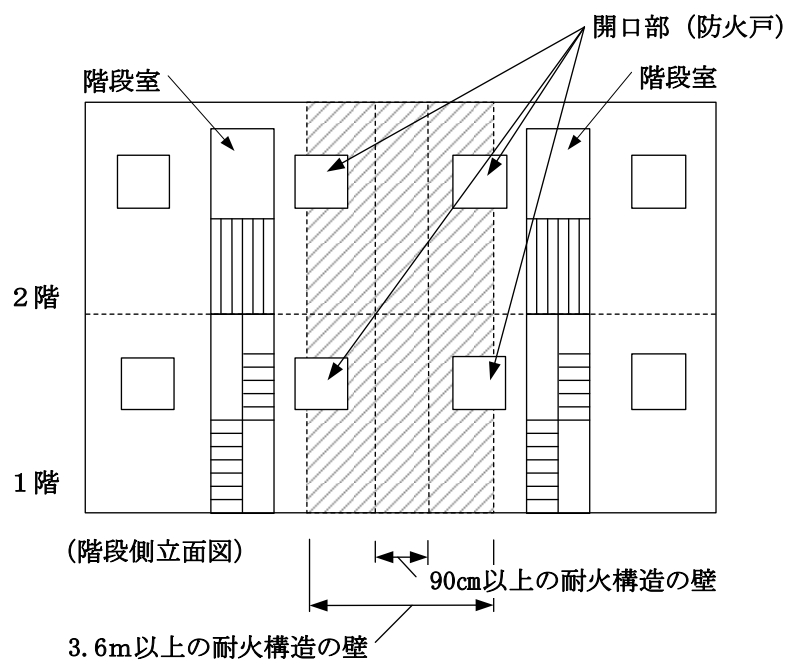
② 階段及び廊下を共用するものは、令8区画されていないものとして扱う。



別図7-4 (第9. 1. (6) 関係)

階段室型共同住宅の令8区画の取り扱い。





別表3 令8区画を貫通することができる配管等に係る運用基準

令8区画を貫通することができる配管

配管の用途	配管の種類	1の配管の口径	使用範囲	施工方法
<ul style="list-style-type: none"> ・給水管 ・排水管 ・排水管に付属する通気管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ JIS G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管) ・ JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管) ・ JIS G 3452 (配管用炭素鋼管) ・ JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼管) ・ JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管) ・ JIS G 5525 (鑄鉄管) ・ 日本水道協会規格 (以下「JWWA」という。)K116(水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管) ・ JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管) ・ JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管) ・ 日本水道鋼管協会規格 (以下「WSP」という。)011(フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管) ・ WSP 032(排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管) ・ WSP 039(フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管) ・ WSP 042(排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管) ・ WSP 054(フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管) 	<p>呼び径 200mm 以下</p>	<p>貫通部及びその両側1m以上の範囲。ただし、排水管で貫通部から1m以内となる部分に次により衛生機器を接続した場合は認めて差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 衛生機器の材質は不燃材料であること ② 排水管と衛生機器の接続部に塩化ビニール製の排水ソケット及びゴムパッキンが用いられている場合は、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること 	<ul style="list-style-type: none"> ① 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。 なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては直径が300mmの円に相当する面積以下であること ② 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離(当該直径が200mm以下の場合にあつては200mm)以上であること ③ 配管及び貫通部は一体で、建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること ④ 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること ⑤ 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること ⑥ ④及び⑤の具体的施工方法並びに保温、接続及び支持方法は別紙によること
<p>「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」(通知)(平成7年3月31日付け消防予第53号)に基づき、令8区画を貫通する配管等の基本的な考え方に適合するもの</p>				

別紙 令8区画を貫通する鋼管等の施工方法

(「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について」(通知)(平成19年10月5日付け消防予第344号))

別表3の施工方法欄中、⑥の施工方法は次によること。

1 貫通部の処理

鋼管等(表の配管の種類で、一般財団法人日本消防設備安全センターに設けられた消防防災用設備機器性能評定委員会による評定を受けたもの以外のものをいう。以下同じ。)が区画を貫通する部分の処理は、次の方法により行うこと。

(1) セメントモルタルによる方法

- ア 日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること
- イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。
- ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(2) ロックウールによる方法

- ア JISA 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充填密度150kg/m³以上のものに限る。)又はロックウール繊維(密度150kg/m³以上のものに限る。)を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。
- イ ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

2 可燃物の接触防止措置

鋼管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

(1) 可燃物への接触防止措置

ア 被覆材

ロックウール保温材(充填密度150kg/m³以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の床の上面から上方60cm の範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の床の上面から上方60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の壁の両面から左右30cm の範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両面から左右60cm の範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cm の範囲には、もう一重被覆する。

(2) 給排水管の着火防止措置

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

3 配管等の保温

配管等を保温する場合にあつては、次の(1)又は(2)によること。

(1) 保温材として前2. (1). アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管にあつては、J I S A 9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材で被覆したものをを用いて差し支えないこと。この場合において、1 及び前2 の規定について、特に留意されたいこと。

4 配管等の接続

配管等を1 の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

(1) 配管等は、区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア メカニカル接続

(ア) ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。

(イ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

(ウ) 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。

(エ) 押し輪又はフランジで押さえること。

(カ) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ 差込み式ゴムリング接続

(ア) 受け口管の受け口の内面にシーリング剤を塗布すること。

(イ) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

(ウ) ゴムリングの内面にシーリング剤を塗布すること。

(エ) 挿入管の差し口にシーリング剤を塗布すること。

(オ) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

(ア) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。

(イ) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

(ウ) 挿入管の差し口端部に受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

(エ) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ ねじ込み式接続

(ア) 挿入管の差し口端外面に管用テーパネジを切ること。

(イ) 接合剤をネジ部に塗布すること。

(ウ) 継手を挿入管にねじ込むこと。

オ フランジ接続

(ア) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。

(イ) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。

(ウ) 上下、次の左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

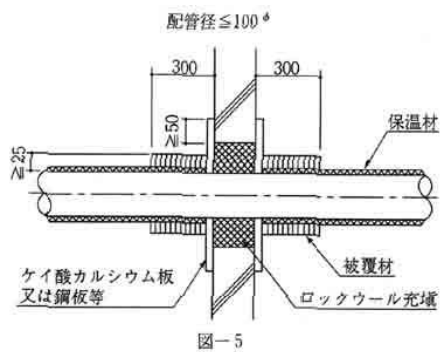
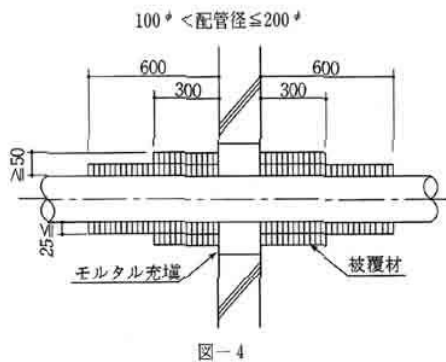
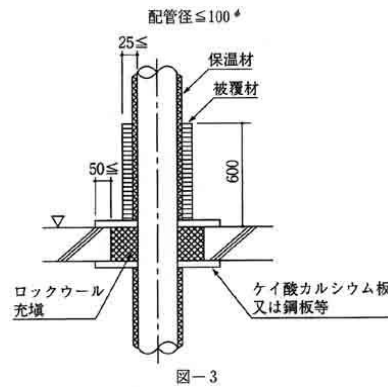
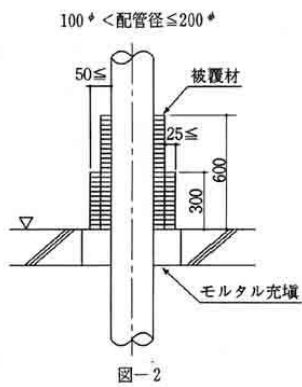
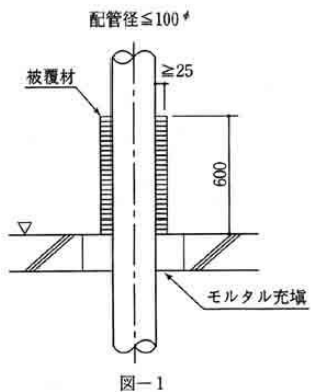
(3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

5 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考)

施工方法の例 (鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合)



第10 指定可燃物

令第10条第1項第4号、第11条第1項第5号、第12条第1項第8号、第13条第1項及び第21条第1項第8号に規定する指定可燃物の貯蔵又は取り扱いの数量及び倍数の算定は、別記5「指定可燃物等の範囲及び数量算定に関する運用基準」により行う。

第11 収容人員の算定

消防同意審査にあたっての収容人員の算定は、規則第1条の3の規定によるほか、別記2「収容人員の算定」により行う。

第12 非常用の進入口

非常用の進入口は、建基令第126条の6第2号かつこ書及び第126条の7第4号を参考とすること。

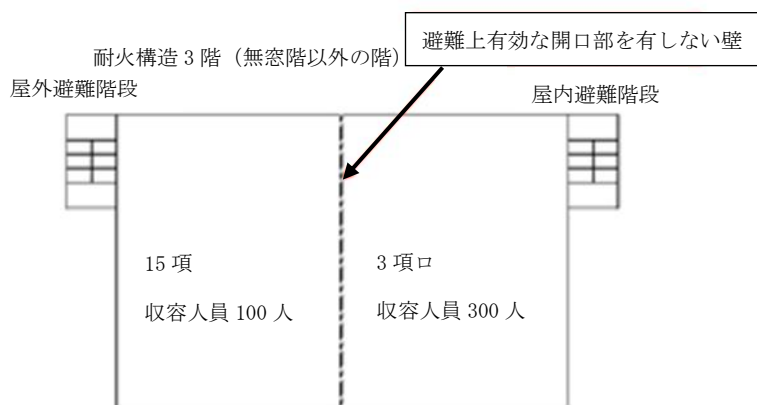
第13 規定の運用・解釈

次の各項に掲げるものの運用・解釈は、当該各項に定めるところによる。

- 1 令第10条第1項第1号口に規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものをいう。
なお、火を使用する設備又は器具に、同条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」並びに「電磁誘導加熱式調理器」又は「電気コンロ」等の電気を熱源とする設備又は器具は含まない。
- 2 令第12条第1項第2号に規定する「舞台部」には、当該舞台部の奈落を含む。
- 3 令第13条第1項の表中の次の規定については、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることかできる構造」とは、車両が道路又は空地に面して横に一直列又は二列に並んで収容される構造をいう。（別図8-1）
 - (2) 「車両の収容台数」とは、1の防火対象物内に昇降機等の機械装置により車両を駐車させる部分と平面駐車させる部分とが混在する場合、機械装置により車両を駐車させる部分の台数をいう。
 - (3) 「その他これらに類する電気設備が設置されている部分」及び「その他多量の火気を使用する部分」とは、それぞれ、電気設備及び火気使用設備に係る運用指針中第2.1及び第3.1規定するものをいう。
- 4 令第21条の2第1項第3号に規定する「収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。」とは、令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、収容人員が一人に満たないものをいう。なお、点検時のみ在館する場合等については、総務省令で定める数に満たないも

のとして取り扱う。

- 5 令第21条の2第1項第3号及び規則第24条の2の2第1項第2号に規定する温泉法(昭和23年法律第125号)第14条の5第1項の都道府県知事の確認を受けた温泉採取設備の場所とは、次の場所をいう。
- (1) 温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の6第1項の規定により、環境大臣が定めるメタン濃度(平成20年環境省告示第58号)であるものをいう。
 - (2) 温泉法施行規則第6条の6第2項の規定により、温泉付随ガスの気泡が目視できず、近隣にあり、かつ、地質構造、泉質、深度その他の状況からみて温泉付随ガスの性状が類似していると認められる温泉の採取の場所におけるメタンの濃度が、環境大臣が定めるメタン濃度(平成20年環境省告示第58号)であるものをいう。
- 6 令第25条第1項の規定により避難器具が必要となる防火対象物で令第9条の規定が適用される場合は、規則第26条第1項及び第2項に規定する「防火対象物の階」についても令第9条が適用されるもの



この場合、避難器具の設置の要否については、まず令第25条第1項第3号の規定により令別表第1(3)項口に掲げる防火対象物の階に必要なが、設置個数については、令第25条第2項及び規則第26条の規定により2個必要となるもの。なお、規則第26条第1項及び第2項に規定する「防火対象物の階」とは、令第9条の規定の趣旨から令別表第1(15)項に掲げる用途部分(屋外避難階段含む。)を除いた部分をいうもの。

また、令第25条第1項第5号の規定により令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物の階の階に必要なが、設置個数については、規則第26条第1項各号の規定に適合しているため倍読み規定を適用し、規則第26条第2項の規定により、屋外避難階段が1設けられているため、必要個数2から1を引き、1個設置することで足りるもの。この場合、規則第26条第1項及び第2項に規定する「防火対象物の階」とは、階全体をいうもの。

- 7 規則第5条の2の規定の運用は、次による。
- (1) 「防火上有効な措置」には、家庭用ガスコンロに組み込まれたグリル過熱防止機能、グリル消し忘れ消火機能及び炎あふれ防止機能を含む。
 - (2) 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」には、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等が該当するもの。
なお、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置については、該当しないもの。
- 8 規則第12条の2第1項第2号、第13条第1項第1号、第1号の2及び同条第2項に規定する「2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し」については、次のとおり取り扱う。
- (1) 「2以上の異なった経路により避難することができる」とは、構造類型告示第3及び「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用について」（平成17年8月12日付け消防予第188号。以下「188号通知」という。）第3.1による2方向避難に適合するものをいう。
 - (2) 「直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路」とは、構造類型告示第4及び188号通知第3.2による開放型の廊下又は階段室等に適合するものをいう。
- 9 規則第12条の2第3項第2号に規定する「直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下」並びに規則第28条の2第1項第4号ホ、4号の2ホ、第2項第3号ホ及び第3号の2ホに規定する「直接外気に開放され、かつ、当該部分における煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路」とは、前8.(2)によること。
- 10 規則第13条第3項各号に規定されるヘッドを設置することを要しない部分について、その他これらに類する場所等は、次による。
- (1) 規則第13条第3項第1号に規定するその他これらに類する場所には、化粧室、洗面所等で、出火のおそれが著しく少ないものが含まれること。ただし、洗濯乾燥機や電気湯沸器、電気温風機等のヒーターを内蔵した機器等が設置されている場合は、当該機器が電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づき、安全性が確認され、かつ、機器個々のヒーターの出力が2キロワット未満であること。
 - (2) 規則第13条第3項第2号に規定するその他これらに類する室には、電話交換機室、電子計算機室に付帯するデータ保管室及び関係資料室、放送室等が含まれること。
 - (3) 規則第13条第3項第3号に規定するその他これらに類する室には、ポンプ室、受水槽室、不燃性ガスボンベ室、冷凍機械室及びボイラー室等が含まれること。」
 - (4) 規則第13条第3項第4号に規定するその他これらに類する電気設備が設置されている場所には、蓄電池、充電装置、配電盤及び開閉器等が設置されている場所等が含まれる

こと。

- (5) 規則第 13 条第 3 項第 5 号に規定するその他これらに類する部分には、給排気ダクト、メールシュート、ダストシュート及び小荷物専用昇降機の昇降路の部分等が含まれること。
- (6) 規則第 13 条第 3 項第 6 号に規定するその他外部の気流が流通する場所には、直接外気に開放されている面から概ね 5 メートル未満の部分が含まれること。
- (7) 規則第 13 条第 3 項第 7 号に規定するその他これらに類する室には、回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、洗浄消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）、陣痛室、沐浴室、汚物室、無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室、解剖室、人工血液透析室に附属する診察室、検査室、準備室、特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室（白血病、臓器移植、火傷等治療室）、新生児室、未熟児室、授乳室、調乳室、隔離室、観察室（未熟児の観察に限る。）、製剤部の無菌室、注射液製造室、消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）、医療機器を備えた診察室、医療機器を備えた理学療法室及び霊安室が含まれること。
- (8) 規則第 13 条第 3 項第 8 号に規定する室には、放射性同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室、貯蔵庫、診断及び検査関係の撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及び X 線テレビ室、モニター室、ギプス室、手術ホールの廊下、病理検査室、生化学検査室、臨床検査室、生理検査室等が含まれること。
- 11 規則第 24 条の 2 の 2 第 3 項に規定する「可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所」とは、温泉採取設備が設けられた室が 2 面以上開放されている場合又は温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 14 条の 2 に基づき、温泉の採取のための設備が屋外に設置されているものとして都道府県知事の許可を受けたものが設置される場合をいう。
- 12 規則第 26 条第 5 項第 1 号への規定の運用は、次による。
- (1) 「バルコニー等が避難上有効に設けられている」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 建築物の周囲（中庭等に面する部分を含む。）にバルコニー等（仕切板を設ける場合にあっては、当該仕切板は容易に破壊できるものに限る。以下この(1)及び次の(2)において同じ。）が設けられたもの。（別図 8-2）
- イ 居室の外気に面する部分に、バルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの 2 以上に移行できるもの。（別図 8-3）
- ウ 建築物の居室間が不燃材料の壁で区画されており、当該居室間を相互に連絡できるようにバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの 2 以上に移行できるもの。（別図 8-4）
- (2) 「あらゆる部分」とは、居室の出入り口をいう。

(3) 「2以上の異なる経路により、これらの直通階段のうち2以上のものに到達しうるようにバルコニー等が設けられている」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築物の両端にそれぞれ直通階段が設けられているもの。(別図8-5)

イ 建築物の周囲(中庭等に面する部分を含む。)に廊下が設けられ、異なる2方向に避難できるための直通階段が設けられているもの。(別図8-6)

ウ 階段が建築物の中心部に設けられた建築物で、異なる2方向に避難できるよう、2以上の直通階段が設けられ、かつ、階段相互の間隔が30メートル以上となるように設けられているもの。(別図8-7)

13 規則第26条第5項第2号ロに規定する「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられている」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 前12.(1).ア及びイに適合するもの。

(2) 建築物の居室間が不燃材料の壁で区画されており、当該居室間を相互に連絡できるようバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により階段又は避難器具等のいずれかに移行できるもの。(別図8-8)

14 規則第28条の2第1項第4号の2及び第2項第3号の2に規定する「同表(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階」とは、当該用途の利用者が使用する部分が存する階をいうものであり、次の階については該当しないもの。

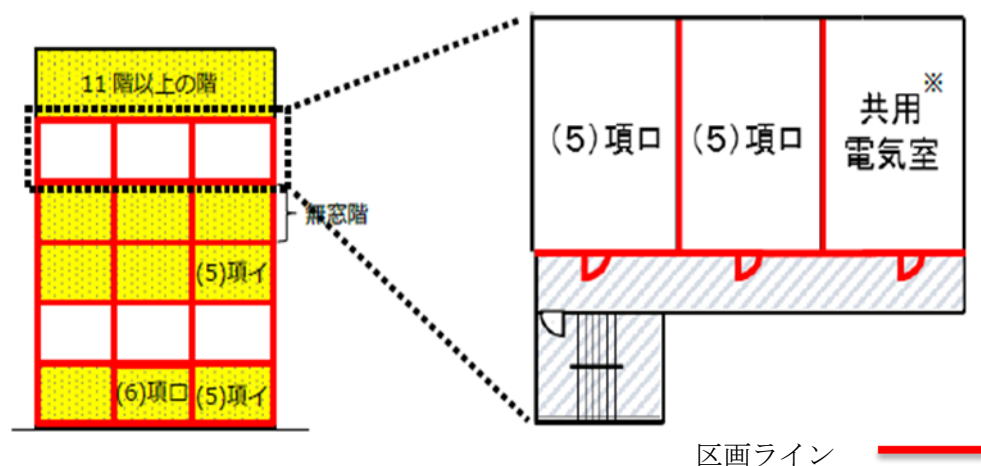
(1) 当該用途の利用者が使用しない共用の機械室等の部分のみが存する階

(2) (5)項ロの利用者が使用する部分のみが存する階

(3) 複数階にわたる階段等の共用部分のみが存する階

(4) (1)から(3)までの部分のみが存する階

誘導灯の設置を要しない階



※(5)項イ又は(6)項ロの利用者が使用しない共用の電気室

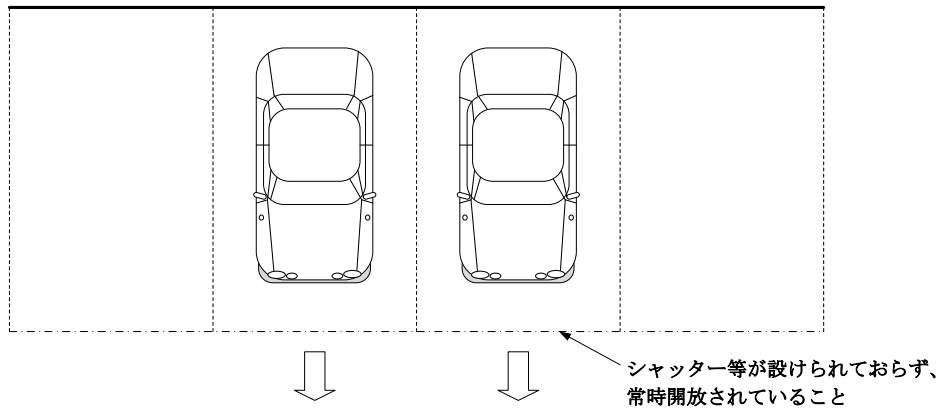
この場合、(5)項イ又は(6)項ロの利用者が使用しない共用の電気室、(5)項ロの利用者が

使用する部分及び複数階にわたる階段等の共用部分のみが存する階となるので、「同表(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階」とはならないもの。

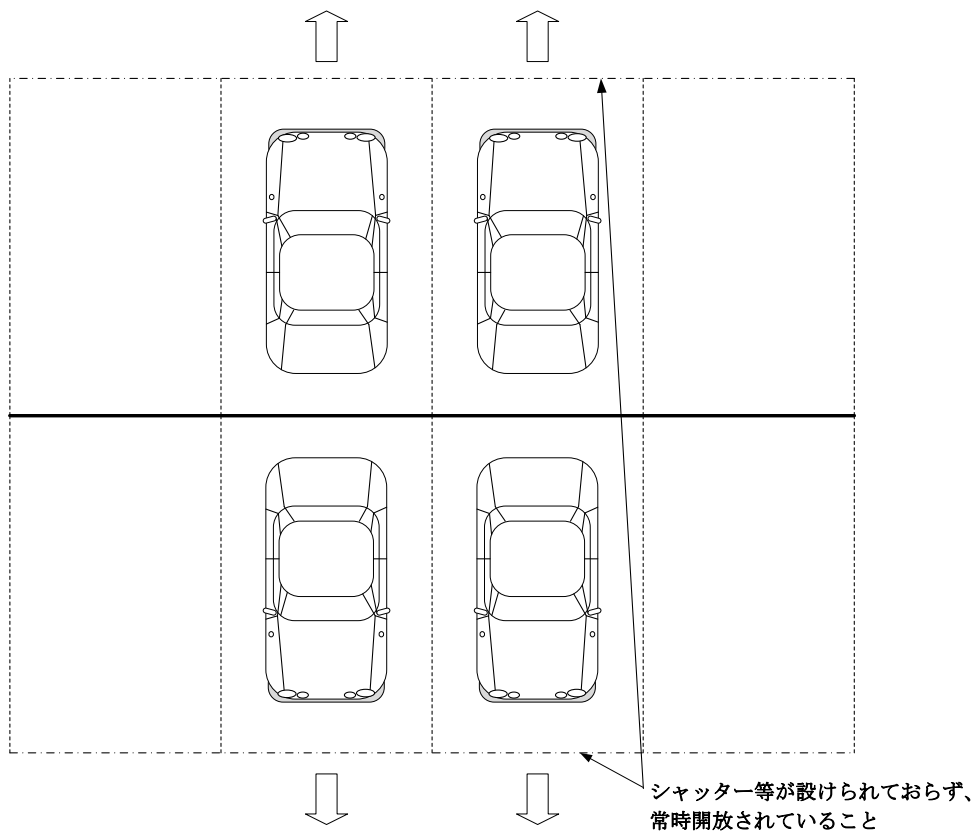
- 15 規則第30条の2第3項各号に規定される散水ヘッドを設置することを要しない部分について、その他これらに類する場所等は、次による。
- (1) 規則第30条の2第2号に規定するその他これらに類する場所は、10.(1)によること。
 - (2) 規則第30条の2第3号に規定するその他これらに類する室は、10.(2)及び(3)によること。
 - (3) 規則第30条の2第4号に規定するその他これらに類する電気設備が設置されている場所は、10.(4)によること。
 - (4) 規則第30条の2第5号に規定するその他これらに類する部分は、10.(5)によること。
- 16 令別表第1(1)項ロとなる地区の集会場のうち、使用者、使用方法が特定でき、町内会集会場又は団地内集会場と限定できる場合は、令第32条を適用し、当該集会場を同表(15)項とし、消防用設備等の設置要否の判定を行う。
- 17 令別表第1(6)項イ(2)となる診療所のうち、1日平均入院患者数(1年間の入院患者延数を同期間の診療実日数で除した値)が1未満の場合は、令第32条を適用し、当該診療所を同表(6)項イ(3)とし、消防用設備等の設置要否の判定を行う。
- 18 令別表第1(6)項イ(3)となる病院のうち、病床を有さない場合は、令第32条を適用し、当該病院を同表(6)項イ(4)とし、消防用設備等の設置要否の判定を行う。
- 19 小規模特定用途複合防火対象物のうち、特定用途部分に必要となる消防用設備等の設置範囲については、当該用途の専有部分のみとする。

別図8-1 (第13.3.(1)関係)

- ① 横一列に並んだ車両が同時に屋外に出られる構造のもの

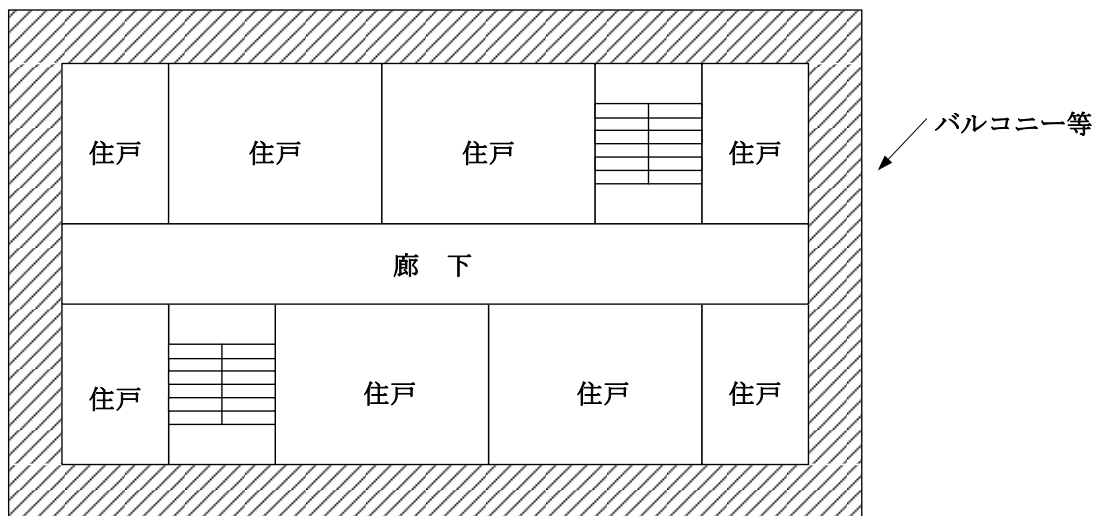


② 横二列に並んだ車両が同時に屋外に出られる構造のもの



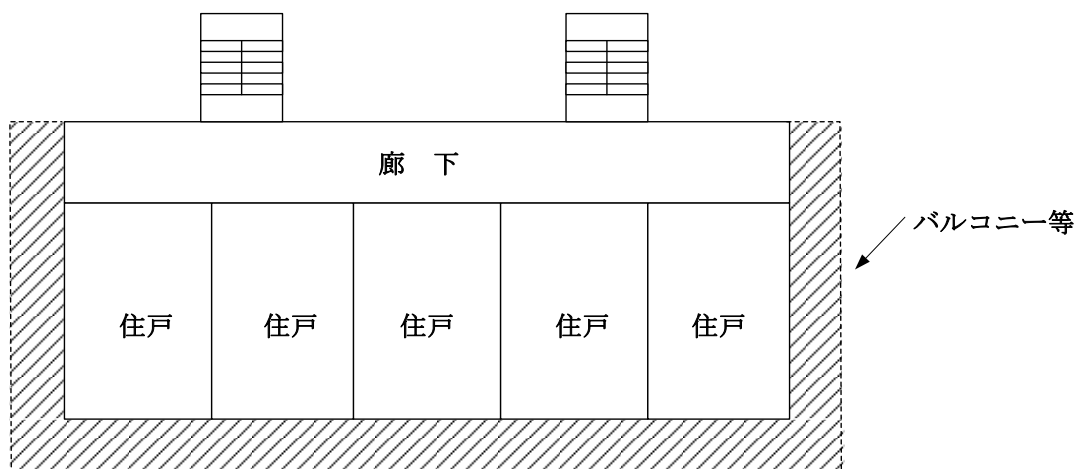
別図8-2 (第13. 12. (1). ア関係)

建築物の周囲にバルコニー等が設けられたもの



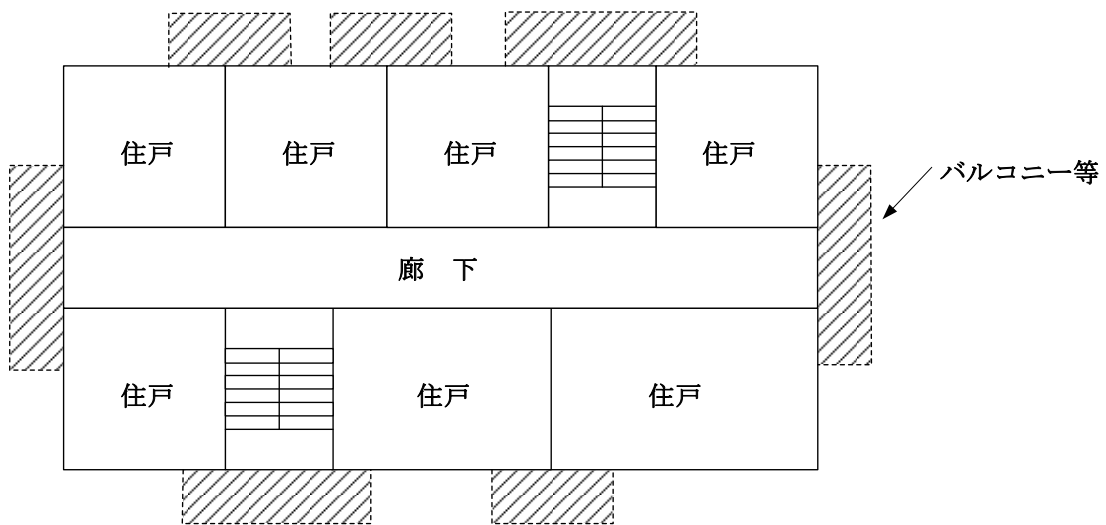
別図8-3 (第13. 12. (1). イ関係)

バルコニー等により2以上の避難階段等に移行できるもの



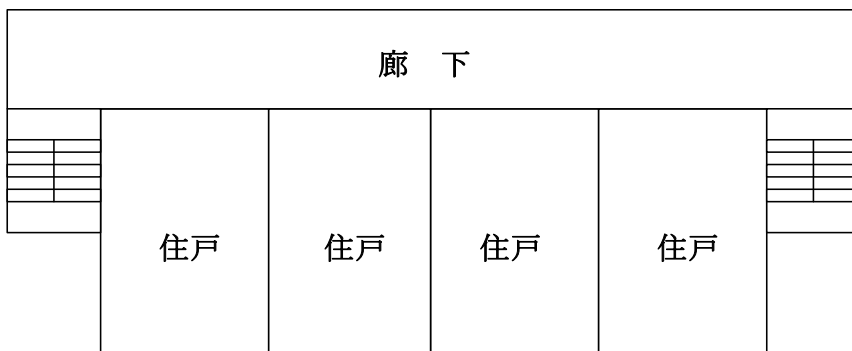
別図8-4 (第13. 12. (1). ウ関係)

各居室間を相互に連絡できるバルコニー等によって2以上の避難階段等へ移行できるもの



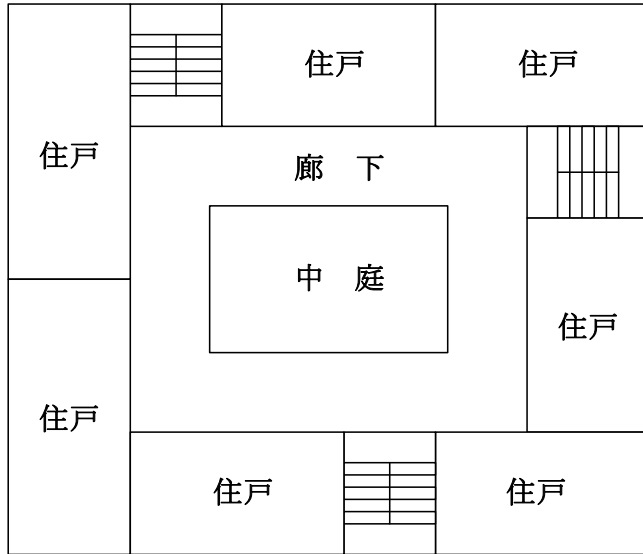
別図 8-5 (第 13. 12. (3). ア関係)

建築物の両端に直通階段が設けられているもの



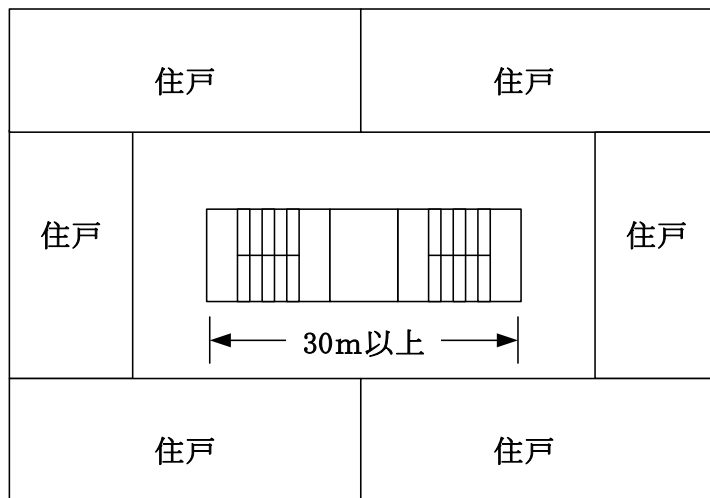
別図 8-6 (第 13. 12. (3). イ関係)

建築物の周囲に廊下を設け、2方向に避難できるように直通階段が設けられているもの



別図8-7 (第13. 12. (3). ウ関係)

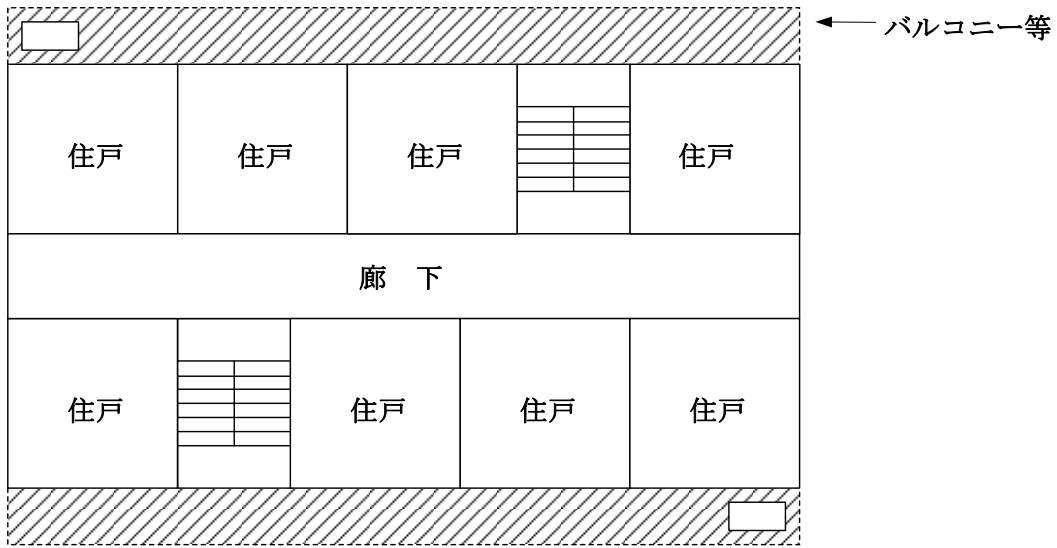
2方向に避難できるように階段を設け、階段相互の距離が30m以上のもの

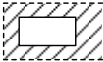


別図8-8 (第13. 13. (2) 関係)

各居室間を相互に連絡できるバルコニー等を設け、階段又は避難器具等に移行できるもの

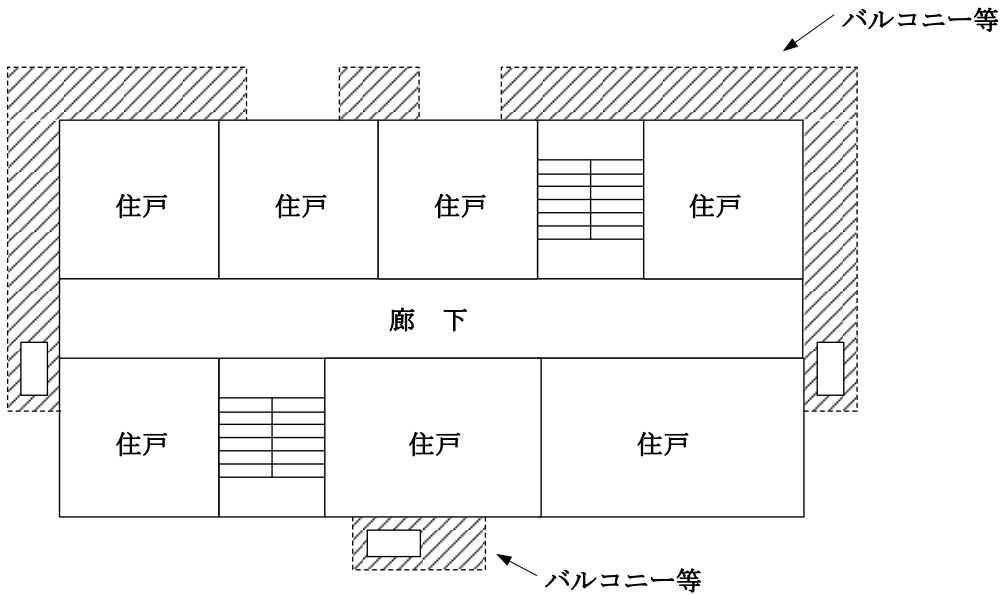
①




(注)  は階段又は避難器具等

バルコニー等

②



(注)  は階段又は避難器具等

バルコニー等

第14 ラック式倉庫の取り扱い

1 令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫の延べ面積、天井の高さ等については、次

により取り扱う。

(1) ラック式倉庫の延べ面積の算定は、次による。

ア 各階の床面積の合計とする。

イ 次のいずれかに適合するものは、前アに関わらず、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路部分を含む。以下同じ。）の床面積とすることができる。この場合において、令第12条第4項の規定は、ラック等を設けた部分の構造に応じて適用する。

(ア) ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器等の作動と連動して閉鎖するもの。（煙感知器等は開口部の両側に設けること））が設けられているもの。（別図9-1）

(イ) ラック等を設けた部分とその他の部分との間に幅5メートル以上の通路又は空地が確保され、当該通路又は空地の主要構造部を耐火構造とし、壁及び天井（天井のない場合にあっては屋根）の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたもの。（別図9-2）

(ウ) 一のラック等を設けた部分で(ア)及び(イ)の措置を併用できるものとする。この場合において、(ア)の防火区画の範囲は(イ)の通路又は空地の範囲まででよいこと。（別図9-3）

ウ ラック等を設けた部分の床面積は、当該部分の水平投影面積とする。

エ 令第12条第1項第5号の適用において、ラック等を設けた部分の床面積が延べ面積の10パーセント以下で、かつ、300平方メートル未満のものはラック式倉庫に該当しないものとして取り扱う。

(2) ラック等を設けた部分の天井の高さの算定は、次による。

ア 天井（天井のない場合にあっては屋根の下面をいう。以下同じ。）の高さは、当該天井の平均の高さ（軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均）により算定する。

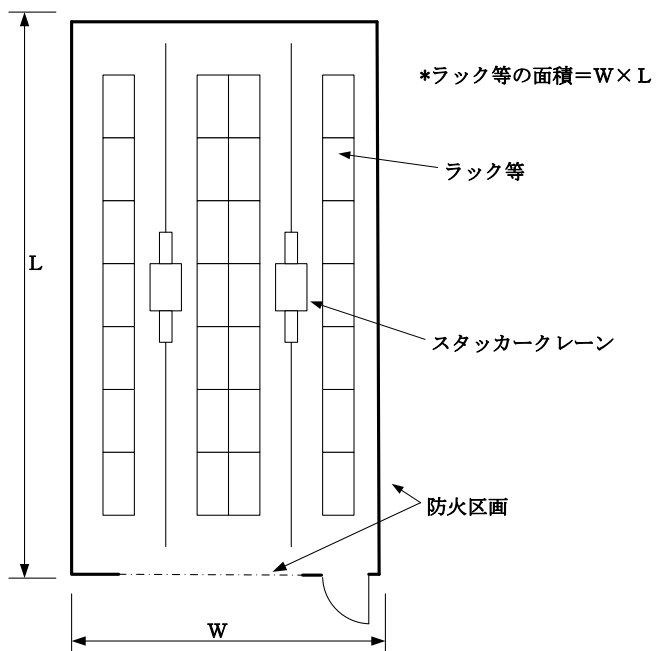
イ ユニット式ラック等（建物と独立して屋内にラック等が自立して設けられる構造のものをいう。）を用いたもののうち、屋根及び天井が不燃材料で造られ、かつ、ラック等と天井の間に可燃物が存しないもので消火活動上支障がないものは、ラック等の高さを天井の高さとみなす。

2 前1以外の規定の適用に際し、防火対象物内にラック式倉庫部分が存する場合、当該ラック式倉庫部分の床面積の取り扱いは前1. (1). ウの規定を準用する。

3 令第12条第1項各号（第5号を除く。）の規定の適用に際し、防火対象物内にラック式倉庫部分が存する場合は、当該ラック式倉庫部分の高さの取り扱いは、1. (2)の規定を準用する。

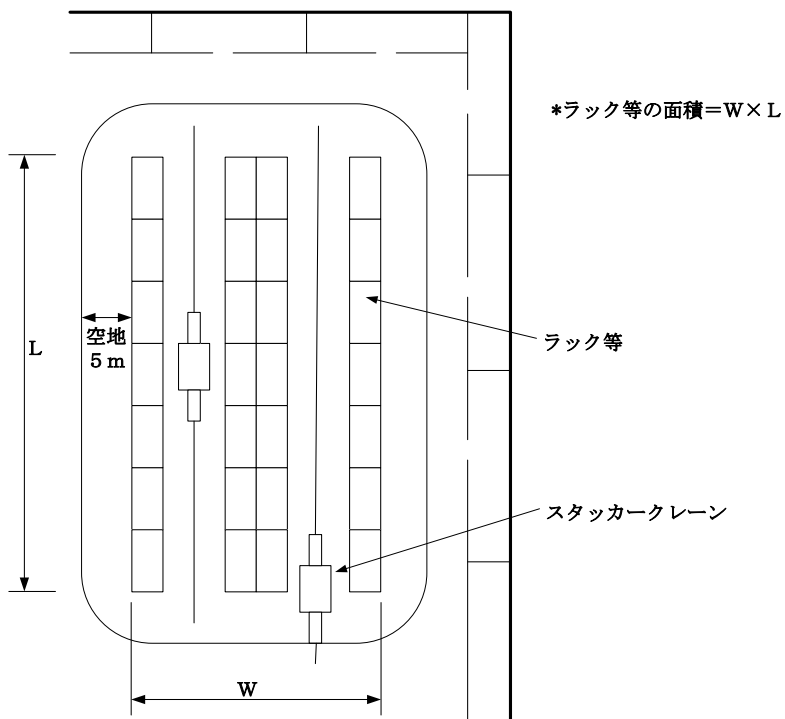
別図9-1 (第14. 1. (1). イ. (ア)関係)

ラック等の周囲に防火区画がある場合



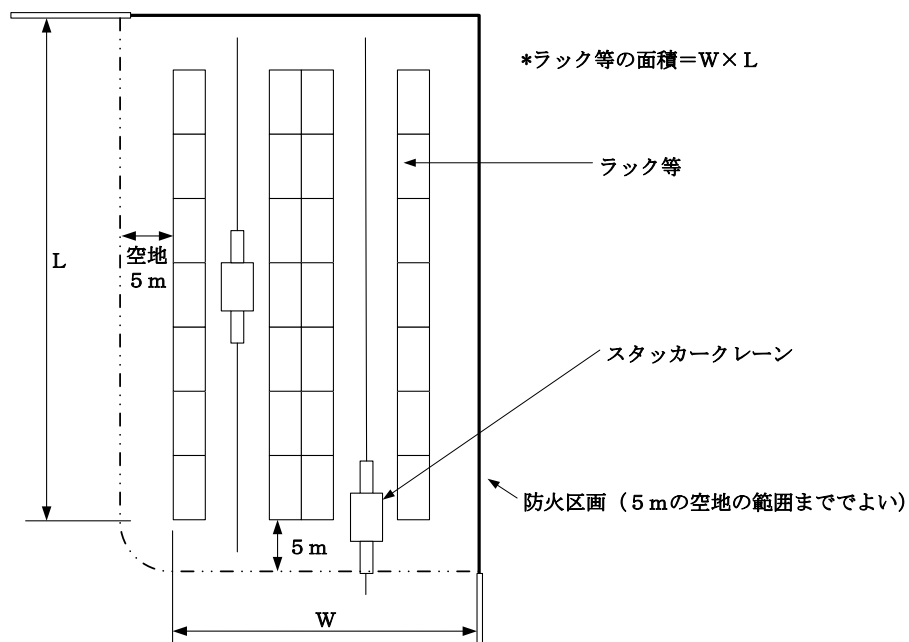
別図9-2 (第14. 1. (1). イ. (イ)関係)

ラック等の周囲に幅5m以上の通路又は空地がある場合



別図9-3 (第14. 1. (1). イ. (ウ)関係)

ラック等の周囲に防火区画及び幅5m以上の通路又は空地がある場合



第3章 雑 則

第1 その他

- 1 この基準は、通知の日から施行する。(令和4年1月1日 制定)
- 2 この基準の施行の日において、現に新築等の工事中の防火対象物、既に法第7条の規定に基づく消防同意を行っているもの(建基法第18条第2項に係る建築物について、同法第93条第4項の規定に基づく通知を受けているものを含む。)又は事前相談を受け、かつ、設計が完了しているものについては、なお従前の例による。

第2 改正経過

第2章第2、項の判定 別表1 (1項(ロ)、15項、備考)(令和6年3月1日 改正)

別記 1 消防用設備等の設置単位に係る取り扱い

第1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（消防法施行令（以下「令」という。）第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

第2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として一棟であること。ただし、次の各号の一に該当する場合、又は延焼防止上及び煙の伝播防止上これらと同等以上の有効な措置が講じられている場合は、別棟として取り扱って差し支えないものであること。

1 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次の(1)から(3)までに適合している場合。

(1) 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。

(2) 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。（別図1）

(3) 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること。（別図2 ①～⑥）。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、この限りでない。

ア 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。）については、次の(ア)又は(イ)によること。（別図3 ①～④）

この場合において、そのすべてが耐火構造で造られている渡り廊下にあつては、3mの距離の算定は、当該渡り廊下に設けられている開口部からの距離（下端の接続部にあつては、当該接続部）とすることができる。（別図3 ⑤）

(ア) 平成12年建設省告示第1359号第1. 1. イ、ロ又はハに掲げる構造若しくはこれらと同等以上のもので造られていること。

(イ) (ア)以外のものについては、平成12年建設省告示第1359号第1. 1. イ、ロ又はハに掲げる構造若しくはこれらと同等以上のもので造られたへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

イ アの外壁及び屋根に開口部を設ける場合は、次に適合すること。

(ア) 開口部の面積（一の開口部が3mの内外に亘って設けられているときは、3m以内の範囲における面積とする。）の合計は、接続される建築物ごと、かつ、接続される階

ごとに算定した場合に 4 m²以下であること。(別図 4)

(イ) 開口部には、防火戸が設けられていること。

ウ 渡り廊下については次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 吹き抜け等の開放式で、長さが 1 m 以上であり、かつ、両端の建築物への出入口には防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること

(イ) 次の A から D までに適合していること。

A 建築基準法施行令(以下「建基令」という。)第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を不燃材料又は準不燃材料で造ったものであること。

B 建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積は、いずれも 4 m²以下であり、当該部分には、防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

C 渡り廊下と建築物の接続部は、出入口の部分を除き、次に適合すること。

a 平成 12 年建設省告示第 1359 号第 1. 1. イ、ロ又はハに掲げる構造若しくはこれらと同等以上の壁で区画されていること。なお、当該壁をダクト等(換気、暖房又は冷房の設備の風道をいう。以下同じ。)が貫通する場合であって、貫通部分又はその直近の箇所に煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造の防火ダンパーを設けたものは、当該壁で区画されているものとみなす。

b a の壁を電気配管、給・排水管等が貫通する場合は、建基令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号の規定の例により措置されていること。

D 自然排煙用開口部又は機械排煙設備(建基法及び消防法の規定の例により設けた排煙設備を含む。以下同じ。)が、排煙上有効な位置で、火災の際に容易に接近できる位置から手動で開放できるように、又は煙感知器の作動と連動して開放するように、次により設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられているものにあってはこの限りでない。

a 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m²以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあっては、渡り廊下の幅員の 3 分の 1 以上の幅で長さ 1 m 以上のもの、外壁に設けるものにあっては、その両側に渡り廊下の 3 分の 1 以上の長さで高さ 1 m 以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。なお、自然排煙用開口部は次に適合するものであること。

(a) 面積は、渡り廊下の天井高さの 2 分の 1 以上の部分に設けられた開口部の面積の合計とする。

(b) 手動で開放する場合、手動開放装置は渡り廊下の出入口の直近で、当該廊下により接続されるそれぞれの建築物内に設けること。

- (c) (b)の装置で電気により作動させるものにあつては、消防法施行規則（以下「規則」という。）第12条第1項第4号の規定の例により非常電源が設けられていること。
- b 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるよう、次により設けること。
- (a) 排煙機は、毎分60 m³以上の空気を排出できる能力を有すること。
- (b) 排煙口は、天井から下方50cm以内で、かつ、渡り廊下の両端の出入口の開口部より上部の位置に設けること。
- (c) 排煙機の起動及び排煙口の開放は、手動起動装置の操作及び煙感知器の作動のいずれによつても行えるものとする。なお、手動起動装置は渡り廊下の出入口の直近で、当該廊下により接続されるそれぞれの建築物内に設けること。
- (d) 規則第12条第1項第4号の規定の例により非常電源を設けること。
- 2 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次の(1)から(7)までに適合する場合。
- (1) 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分をいう。）の主要構造部は、耐火構造であること。
- (2) 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあること。
- (3) 地下連絡路は耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
- (4) 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。
- (5) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されており、かつ、次のア及びイに適合していること。
- ア 耐火構造の壁をダクト等が貫通する場合、当該貫通部分に煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造の防火ダンパーを設けたものは、次の(6)の面積に含まないものとする。
- イ 耐火構造の壁を電気配管、給・排水管等が貫通する場合、建基令第129条の2の5第1項第7号の規定の例により措置すること。
- (6) (5)の出入口の開口部の面積は、いずれも4 m²以下であり、当該出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

(7) 地下連絡路には、1、(3)、ウ、(イ)、D、bにより排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

3 建築物と建築物が洞道で接続されている場合で、次の(1)から(5)までに適合する場合

(1) 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続されている建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

(2) 洞道は平成12年建設省告示第1359号第1. 1. イ、ロ又はハに掲げる構造若しくはこれらと同等以上のものとし、その内側の仕上げ材料及び下地材料は不燃材料であること。

(3) 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。

(4) (1)の点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（開口部の面積が2㎡以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

(5) (1)の換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

第3 その他

1 一の建築物の内部を耐火構造の壁等で区画し、その間に通路又は洞道を設けるものは、当該通路又は洞道が渡り廊下、地下連絡路又は洞道（以下「渡り廊下等」という。）の形態を有するものであつても、同一の建築物として取り扱う。

2 渡り廊下等と建築物とが構造的に接続されていないものであつても、渡り廊下等の形態を有しているものは、本基準に基づき指導する。ただし、地上階どうしを接続する渡り廊下にあつてはこの限りでない。

3 渡り廊下が各階に重なって設けられている場合等、接近して設けられている場合は、第2. 1の基準はそれぞれの渡り廊下ごとに適用する。この場合において、第2. 1. (3). イ. (7)の面積には、当該渡り廊下の出入口以外の出入口の面積を合算して算定する。（別図5）

4 第2. 1. (3). アの接続部に外壁がないものにあつては、渡り廊下と建築物との接続部に外壁を設けなければならないものとする（別図6 ①）。ただし、第2. 1. (3). ウ. (7)に適合する渡り廊下が、開放廊下又はピロティ（通行以外の用途に供しないものに限る。）等に接続するもので、次の措置が講じられた場合はこの限りでない。（別図6 ②、③）

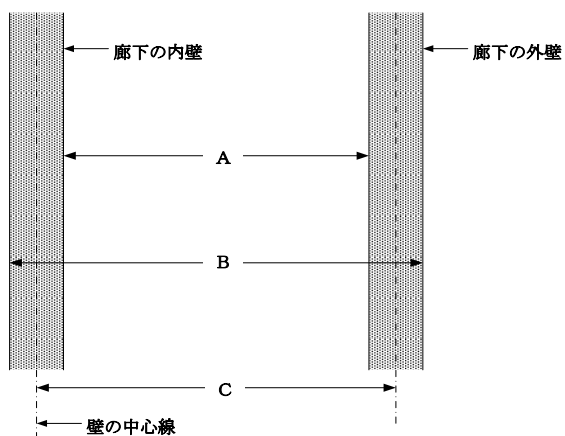
(1) 接続部から3m以内の距離にある外壁及び屋根は、第2. 1. (3). ア. (7)又は(イ)に適合すること。

(2) (1)の外壁及び屋根に開口部を設ける場合は、次に適合すること。

- ア 防火戸が設けられていること。
 - イ 接続階にある出入口（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。）の面積の合計は、4 m²以下であること。
 - ウ イ以外の開口部の面積の合計は、4 m²以下であること。
- 5 渡り廊下の下部の地盤面を建築物相互の連絡通路として使用するもの（以下「下部通路」という。）は、当該部分を渡り廊下とみなすこと（別図7 ①）。ただし、渡り廊下の下端からその床面（地盤面）までの距離が5.5m以上となる下部通路又は渡り廊下より2階層以上離れた部分を下部通路として利用するものは、この限りでない。（別図7 ②、③）
 - 6 渡り廊下（有効幅員が第2.1.(2)に適合するものに限る。）によって建築物の屋上相互を接続する場合（塔屋等に接続するものを除く。）は、別棟として取り扱う（別図8）。ただし、渡り廊下の下部を通路等に使用するものは、前5により取り扱う。
 - 7 建築物相互が道路施設、鉄道施設又は共同溝等の公共施設で接続されたものについては、それぞれ別の建築物として取り扱う。

別図1（第2.1.(2)関係）

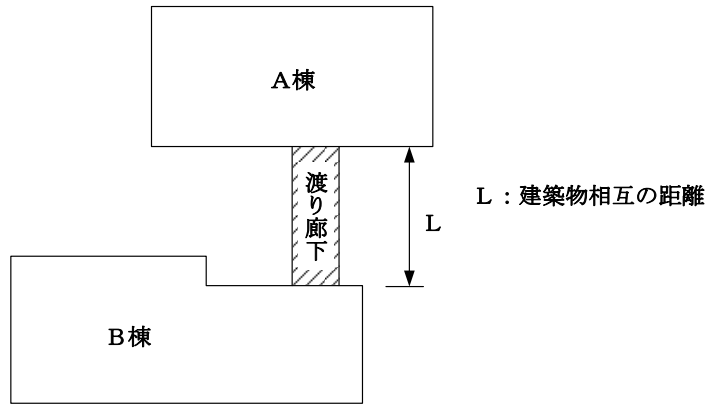
渡り廊下の有効幅員の算定は、下図のA（内壁間の距離）とする



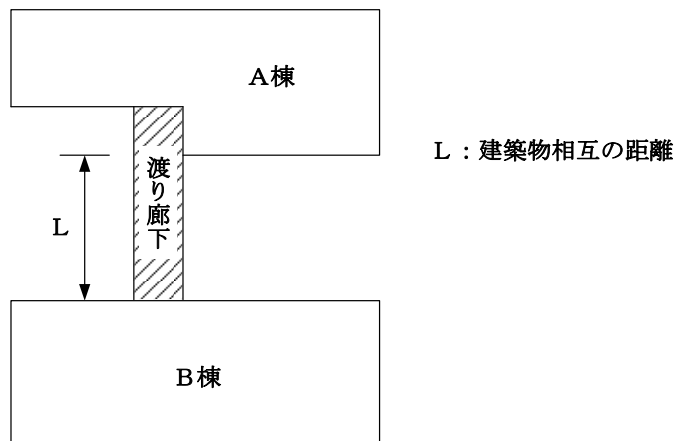
別図2 (第2. 1. (3)関係)

建築物相互の距離の測定は次による

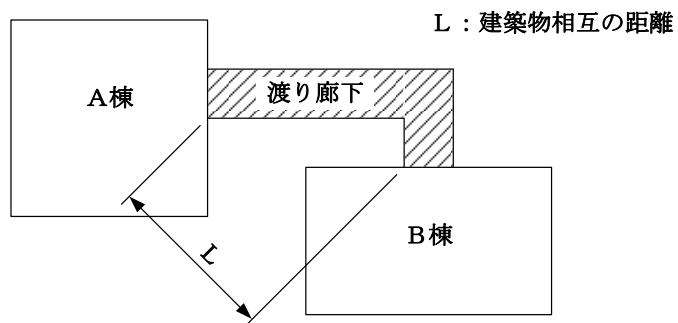
①



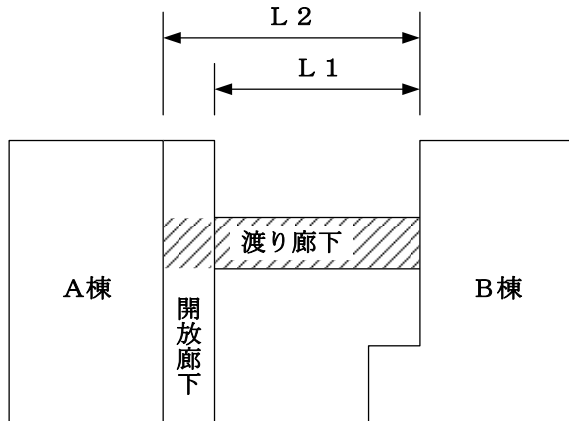
②



③

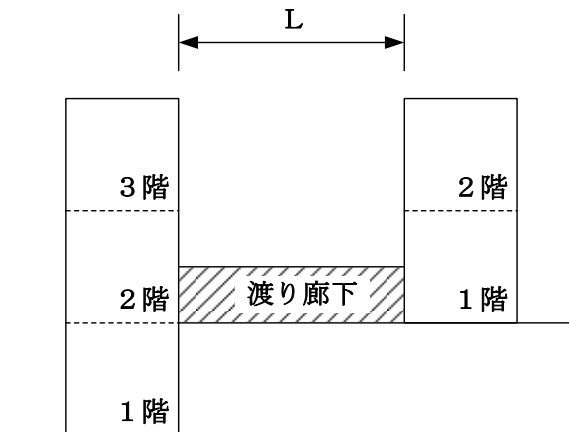


④



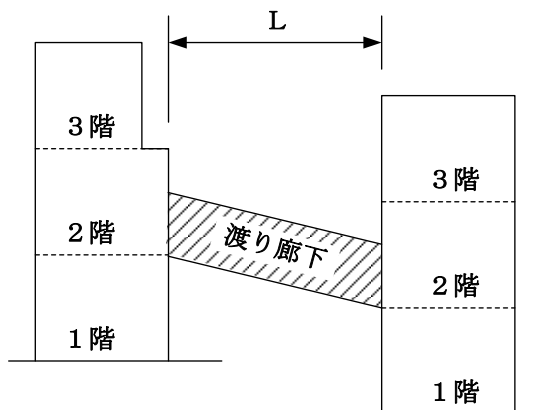
L : 建築物相互の距離
 ただし、開放式渡り廊下が開放廊下等に接続する場合は、L2を建築物相互間の距離とすることができる

⑤



L : 建築物相互の距離
 L : 10mを超えること

⑥

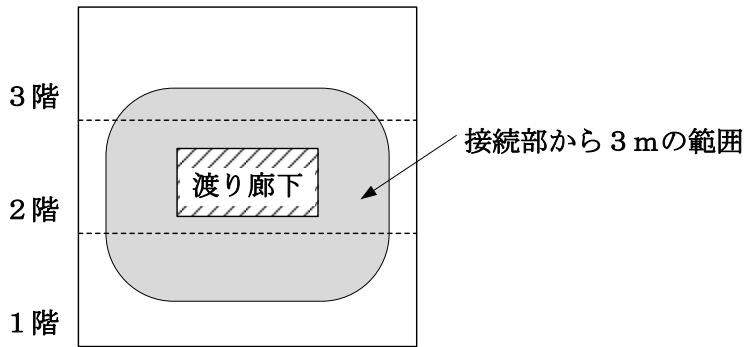


L : 建築物相互の距離
 (水平投影距離)

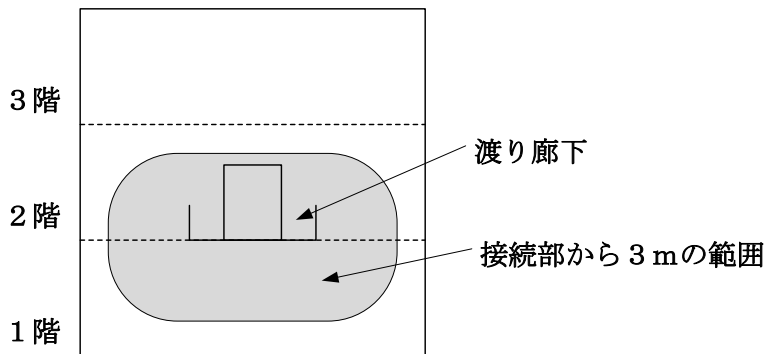
別図3 (第2. 1. (3). ア関係)

渡り廊下の接続部から3mの範囲は次による

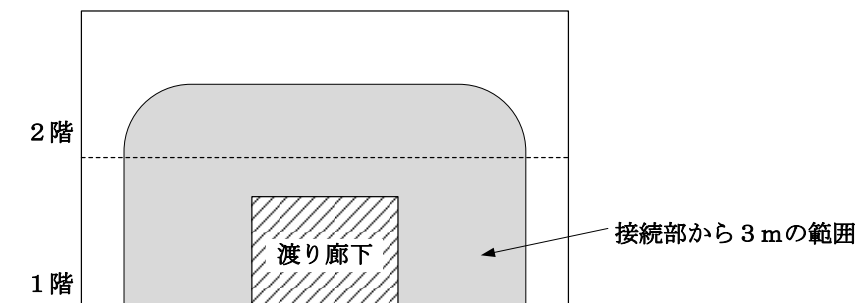
- ① 渡り廊下が2階以上の階に設けられているもの



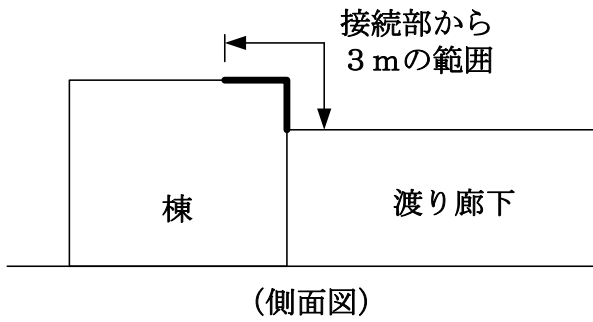
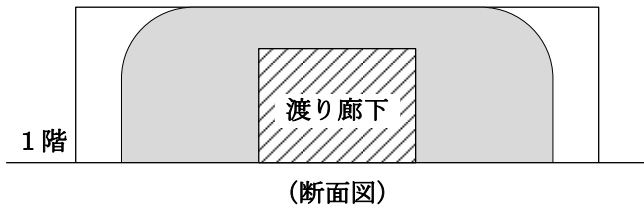
- ② 屋根を有しない渡り廊下が2階以上の階に設けられているもの



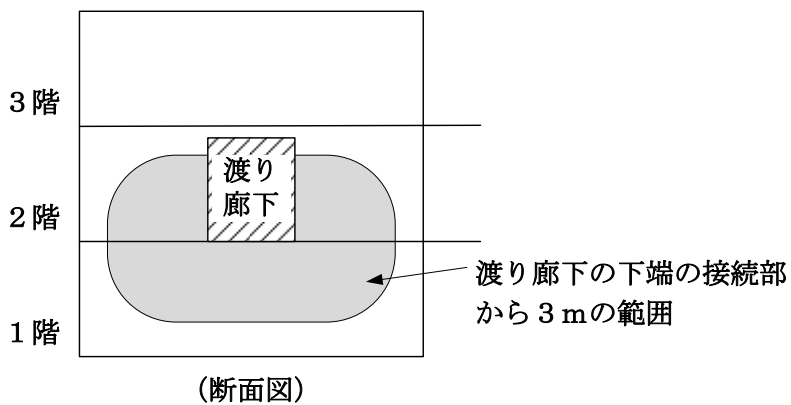
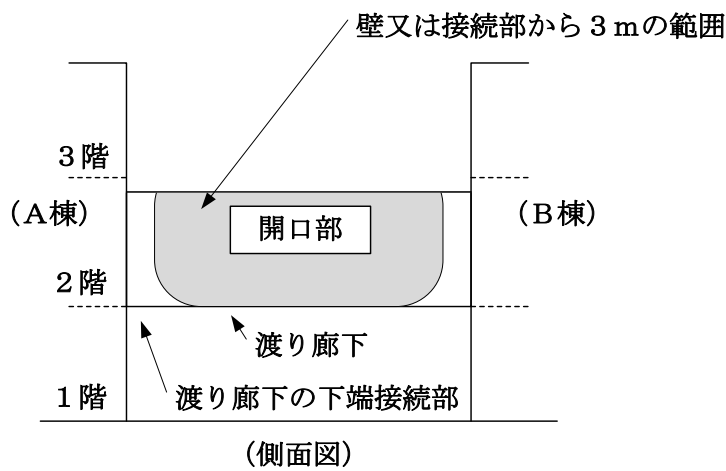
- ③ 渡り廊下が1階に設けられているもの



- ④ 渡り廊下の接続部から3 m以内に建築物の屋根があるもの

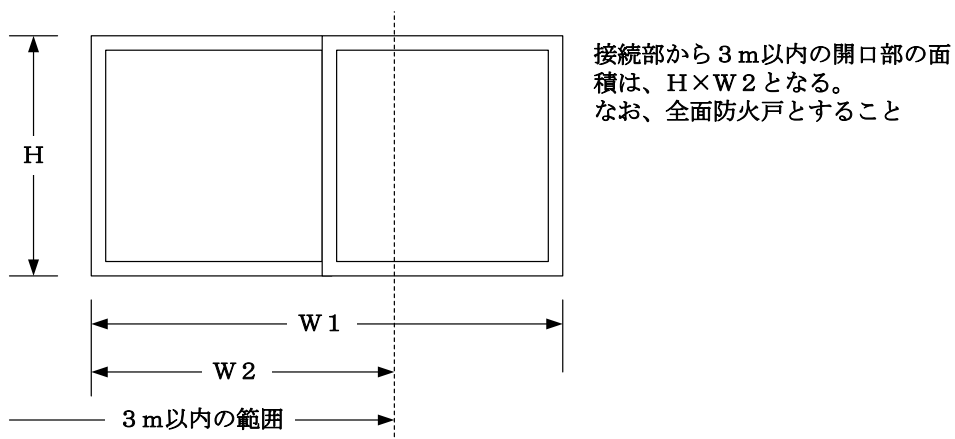


- ⑤ 耐火構造で造られた渡り廊下の外壁に開口部が設けられたもの



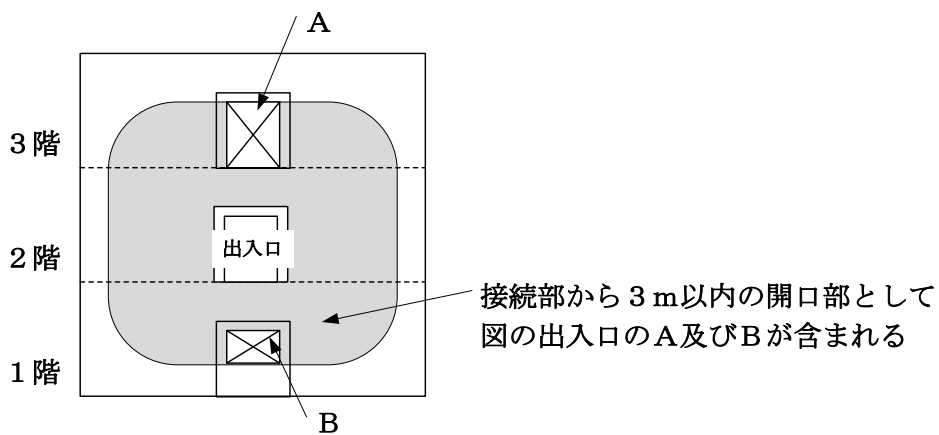
別図4 (第2. 1. (3). イ. (ア)関係)

一の開口部が接続部から3m以内の内外にわたる場合



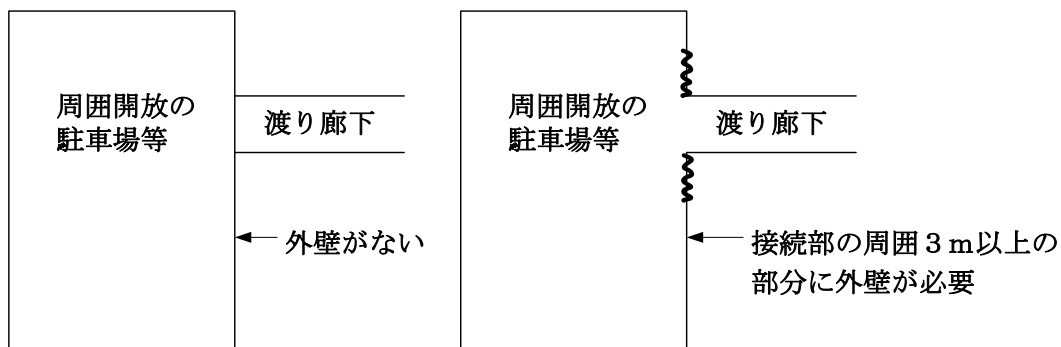
別図5 (第3. 3 関係)

渡り廊下の接続部から3m以内に、近接する渡り廊下の出入口があるものについては、当該開口部を算入すること

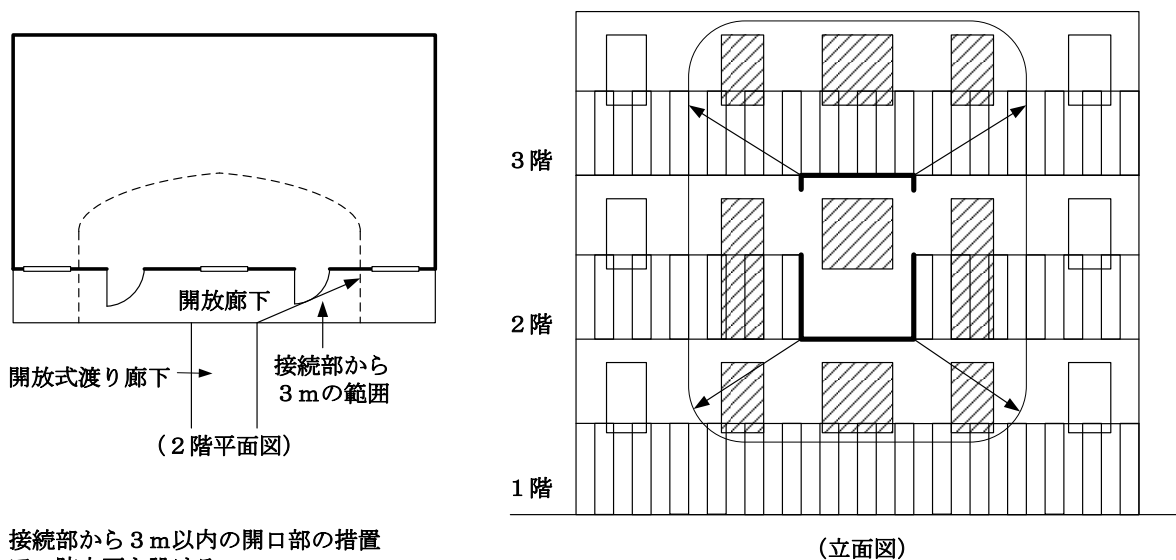


別図6 (第3. 4 関係)

- ① 渡り廊下の接続部が左図のように外壁がないものを本基準に適合させる場合は、右図のように接続部の周囲3 m以上の部分に外壁を設けなければならない



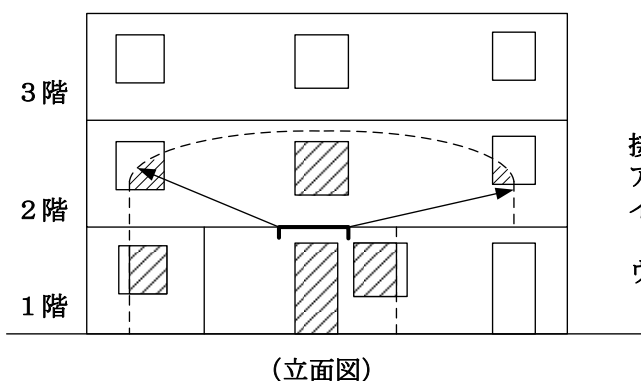
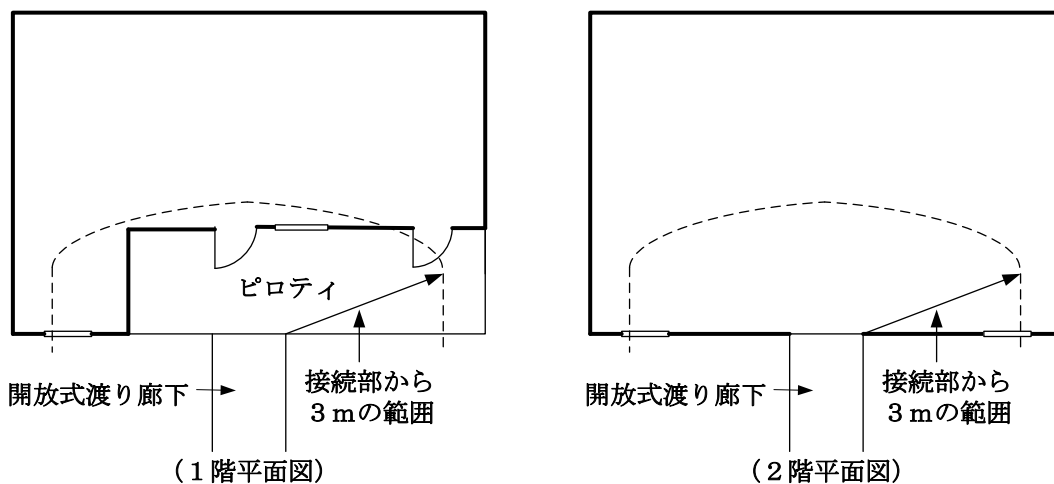
- ② 開放式渡り廊下が開放廊下に接続する場合、接続部に外壁を設けず接続部から3 m以内を措置することにより



接続部から3 m以内の開口部の措置

- ア 防火戸を設ける
- イ 接続階の出入口（常閉又は煙感知器連動）の面積の合計は4 m²以下とする。
- ウ イ以外の開口部の面積の合計は4 m²以下とする

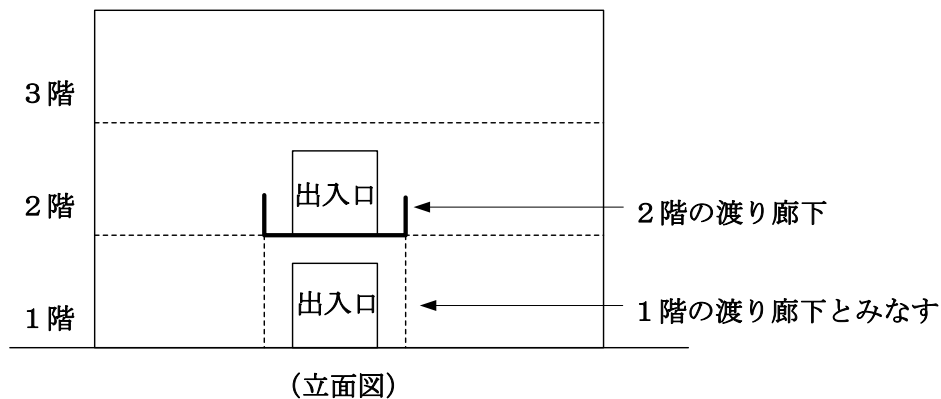
- ③ 開放式渡り廊下がピロティに接続する場合、接続部に外壁を設けず、接続部から3m以内を措置することよい



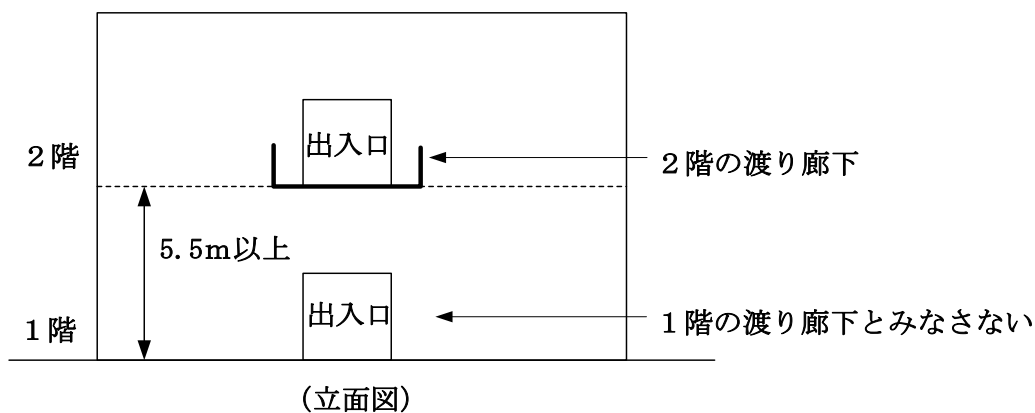
- 接続部から3m以内の開口部の措置
 ア 防火戸を設ける
 イ 接続階の出入口（常閉又は煙感知器連動）の面積の合計は4㎡以下とする。
 ウ イ以外の開口部の面積の合計は4㎡以下とする

別図7（第3.5関係）

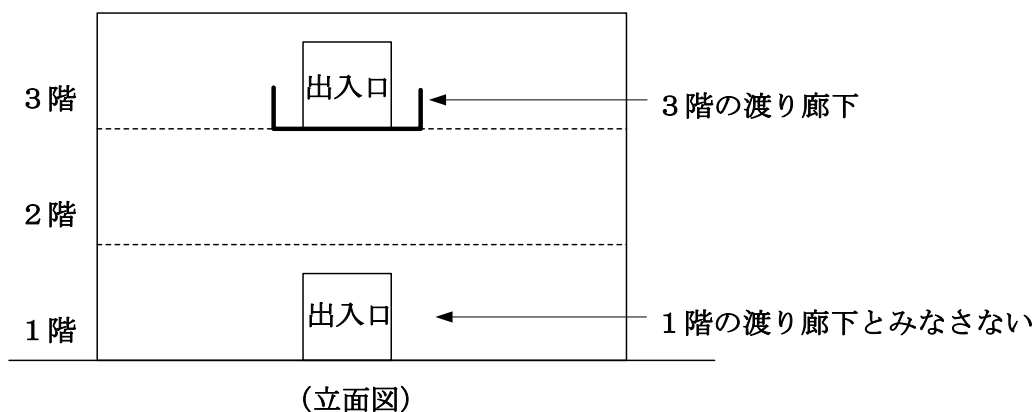
- ① 渡り廊下の下部（地盤面）を連絡通路として使用するもの



- ② 渡り廊下の下部（地盤面）を連絡通路として使用するが、渡り廊下の下端から地盤面まで5.5m以上離れているもの

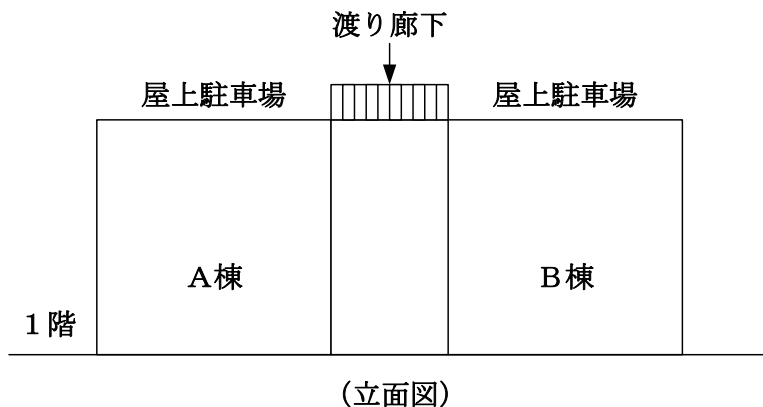


- ③ 渡り廊下の下部（地盤面）を連絡通路として使用するが、渡り廊下の下端から2階層以上離れているもの



別図8（第3.6関係）

渡り廊下によって建築物の屋上相互を接続する場合は、別棟として取り扱う



別記2 収容人員の算定

- 1 共通的取扱い
- 2 政令別表第1の各項ごとの取扱い
- 3 階単位の収容人員の取扱い

凡例

無印：法令基準

消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれらに基づく消防庁長官告示並びに交野市火災予防条例により規定されている消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準（消防庁予防課長通知等で示されている法令解釈基準を含む。）

◆：行政手続法上の行政指導に該当する事項（行政指導基準）

本市における地域特性、設置実績、災害発生状況等の実績に鑑み、上記法令基準以外の基準について、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導基準

1 共通的处理

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。

- (1) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位である（政令第2条が適用される場合を除く。）が、政令第24条の適用については棟単位又は階単位、政令第25条及び条例第69条の適用については階単位とする。（昭和52年1月6日消防予第3号）
- (2) 同一敷地内にあり、管理権原者が同一である二以上の防火対象物（政令第2条の適用を受ける防火対象物）は、当該防火対象物のそれぞれの用途判定に従い、それぞれ算定した収容人員を合算すること。
- (3) 防火対象物の部分で、機能従属部分又はみなし従属部分は、主たる用途の用途判定に従わず実態に即した項の収容人員を算定すること。◆
- (4) 防火対象物又はその部分を一時的に不特定多数の者が出入りする店舗等として使用する場合は、一時使用時の防火対象物全体の用途を前提として、省令第1条の3の規定を適用すること。
- (5) 従業者の取扱いは次によること。
 - ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）は、従業者として取り扱わないこと。
 - イ 交替制の勤務制度をとっている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とするが、交代時等のために重複して在館する場合は、合計した数としないこと。
 - ウ 職場内に指定された勤務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。
 - エ 従業者の数が不明である場合は、防火対象物の用途、規模に応じて算定した数を従業者数とみなす。ただし、従業者の数が不明である事務所については、事務室ごとにその床面積を4平方メートルで除して得た数を合算した数を従業者数とみなす。
- (6) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。
 - ア 算定人員の計算において、1に満たない人数はひとりの人がそこに存在することができないため、1未満の端数は切り捨てて算定すること。
 - イ 廊下、階段及び便所等は、収容人員を算定する床面積に含めないこと。
- (7) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱うこと。
 - ア 設置されている場所が一定で固定的に使用され、かつ、移動が容易に行えないもの。
 - イ ソファ等はいす席
 - ウ いす席の相互を連結したいす席
 - エ 掘りごたつ

- (8) 長いす式を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく個々の長いすごとに算定すること。
- (9) 政令別表第1に掲げる防火対象物において、一般住宅の用に供される部分については、収容人員に算定しないこと。
- (10) いずれの項も利用人数が明確な場合は、協議により算定することができる。◆

2 政令別表第1の各項ごとの取扱い

(1) (1)項の防火対象物

<p>省令第1条の3第1項(表) 次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>1 従業者の数</p> <p>2 客席の部分ごとに次のイからハまでによって算定した数の合計数</p> <p>イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を0.2㎡で除して得た数</p> <p>ハ その他の部分については、当該部分の床面積を0.5㎡で除して得た数</p>

ア 「客席の部分」とは、第7-1表の部分をいい、当該部分内の通路部分については収容人員の対象から除くこと。

第7-1表

用 途	客 席 の 部 分
劇場・映画館	演劇、音楽、映画等を鑑賞するためにいす席等が設置されている部分
演 芸 場	落語、漫才等の演芸を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
観 覧 場	スポーツ、見世物等を鑑賞するためにいす席、すわり席等が設置されている部分
公会堂・集会場	集会、会議、研修、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設置されている部分

イ 「立見席の部分」とは、いす等を置かず、観客等が立って観覧等する部分をいい、通路の延長部、出入口の回転部等は含まれない。

ウ 「その他の部分」とは、固定式いす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式（移動式）のいす席を設ける部分、大入場（迫込場）を設ける部分や寄席の和風さじき、ます席等をいう。

エ 従業者以外の出演者についても原則的には従業者に含まれるが、一般に変動するので出演者等が在室する楽屋又は控室の床面積を 3 m²で除して算定すること。◆

(2) (2)項及び(3)項の防火対象物

省令第1条の3第1項（表）

【遊技場】

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 従業者の数
- 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数
- 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.5m で除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。

【その他のもの】

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 従業者の数
- 2 客席の部分ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数
 - イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあっては、当該いす席の正面幅を 0.5m で除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。
 - ロ その他の部分については、当該部分の床面積を 3 m²で除して得た数

ア 「遊技場」とは、囲碁、将棋、マーじゃん、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。

イ 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」とは、施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の人数を掛け合わせて得られた数とすること。

(ア) パチンコ等は1、囲碁、将棋、ビリヤード等は2、マーじゃん等は4

(イ) ボーリングは、レーンに付属するいすの数

(ウ) ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数

(エ) ルーレットゲーム等で人数に制限のないものについては、ゲーム台等の寄付き部分の幅を 0.5m で除して得た数

(オ) 前(ア)～(エ)以外で遊技人数が明確に限定できるものにあつては、その数

(カ) 前(ア)～(オ)により遊技人数を算定できない場合には、競技卓、盤、機械等の数

ウ 「観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合」とは、次の場所に固定式のいす席が設けられている場合をいう。

(ア) ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所

(イ) 前(ア)以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分と特定できる場所

エ 「客席の部分」とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい、厨房、配膳、控え室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。

オ 「その他の部分」とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホールの踊りに供する部分、料理店・料亭等の和室、カラオケ及び飲食店等の受付周辺の休憩又は待合に供する部分、個室ビデオ及び漫画喫茶等でビデオ又は漫画等の陳列棚がある部分等をいう。

カ キャバレー等のホステスは、従業者として取り扱うこと。

キ 芸者等で派遣の形態がとられているものについては、従業者として取り扱わないこと。

ク 令別表第1(2)項ニに掲げる防火対象物で、固定式のいす席を設けない個室については、当該個室ごとに3平方メートルで除して得た数(1未満の場合は1とする。)を合算した数を「その他の部分」の収容人員とみなす。

(3) (4)項の防火対象物

省令第1条の3第1項(表)

次に掲げる数を合算して算定する。

1 従業者の数

2 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数

イ 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

ロ その他の部分については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数

ア 「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売や客の利便の用に供する部分をいい、次の部分を除いた場所をいう。

(ア) 事務室、会議室、社員食堂等の厚生施設

(イ) 駐車場、商品倉庫、商品荷捌場

(ウ) 空調機械室、電気室等の設備室

(エ) その他従業者だけが使用する部分

イ 「飲食又は休憩の用に供する部分」とは、次の部分をいう。

- (ア) レストラン、喫茶、その他の飲食店
- (イ) 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分
- (ウ) その他の飲食又は休憩の用に供する部分

ウ 「その他の部分」には、売場内のショーケース、固定いす等を置いてある部分も含む。

(4) (5)項イの防火対象物

省令第1条の3第1項(表)

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 従業者の数
- 2 宿泊室ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数
 - イ 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数
 - ロ 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を 6 m^2 (簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、 3 m^2) で除して得た数
- 3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数
 - イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を 0.5m で除して得た数(1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。
 - ロ その他の部分については、当該部分の床面積を 3 m^2 で除して得た数

ア 「宿泊室」の人員算定の取扱いは、次による。

- (ア) シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッドは2人として算定すること。
- (イ) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定すること。
- (ウ) 簡易宿泊所の中2階(棚状)式のもの、棚数をベッド数とすること。
- (エ) 簡易宿泊所で 3 m^2 未満の宿泊室については、当該室の床面積にかかわらず1室につき1人として算定すること。(昭和52年1月6日消防予第3号)
- (オ) 和式の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取り扱うこと。
- (カ) 和式の宿泊室の床面積には、押し入れや床の間、便所等は含まない。
- (キ) 和式の宿泊室の収容人員の算定に当たっては、通常宿泊者1人当たりの床面積が概ね 3 m^2 程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

(ク) 一の宿泊室に洋式の部分と和式の部分（前室部分を含む。）とが併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算して算定すること。ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊されることのないことが明らかなものは、この限りでない。

イ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」とは、宿泊者以外も利用する次の部分を行い、宿泊者のみが使用する部分は含まない。

(ア) 宴会場等

(イ) レストラン、スナック等の飲食を提供する場所

(ウ) いす席を設けたロビー等（通路部分を除く。）

(エ) 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

(5) (5)項ロ

省令第1条の3第1項（表）

居住者の数により算定する。

ア 「居住者」とは、寄宿舍、共同住宅等に常時居住している者をいう。

イ 入居前の共同住宅における住戸のタイプ別の算定居住者数については、第7-2表により算定すること。◆

ただし、賃貸契約等によりあらかじめ居住者数が定められている場合や竣工後は、実態に即した人数とすることができる。

第7-2表

住戸のタイプ	1R、1K、1DK	2LDK	3LDK	4LDK
	1LDK、2DK	3DK	4DK	5DK
算定居住者数	2人	3人	4人	5人

(6) (6)項イの防火対象物

省令第1条の3第1項(表)

次に掲げる数を合算して算定する。

- 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数
- 2 病室内にある病床の数
- 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数

ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、医師等が患者に付き添って治療や検査等を行う部屋は含まない。(第7-3表参照)なお、一般的な名称だけでは区分できない場合があるため、留意すること。

第7-3表

病室に該当する例	点滴室、人工血液透析室、回復室、重傷患者集中治療看護室、隔離室
病室に該当しない例	診察室、手術室、分娩室、心電室、レントゲン室、胃カメラ室

イ 「病室内にある病床の数」の取扱いは、次によること。

- (ア) 洋室タイプはベッドの数
- (イ) 和室タイプは、和室の床面積の合計を3㎡で除して得た数
- (ウ) 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数

ウ 「待合室の床面積」の取扱いは、次によること。

- (ア) 廊下に接続するロビー部分を待合室として使用している場合は、当該ロビー部分の床面積
- (イ) 待合室が廊下と兼用されている場合は、次の面積
 - a 両側に居室がある場合は、廊下を幅員1.6mの部分とし、廊下の部分を除く床面積
 - b 前a以外の場合、廊下を幅員1.2mの部分とし、廊下の部分を除く床面積
- (ウ) 診療室内の部分を待合室の用に供する場合は、当該部分も「待合室の床面積」に算入すること。

エ 患者又は見舞い客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例により算定すること。

オ 予約診療制度を実施している診療所等についても省令第1条の3によって算定すること。

(7) (6)項ロ、ハ及びニの防火対象物

省令第1条の3第1項(表)

【ロ及びハに掲げるもの】

従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。

【ニに掲げるもの】

教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

ア 「老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数」の取扱いは、次によること。

(ア) 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数

(イ) 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業者で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数

ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

イ 老人福祉センター等で当該地域の老人等が登録すれば自由に出入りすることができる場合は、一時に使用する最大数とすること。

ウ 「幼児、児童又は生徒」の数は、現に在籍する児童等の人数又は定数とすること。◆

(8) (7)項の防火対象物

省令第1条の3第1項(表)

教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

「児童、生徒又は学生」の数は、現に在籍する児童等の人数とすること。

(9) (8)項の防火対象物

省令第1条の3第1項(表)

従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

ア 「閲覧室」の取扱いは、次によること。

(ア) 開架(自由に入れる書棚部分をいう。)と閲覧(児童用閲覧を含む。)が同一室にある場合に限り、開架の床面積を除いた面積を閲覧室の床面積として扱うこと。

(イ) CD等の試聴室、フィルム等の視聴室についても、閲覧室として扱うこと。

イ 展示室、展覧室内の展示物が置かれている部分も、「展示室、閲覧室」の床面積に算入すること。

ウ 従業者以外が使用する会議、研修、集会等の用途に使用する部分は、「会議室」として扱うこと。

エ 来館者が使用する喫茶室、喫茶コーナー等の部分は、「休憩室」として扱うこと。

(10) (9)項の防火対象物

省令第1条の3第1項(表)

従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

ア 「浴場」には釜場、火たき場は含まれない。

イ トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として扱うこと。

(11) (11)項の防火対象物

省令第1条の3第1項(表)

神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

ア 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、床面積により算定すること。

イ 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

(12) (10)項、(12)項～(14)項の防火対象物

省令第1条の3第1項(表)

従業者の数により算定する。

車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者(例 食堂、売店等の従業者)を含む。

(13) (15)項の防火対象物

省令第1条の3第1項(表)

従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

「主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積」の取扱いは、次によること。

ア テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー(休憩等の用途に使用するもの)、待合部分は床面積に算入すること。

イ 屋内のプール、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に算入すること。

ウ 専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に算入しないこと。

エ 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に算入しないこと。

オ 裁判所の調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法廷の部分は床面積に算入すること。

カ 銀行の待合部分、キャッシュコーナーは、床面積に算定すること。

キ 児童会の児童数は、従業者の数と読み替える。◆

(14) (16)項、(16の2)項の防火対象物

省令第1条の3第2項

令別表第1(16)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物については、令第1条の2第4項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして前項の規定を適用した場合における収容人員を合算して算定する方法とする。

(15) (17)項の防火対象物

省令第1条の3第1項(表)

床面積を5㎡で除して得た数により算定する。

(16) 新築工事中の防火対象物及び建造中の旅客船

省令第1条の3第1項(表)

【仮使用の承認を受けたもの】

次に掲げる数を合算して算定する。

1 仮使用の承認を受けた部分については、当該仮使用の承認を受けた部分の用途をこの表の上欄に掲げる防火対象物の区分とみなして、同表の下欄に定める方法により算定した数

2 その他の部分については、従業者の数

【仮使用の承認を受けたもの以外及び建造中の旅客船】

従業者の数により算定する。

ア 「従業者の数」は、工事期間中で1日の工事従業者の数が最大となる数とすること。

イ 「仮使用」とは、建基法第7条の6第1項第1号及び第18条第22項第1号に規定する仮使用をいう。

ウ 「仮使用の承認を受けた部分」とは、原則として、特定行政庁に仮使用するための承認を受けた部分をいう。ただし、実態として、現に用途が発生し、使用されている部分についても、「仮使用の承認を受けた部分」として扱うものとする。

3 階単位の収容人員の取扱い

- (1) 複数の階で執務する者については、当該それぞれの階に指定された執務用のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入すること。
- (2) 従業者が使用する社員食堂、売店、会議室等の部分が存する階の従業者数については次に掲げるもののうち、いずれか小さいものとする。
 - ア 当該部分を3㎡で除して得た数に、当該部分が存する階の従業者数を加えた数
 - イ 同一建築物内に存する従業者数
- (3) 従業者以外の者の使用に供する社員食堂、売店、会議室等の部分については、前2により算定する場合を除き、当該部分を3㎡で除して得た数を当該階の収容人員に加えること。
- (4) 旅館、ホテル等内の「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」は、宿泊者のみが使用する部分であっても、当該部分を他の階の者が利用する場合は、当該部分の収容人員を算入すること。((5)イ関係)
- (5) 教職員、幼児、児童、生徒及び学生の取扱いは次によること。((6)ニ、(7)項関係)
 - ア 一般教室については、教職員の数と幼児、児童、生徒又は学生の数とを合算して算入すること。
 - イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。
 - ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。
 - エ 講堂等については、最大収容人員とすること。ただし、講堂等と一般教室、特別教室等とが同一階に存する場合、講堂等の最大収容人員と講堂以外の収容人員のいずれか大きい方を当該階の収容人員とすること。

別記3 避難上又は消火活動上有効な開口部に係る取り扱い

凡例

無印：法令基準

消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれらに基づく消防庁長官告示並びに交野市火災予防条例により規定されている消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準（消防庁予防課長通知等で示されている法令解釈基準を含む。）

◆：行政手続法上の行政指導に該当する事項（行政指導基準）

本市における地域特性、設置実績、災害発生状況等の実績に鑑み、上記法令基準以外の基準について、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導基準

第1 消防法施行規則（以下「規則」という。）第5条の3第1項に規定する「開口部の面積」の取り扱いは、次による。

- 1 開口部の有効面積は、別表第1の左欄に掲げる開口部の種類に応じて同表右欄に定める面積とする。ただし、避難及び消火活動に支障のある開放制限を用いた窓は、はめ殺し窓とみなす。◆
- 2 外壁面にバルコニーが設けられる場合は、バルコニーと屋内との間の開口部を開口面積に算入する。この場合において、バルコニーの手すり高さ、手すりの上端から天井面までの高さ及びバルコニーの奥行きはそれぞれ1.2m以下、1.0m以上及び60cm以上であること。
（別図1）
- 3 開口部と室内との間が間仕切り壁等で区画されている場合で次に適合するものは、当該開口部を開口面積に算入できるものとする。（別図2）
 - (1) 間仕切り壁には開口部に通じる出入り口を設け、かつ、当該出入り口と開口部とは、概ね1m以上の幅員の通路により接続されていること。
 - (2) 前(1)の通路に通じる出入り口は、その幅及び高さがそれぞれ1m以上及び1.8m以上であること。
 - (3) 開口部と出入り口との距離は、歩行距離で概ね1.0m以下であること。
 - (4) (1)の通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないことなど常時通行に支障ないものであること。
- 4 規則第5条の3第1項に規定する直径50cm以上の円が内接することができる開口部に、バルコニー等がある場合は幅及び高さがそれぞれ65cm以上及び40cm以上とすることができる。
- 5 片開きドアの窓を破壊して容易に解錠できる場合、ドアの全面を面積に算入することができる。ガラス厚は別表第3のとおり。◆

- 6 避難階にフェンス等が設置されている場合、フェンス等に扉や破壊板を取り付け、避難上又は消火活動上支障がなければ、当該階及び上階開口部も面積に算入できる。◆
- 7 閉店後シャッターにより閉鎖し、営業中無窓階でないものが閉店後無窓階となる場合、これらの状況が明確で、人命安全上特に支障ない場合には、営業中無窓階でなければさしつかえない。

第2 規則第5条の3第1項に規定する開口部の数の算定において、開口部が隣接する場合は、次による。(別表第2参照)

- 1 3連の引き違い窓等の場合で、両側の開口部を中央方向に開放することにより両側で開口部が得られるときは、2として算定する。
- 2 はめ殺しの開口部は、窓枠によって囲まれた部分ごとにその数を算定する。
- 3 引き違い戸を開放することにより他の開口部が閉鎖されるものについては、閉鎖される部分は有効開口部として算定しない。

第3 規則第5条の3第2項第1号に規定する「床面から開口部の下端までの高さ」の取り扱い
は、次による。

- 1 次に適合する踏台を設けた場合は、当該踏台の上面を床面とみなす。
 - (1) 不燃材料で造られた堅固な構造のものであること。
 - (2) 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。
 - (3) 大きさは次に適合するものであること。
 - ア 高さは、概ね30cm以下。
 - イ 奥行きは、概ね30cm以上。
 - ウ 幅は、開口部の幅(引き違いの場合は両面の幅)以上。
 - (4) 避難上支障のないように設けられていること。
- 2 開口部に手すりが付置されている場合であって、当該手すりの床面からの高さが開口部の下端より高い位置にあるときは、手すりの高さにより同号の規定を適用する。

第4 次に掲げるものは、規則第5条の3第2項第2号に規定する「道に通ずる」に該当する。

- 1 道に面して設けられる門扉又は塀等は、その高さが1.2m以下かつ幅75cm以上のもので、内側から容易に開放できること。(別図3)◆
- 2 前1以外の道に面して設けられる門扉又は塀等で、避難及び消火活動が有効に行えると認められるもの。
- 3 道又は道に通ずる幅員1m以上の通路に存する50cm以下の段差若しくは植物は避難に支障なしとする。植物は、堅木など避難に支障のあるものを除く。◆
- 4 道又は道に通ずる幅員1m以上の通路に樹木や塀など部分的な突き出しがある場合、それと外壁との間が75cm以上確保できること。(別図4)◆

- 5 2階以上にベランダ等の突き出しがある場合の当該階の有効幅員は、当該階の水平投影線から1m以上とする。また、水平投影線から1mを必要とする部分は、避難階の避難通路に接する部分とする。◆

第5 次に掲げるものは、規則第5条の3第2項第2号に規定する「その他の空地」に該当する。

- 1 国又は地方公共団体等が管理する公園
- 2 道又は道に通ずる幅員1m以上の通路に面する建築物の屋上又は屋外階段の踊り場で、避難及び消火活動が有効に行えると認められるもの。
- 3 傾斜地又は河川敷で避難及び消火活動が有効に行えると認められるもの。
- 4 道又は通路に接続するピロティ（道又は通路と一体的空間を形成し、通行以外の用途に供しないもの）。（別図5）
- 5 アーケードが設けられている道路で、避難及び消火活動が有効に行えると認められるもの。
- 6 ひさし又はバルコニーの下部にある通路で幅員が1m以上のものについては、当該ひさし又はバルコニーの下部の部分。（別図6）

第6 次に掲げるものは、規則第5条の3第2項第3号の規定に適合する開口部として取り扱う。

- 1 開口部がガラス窓又はガラスを付置した扉で、別表第3の左欄の種別に応じ、同表右欄に規定する厚さのガラスを設けたものとし、次に掲げる場合は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) クレセント付きの窓又はガラス（幅15cm以上、かつ、面積が900cm²以上のもの）を付置した扉を設ける場合は、当該ガラスを破壊し、2以下の鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）を解錠することにより外部から容易に開放できるもの。
 - (2) 窓ガラス用フィルムを貼付する場合は、内貼り用又は外貼り用を問わないもの。
- 2 開口部にシャッター等を用いるもので、次のいずれかに該当するもの。
 - (1) 避難階に設けられた鋼製又はアルミニウム合金製のシャッター（ステンレス製のものを除く。）で、スラット部分の厚さが0.8mm以下のもの。
 - (2) 屋内から手動によって、屋外からは水圧等によって開放できる避難階に設けられたシャッターで、「シャッター等の水圧開放装置の構造及び性能の基準」（昭和52年12月19日付け消防予第251号。消防庁予防救急課長通知）に適合するもの（以下「水圧開放装置」という。）。ただし、シャッター等の施錠を開放する方式以外の注水口については、差込み式受け口に限る。
 - (3) 避難階に設けられたシャッター等で、屋内から手動によって、屋外からは水圧開放装置により解錠したのち手動で開放できるもの。

- (4) 煙感知器の作動と連動して、屋内外から手動で開放できるもの（連動装置については、非常電源付きのものに限る。）。
- (5) 屋内外から電動で開放できるもので、非常電源が付置されているもの。
- (6) 外部解錠サムターン付軽量シャッターで次に適合するもの。
 - ア スラット部分の厚さが 1.0 mm以下であること。
 - イ シャッター外部には、解錠・開放作業のための足場（奥行：80cm 以上、幅：当該シャッター幅以上）を有すること。

なお、シャッターをバルコニーのある開口部に設ける場合は、バルコニーの手すり高さ 1.2m 以下、手すりの上部から天井面までの高さ 1.0m 以上及びバルコニーの奥行き 80 cm以上であること。
 - ウ サムターン（解錠装置）には、その直近の見やすい位置に解錠方法を記した表示があること。

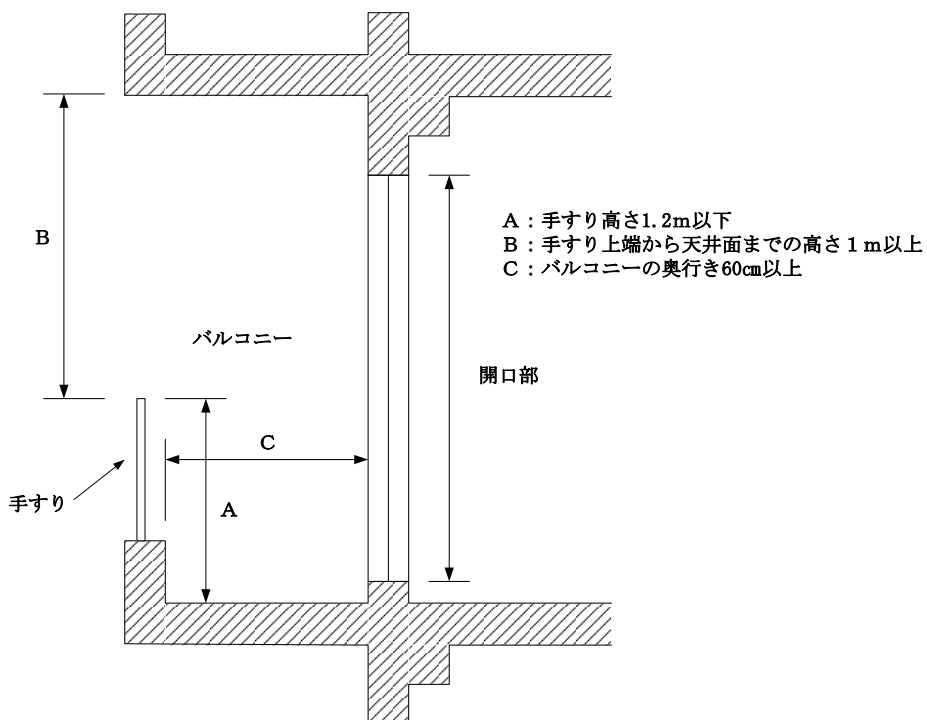
第7 その他

二重窓及び風除室等で開口部を二重に設けた場合の取り扱いは、次による。（別図7）

- (1) いずれの開口部についても第6の規定に適合すること。
- (2) 開口部面積及び開口部の数は、それぞれ最小のものとする。

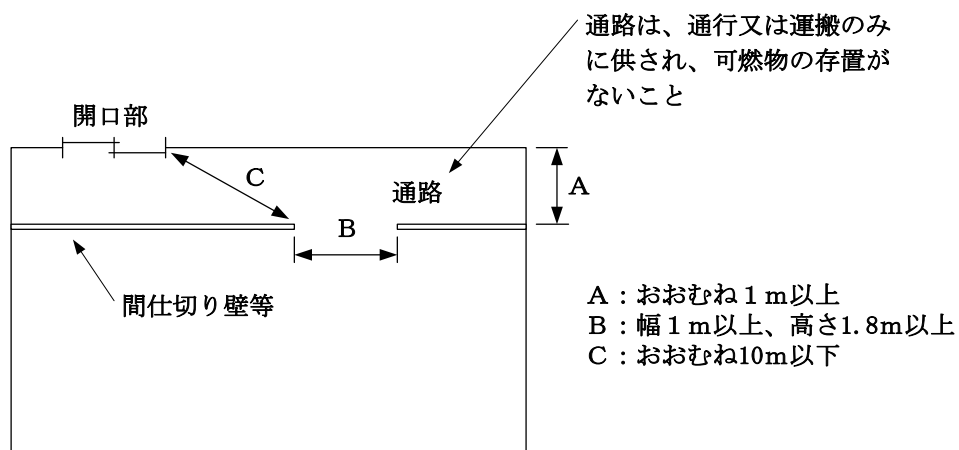
別図1 (第1. 2 関係)

外壁面にバルコニーが設けられている場合



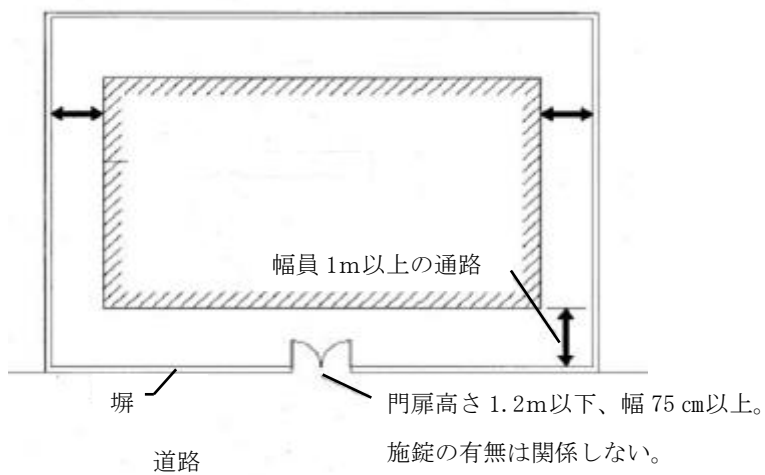
別図2 (第1. 3 関係)

開口部と室内とを隔てる間仕切り壁等がある場合



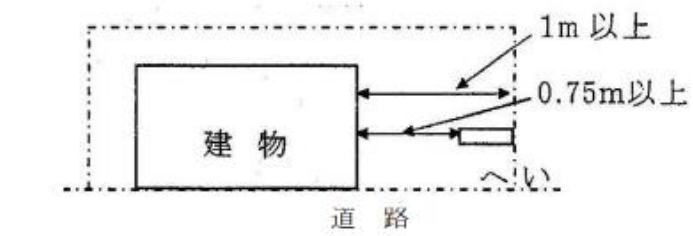
別図3 (第4. 1 関係)

高さ 1.2m 以下の門扉又は塀等で囲われた通路がある場合



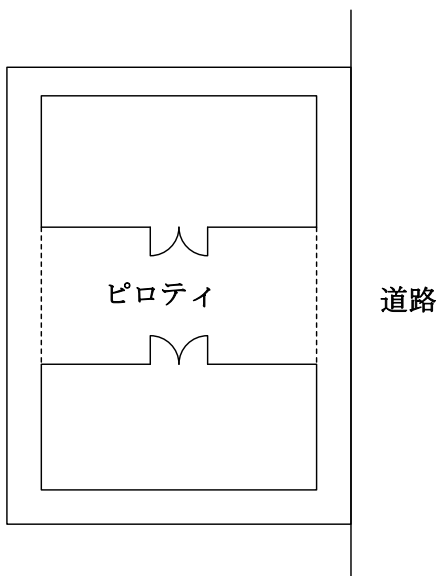
別図4 (第4. 4 関係)

道又は道に通ずる幅員 1 m 以上の通路に樹木や塀など部分的な突き出しがある場合



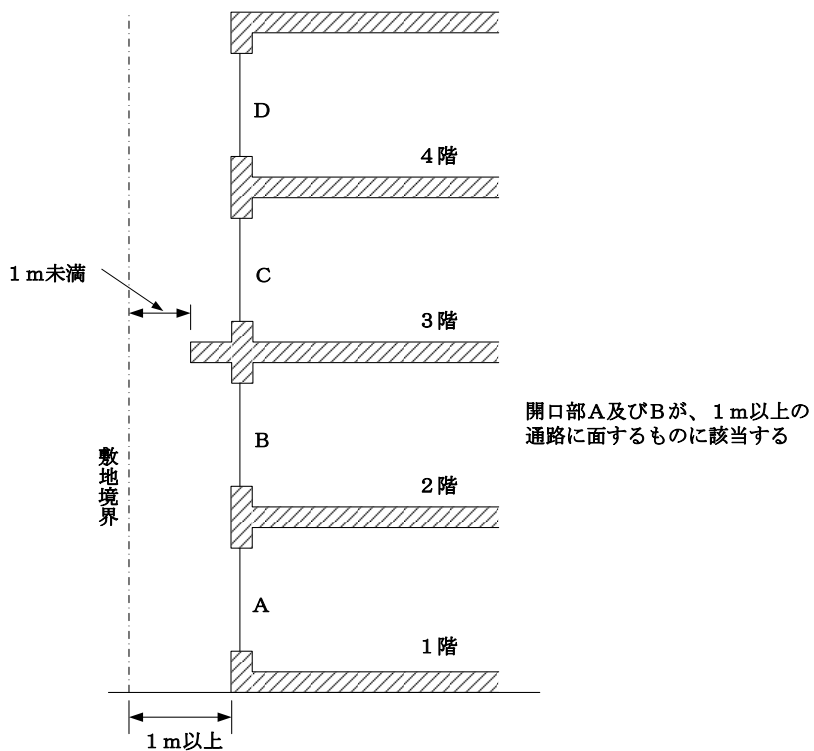
別図5 (第5.4関係)

道に接続するピロティの場合



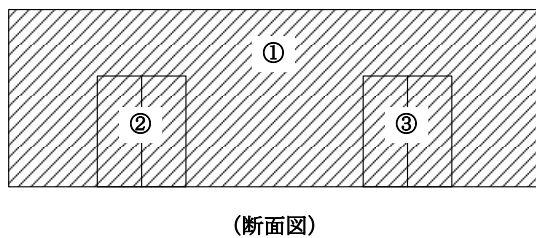
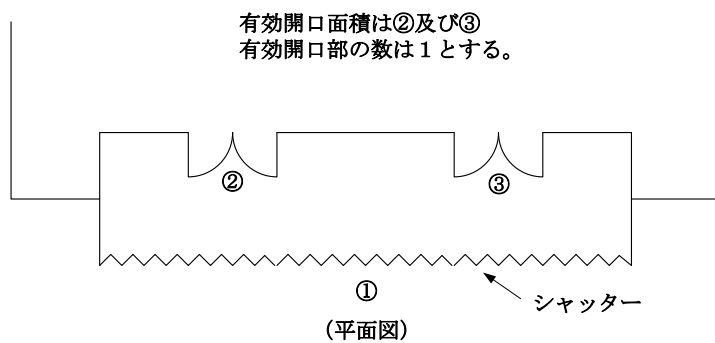
別図6 (第5.6関係)

ひさしの下部に通路がある場合

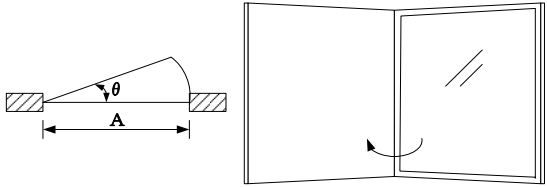
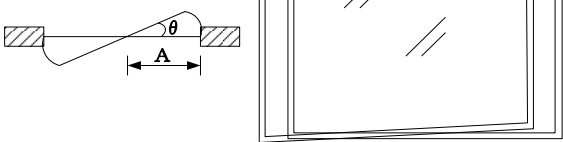
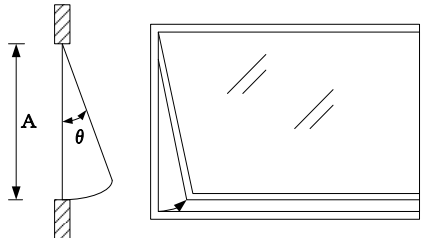
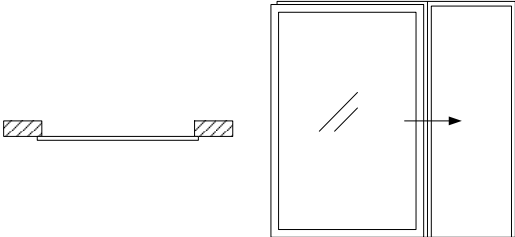
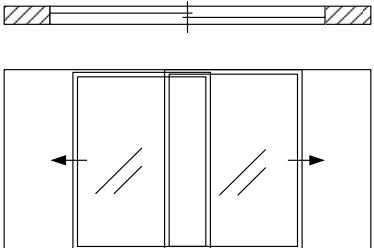
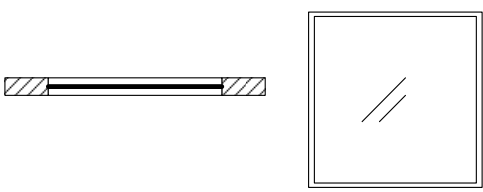


別図7 (第7. 1 関係)

風除室等開口部を二重に設ける場合


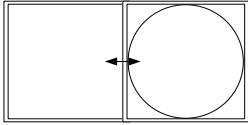

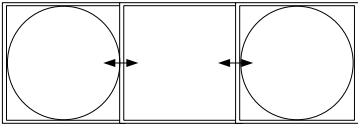

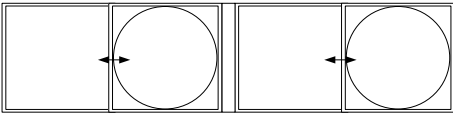
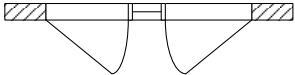
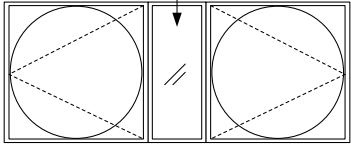
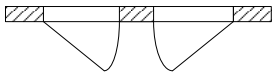
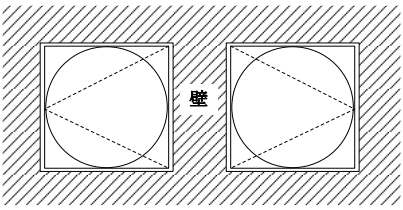
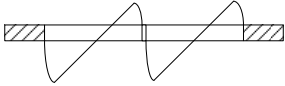
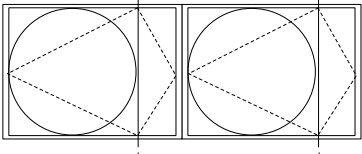


別表第1 開口部の有効面積の算定

種	類	該当する部分
片開き窓		<ul style="list-style-type: none"> • $\theta = 90^\circ$ 以上となる場合は全面部分 縦軸回転戸については縦軸を中心にそれぞれの開口部で算定、横軸回転戸については横軸より下の部分について算定する。
回転窓		<ul style="list-style-type: none"> • $\theta = 90^\circ$ 未満となる場合は $A(1 - \cos \theta)$ となる部分 縦軸回転戸については縦軸を中心にそれぞれの開口部で算定、横軸回転戸については横軸より下の部分について算定する。
突出し窓		<ul style="list-style-type: none"> • はめ殺しの開口部と仮定したときに有効開口部として取り扱えるガラスを全面に用いるものについては全面部分
片引き窓		<ul style="list-style-type: none"> • 全面部分
引違い窓		<ul style="list-style-type: none"> • 片面部分 • はめ殺しの開口部と仮定したときに有効開口部として取り扱えるガラスを全面に用いるものについては全面部分
はめ殺し窓		<ul style="list-style-type: none"> • 全面部分

注： θ は、建具を開放した場合における最大開口角度

別表第2 開口部の個数算定表

	種	類	開口部数
引違い窓			1
			2
			2
開き窓		<p style="text-align: center;">はめ殺し窓</p> 	2
			2
		 <p style="text-align: center;">中軸部分</p>	2

注：○印部分は、有効開口部として、算定できる開口部の部分

別表第3 ガラスの種別・厚み等

種 別		ガラスの厚み等	
クレセント付きの開口部に用いるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・フロート板ガラス (JIS R 3202) ・磨き板ガラス (JIS R 3202) ・型板ガラス (JIS R 3203) ・熱線吸収板ガラス (JIS R 3208) ・熱線反射ガラス (JIS R 3221) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6mm以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左欄の種別及び厚みに適合する低放射ガラスを用いる場合は、薄膜^{注1}の形成により、基板(板ガラス)の強度を変えないもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強化ガラス (JIS R 3206) ・ 耐熱板ガラス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5mm以下のもの 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 網入り板ガラス (JIS R 3204) ・ 線入りガラス (JIS R 3204) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6.8mm以下のもの。ただし、破壊作業のできる足場^{注4}が設けられている開口部にあつては、10mm以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左欄の種別及び厚みに適合するガラスに窓ガラス用フィルムA^{注2}又はB^{注3}を貼付したのもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記各種の板ガラスを使用するもの ・ 複層ガラス (JIS R 3209) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記内容(網入り板ガラス及び線入り板ガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る。)の例により設けるもので、重ねる板ガラスの数が2のもの 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合わせガラス (JIS R 3205) 	<p>次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フロート板ガラス 6mm以下+PVB(ポリビニルブチラル) 30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス 6mm以下の合わせガラス ・ 網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラル) 30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス 5mm以下の合わせガラス <p>破壊作業のできる足場^{注4}が設けられている場合にあつては、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フロート板ガラス 5mm以下+PVB(ポリビニルブチラル) 60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス 5mm以下の合わせガラス ・ 網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラル) 60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス 6mm以下の合わせガラス ・ フロート板ガラス 3mm以下+PVB(ポリビニルブチラル) 60mil(膜厚1.52mm)以下+型板ガラス 4mm以下の合わせガラス 	

はめ殺しの開口部に用いるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・フロート板ガラス (JIS R 3202) ・磨き板ガラス (JIS R 3202) ・型板ガラス (JIS R 3203) ・熱線吸収板ガラス (JIS R 3208) ・熱線反射ガラス (JIS R 3221) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 mm以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左欄の種別及び厚みに適合する低放射ガラスを用いる場合は、薄膜^{注1}の形成により、基板(板ガラス)の強度を変えないもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・強化ガラス (JIS R 3206) ・耐熱板ガラス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 mm以下のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左欄の種別及び厚みに適合するガラスに窓ガラス用フィルムA^{注2}を貼付したもの
	<ul style="list-style-type: none"> 上記各種の板ガラスを使用するもの ・複層ガラス (JIS R 3209) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記内容の例により設けるもので、重ねる板ガラスの数が2のもの 	

注1：薄膜とは、基板(板ガラス)の表面に光学膜をパイロティック製法(ガラスの製造工程において基板に金属(酸化せず)の薄膜(膜厚：約350nm)を形成)又はスパッタリング製法(製造された基板に金属の薄膜(酸化亜鉛・銀)の薄膜(膜厚：約179nm)を形成)により製膜するものをいう。

注2：「窓ガラス用フィルムA」とは、次のものをいう。

- (1) ポリエチレンテレフタレート(以下「PET」という。)製窓ガラス用フィルム(JISA 5759に規定するもの。以下同じ。)のうち、多積層(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。)以外で、基材の厚さが100 μ m以下のもの。
- (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 μ m以下のもの。

注3：「窓ガラス用フィルムB」とは、次のものをいう。

- (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 μ mを超え400 μ m以下のもの。
- (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100 μ m以下のもの。

注4：破壊作業のできる足場とは、ガラスを使用した開口部の外部に設けられたバルコニーで次に適合するものをいう。

- (1) 奥行きが60cm以上であり、かつ、幅が当該開口部の幅以上であること。
- (2) バルコニーの手すり高さは1.2m以下であること。
- (3) 消防隊がその上部で行う破壊作業に耐えうる構造であること。

別記4 電気設備及び火気使用設備に係る消火設備の運用指針

目次

第1 電気設備が設置されている部分に関する基準

第2 多量の火気を使用する部分に関する事項

第3 特例基準

第4 その他の取扱い

凡例

無印：法令基準

消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれらに基づく消防庁長官告示並びに交野市火災予防条例により規定されている消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準（消防庁予防課長通知等で示されている法令解釈基準を含む。）

◆：行政手続法上の行政指導に該当する事項（行政指導基準）

本市における地域特性、設置実績、災害発生状況等の実績に鑑み、上記法令基準以外の基準について、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導基準

第1 電気設備が設置されている部分に関する基準

1 令第13条第1項表中「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備」には、次に定めるものが含まれるものであること。

(1) 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備等（これらの設備については、全出力が20キロワット以上のもの）若しくは急速充電設備（全出力が20キロワットを超え、200キロワット以下のもの）又は蓄電池設備（容量が4,800アンペアアワー・セル以上のもの）。

(2) (1)に定めるものの電路に接続するリアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等（以下「電気機器類」という。）。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 内部に電気機器類を含まない配電盤、分電盤又は制御盤。

イ 冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの。

2 令第13条第1項表中「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分」及び規則第6条第4項中「電気設備がある場所」の床面積は、次の各号により求めるものであること。なお、電気設備が屋外に設置され、当該電気設備と同一の電路に接続される電気機器類が屋内に設置されている場合における当該電気機器類は、令第13条に係る規制の対象には当たらない。

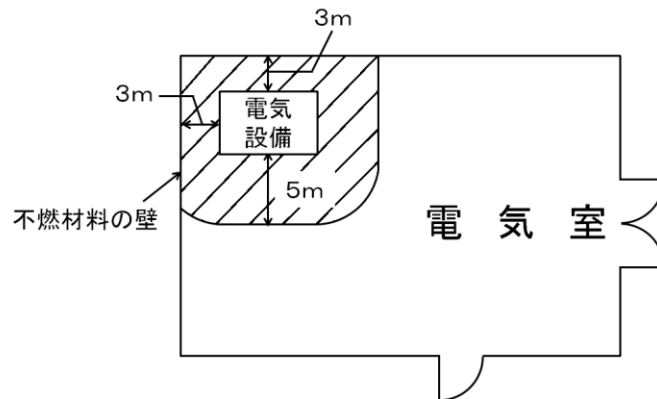
(1) 電気設備を屋内に設置する場合

次により求めた面積のうち小さい方の面積。ただし、電気設備を設置する部分の床及び天井が不燃材料で造られており、かつ、当該電気設備から水平距離5メートル未満の部分に不燃材料で造られた延焼防止上有効な壁（防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（規則第23条第4項第1号ニに規定する部分にあつては、同条第6項第1号に定める熱感知器）の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）を含む。）等が存する場合は、当該壁等までの部分の面積とすることができる（図1参照）。

ア 不燃材料の壁、床、天井又は防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器（規則第23条第4項第1号ニに規定する部分にあつては、規則第23条第6項第1号に定める熱感知器）の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画された部分の面積。

イ 電気設備がすえ付けられた部分の、当該電気設備の水平投影面の周囲に、水平距離5メートルの線で囲まれた部分の面積（同一の室内に電気設備が2以上設置されている場合はその合計面積（電気設備が近接して存する場合で、水平距離5メートルの線で囲まれた部分が重複するときは、当該重複した部分の面積は重複加算しない。）をいう。）

図 1



(2) 電気設備を屋上に設置する場合

電気設備がすえ付けられた部分の、当該電気設備の水平投影面の周囲に、水平距離5メートルの線で囲まれた部分の面積（電気設備が近接して存する場合で、水平距離5メートルの線で囲まれた部分が重複するときは、当該重複した部分の面積は重複加算しない。）。ただし、電気設備から水平距離5メートル未満の部分に(1)ただし書に規定する壁等が存する場合は、当該壁等までの部分の面積。

- 7 急速充電設備の全出力（キロワット）は、急速充電設備のうち急速充電器の定格出力（キロワット）の和により得た値とするほか、4.(1)から(3)までの例により算定すること。
- 8 蓄電池設備の容量（アンペアアワー・セル）は、単位電槽（セル）の定格容量（アンペアアワー）ごとにそれぞれの電槽数（セル）を乗じて得た値の和により得た値とするほか、4.(1)から(3)までの例により算定すること。

第2 多量の火気を使用する部分に関する基準

- 1 令第13条第1項表中「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、最大消費熱量の合計が350キロワット以上のものが設置されている場所をいうものであること。
- 2 前1の最大消費熱量の合計は、次により求めるものであること。
 - (1) 1の火気使用設備の最大消費熱量は、当該火気使用設備の1時間当たりの最大燃料消費量にその燃料の発熱量（次表左欄に掲げる燃料の種別ごとの発熱量は、同表右欄に掲げる数値と推定する。）を乗じて得た値とするものであること。ただし、配管径等から同一の部分に同時に供給できる燃料の量が最大燃料消費量に満たないものである場合は、当該同時に供給できる燃料の量に発熱量を乗じて得た値とするものである。

燃 料	発 熱 量 (算定用)
ガ ソ リ ン	12 kW/kg

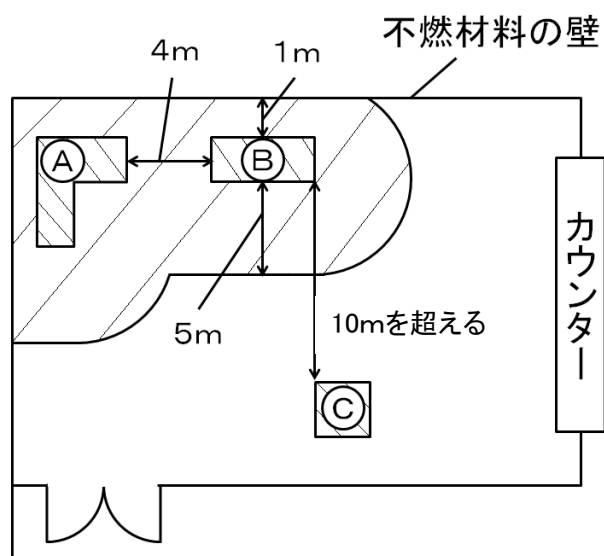
灯	油	12 kW/kg
軽	油	12 kW/kg
重	油	12 kW/kg
都市ガス (13 A)		13 kW/m ³
プロパンガス		14 kW/kg
石	炭	7 kW/kg


(2) 同一の場所に複数の火気使用設備が設置されている場合の最大消費熱量は、各火気使用設備の最大消費熱量の和により得た値とするものである。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該部分ごとに算定するものである。

ア 第1.2.(1).アの例により区画する場合。


イ 1の火気使用設備の最大消費熱量が350キロワット未満で、かつ、他の火気使用設備との水平距離が10メートルを超える場合、又は10メートル以下の部分に第1.2.(1)ただし書に規定する壁等が存する場合。(図2参照)

図2



 : 火気使用設備 (A~C)

最大消費熱量 各々230キロワットとする。

※ AとBについては合算するがCについては、その対象としない。従ってこの場合の火気使用設備が設置されている床面積は  部分の面積となる。

ウ 防火対象物の屋上部分に火気使用設備を2以上設置する場合で、他の火気使用設備との水平距離が10メートルを超える場合、又は10メートル以下の部分に第1.2.(1)ただし書に規定する壁等が存する場合。

- 3 令第13条第1項表中「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分」及び規則第6条第5項中「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」の床面積の算定は、第1.2の例により行うものであること。
- 4 火気使用設備（液体燃料、気体燃料又は電気を使用するものに限る。）を設置している部分に不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下「ガス系消火設備等」という。）を設置する場合は、消火剤放射前に当該火気使用設備の燃料等の供給を停止できる機構（ガス系消火設備等の起動装置の操作又は作動と連動して起動するもの）を附置すること。ただし、局所放出方式又は移動式のガス系消火設備等を設置する場合で、火災時に容易に接近できる位置で手動により火気使用設備の燃料等の供給を停止できる場合は、この限りでない。◆

第3 特例基準

電気設備又は火気使用設備が設置されている部分のうち、次の各項に該当するものについては、令第32条又は条例第47条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところにより取り扱うものであること。

- 1 次のいずれかに該当する電気設備が設置されている部分に、大型消火器を令第10条第2項、規則第7条第1項及び第9条の規定の例により設置した場合は、ガス系消火設備等を設置しないことができる。なお、この場合に設置した大型消火器は、令第10条第1項又は条例第38条第1項の規定により設置を要する消火器具の減免の対象にはできない（2、4及び5において同じ。）。
 - (1) 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入式の電気設備であつて、内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で、絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれ少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000キロボルトアンペア未満のもの。
 - (2) 1,000キロボルトアンペア未満の容量の電気設備。
 - (3) 密封方式のOFケーブル油槽。
 - (4) 自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）、蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）又はキュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備。
 - (5) 発電機又は変圧器のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの。
- 2 同一の室内に電気設備が2以上設置されている場合で、1の電気設備を設置している部分の床面積が200平方メートル未満であり、かつ、当該電気設備と他の電気設備との水平距

離が10メートルを超えるときは、当該電気設備を設置している部分に大型消火器を令第10条第2項、規則第7条第1項及び第9条の規定の例により設置した場合は、ガス系消火設備等を設置しないことができる。

3 発電所の電気設備が設置されている部分に、次に掲げる事項に該当する水噴霧消火設備を設置した場合は、ガス系消火設備等を設置しないことができる。

(1) 噴霧ヘッドは、その有効防護空間が電気設備の下部表面を除く全外表面及び電気設備の周囲の床面部分を包含するように設けること。

(2) 高圧充電部と噴霧ヘッド及び配管各部分との保有空間距離は、次表の左欄に掲げる公称対地電圧に応じ、右欄に掲げる離隔距離以上であること。

公称対地電圧 (k V)	離隔距離 (c m)
66以下	70
77 "	80
110 "	110
154 "	150
187 "	180
220 "	210
275以下	260

(3) 噴霧ヘッドの性能及び水源の水量は、次に掲げる事項に該当すること。

ア 噴霧ヘッドの性能は、電気設備に設置されるすべての噴霧ヘッドを同時に標準放射量（令第14条第1号の標準放射量をいう。）で放射する場合に、それぞれの噴霧ヘッドにおいて放射圧力が0.35メガパスカル以上で、かつ、防護面積1平方メートルにつき毎分の放射量が、電気設備の周囲の床面積部分にあつては6リットル、その他の部分にあつては10リットルで計算した量以上の量で有効に放射できるものであること。

イ 水源の水量は、アに定める条件ですべての噴霧ヘッドを同時に使用した場合に、20分間放射することができる量以上の量とすること。

(4) 制御弁及びストレーナを次に掲げる事項により設けること。

ア 制御弁及びストレーナは放射区域ごとに設けること。

イ 制御弁は、火災の際安全で、かつ、容易に接近できる場所に設けること。この場合において、制御弁の操作部の位置は、床面又は操作面からの高さが0.8メートル以上1.5メートル以下であること。

ウ 制御弁には、その直近の見やすい箇所に水噴霧消火設備の制御弁である旨を表示した標識を設けること。

- (5) 配管は、電気設備の上部を通過しないように設けること。
 - (6) 配管及びその支持物の非充電露出部は有効に接地し、接地線と大地との間の接地抵抗値を10オーム以下とすること。
 - (7) 排水設備は、当該放射区域に放射される水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有するものであること。
 - (8) 加圧送水装置は、規則第16条第3項第3号の規定の例により設けること。
 - (9) 呼水装置、非常電源又は配管は、規則第12条第1項第3号の2、第4号及び第6号の規定の例により設けること。
 - (10) 貯水槽等には、規則第12条第1項第9号に規定する措置を講じること。
- 4 次に該当する火気使用設備が設置されている部分に、大型消火器を令第10条第2項、規則第7条第1項及び第9条の規定の例により設置した場合は、ガス系消火設備等を設置しないことができる。
- (1) 火気使用設備の設置場所が、鍛造場、ボイラー室又は乾燥室であること。
 - (2) 火気使用設備の最大消費熱量の合計が、350キロワット未満であること。
- 5 同一の室内に火気使用設備（鍛造場、ボイラー室又は乾燥室におけるものに限る。以下この項において同じ。）が2以上設置されている場合で、1の火気使用設備（2以上の設備が近接して存する場合で、相互の水平距離が10メートル以下であるときは1の設備とみなす。）の最大消費熱量が350キロワット未満であり、かつ、当該火気使用設備と他の火気使用設備との水平距離が10メートルを超えるときは、当該火気使用設備を設置している部分に大型消火器を令第10条第2項、規則第7条第1項及び第9条の規定の例により設置した場合は、ガス系消火設備等を設置しないことができる。
- 6 火気使用設備のうち、厨房設備（液体燃料を使用するものを除く。）が設置されている部分に、令第12条若しくは条例第40条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例によりスプリンクラー設備を設置し、かつ、当該部分に設けられた排気ダクト内に延焼防止上有効な消火装置を設置した場合は、ガス系消火設備等を設置しないことができる。

第4 その他の取扱い◆

- 1 法第17条の2の5第2項第4号又は法第17条の3第2項第4号の規定に基づき、消防用設備等に係る技術上の基準がそ及して適用されることとなった防火対象物における電気設備に係る取扱いは次によるものとする。
- 2 第3.1.(1)及び(2)に掲げる電気設備の容量は、個々の電気機器設備単位をいうものであること。従って、例えば900キロボルトアンペアの容量の電気機器が同一の場所に2以上設置される場合であっても、第3.1のうち(2)に係るものについて適用することができる。なお、第3.1に掲げる電気設備と他の電気設備が同一の場所に設置されている場合は、当該規定を適用することはできない。
- 3 令第13条第1項の規定により、電気設備又は火気使用設備にガス系消火設備等を設置す

る場合、令第16条第3号、第4号及び第17条第2号、第3号並びに第18条第2号及び第3号に規定する防護対象物の各部分の取扱いは、次によるものとする。

- (1) 屋内に設置されている場合は、第1.2.(1)の例により求めた面積の部分。
- (2) 屋上に設置されている場合は、当該電気設備又は火気使用設備の据付け部分（水平投影面）。

4 第1.1に掲げる「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備」と第2.1に掲げる「その他多量の火気を使用する部分」が同一の場所に存する場合で、相互の水平距離が10メートル以下であるときは、第1.2の例による面積として算定した消火設備を設置することが望ましいこと。

5 令別表第1に掲げる防火対象物と同一の敷地に存する電気設備（急速充電設備を除く。）又は火気使用設備が屋外に設置されている場合であっても、当該設備が令別表第1に掲げる防火対象物に設置されているものとみなして消火設備の設置に係る規定を適用することが望ましいこと。なお、この場合の床面積の算定は当該設備の水平投影面積とし、全出力、容量又は最大消費熱量の算定は当該設備ごとに算定する。

別記5 指定可燃物等の範囲及び数量算定に関する運用基準

指定可燃物等の範囲及び数量算定に関する運用基準を次のように制定する。

指定可燃物等の範囲及び数量算定に関する運用基準

第1 この基準は、交野市火災予防条例（昭和61年条例第22号。以下「条例」という。）

別表第8に掲げる指定可燃物等の範囲及び数量算定について、統一的に運用するため必要な事項を定めるものとする。

第2 指定可燃物等の範囲は、次の基準によるものとする。

1 綿花類

- (1) 不燃性又は難燃性の判定は、別記1の「45度傾斜バスケット法燃焼試験基準」による。
- (2) トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製網機にかけて1本1本の細い繊維をそろえて带状に束ねたもので、製糸工程前の状態のものをいう。
- (3) 羽毛は、綿花類に該当する。

2 木毛及びかんなくず

- (1) 木毛とは、細薄なヒモ状に木材を削ったものをいう。
- (2) 木綿及び木繊維（しゅろ皮、やしの実の繊維等）は、木毛に該当する。
- (3) プレーナーくずは、かんなくずに該当する。

3 ぼろ及び紙くず

- (1) ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいう。
- (2) 機械圧縮して金属性の帯又は針金により梱包された商品ウエスは、ぼろに該当しない。ただし、梱包を解いたもの又は荒縄等で手締めしたものは、ぼろに該当する。
- (3) パルプ及び商品として陳列してある古書籍は、紙くずに該当しない。

4 糸類

- (1) 不燃性又は難燃性の判定は、第1項第1号の規定の例による。
- (2) 生地及びロープは、糸類に該当しない。

5 わら類

- (1) 畳、畳表、畳床及びござは、わら類に該当する。
- (2) 11重量パーセント以上の水分を含む葉たばこは、わら類に該当しない。
- (3) とうもろこしの乾燥した茎は、わら類に該当する。

6 可燃性固体類

- (1) 引火点は、セタ密閉式引火点測定器により測定される引火点をいう。
- (2) 燃焼熱量は、総発熱量をいう。
- (3) 明確な融点が存在しない物品の場合は、100度未満であると判断してよいものとする。

- (4) 常圧下において可燃性ガスを大気中に滲出する性質を有する物品で、条例別表第 8 備考
(6)ア、ウ又はエ及び(9)のいずれにも該当するものは、可燃性固体類とする。

7 石炭・木炭類

- (1) 石炭には、泥炭、亜炭、褐炭、重炭、瀝青炭及び無煙炭で天然に産するもの、木炭には、
懐炉炭等木を焼いて人為的に作ったものが該当する。
(2) 炭団は、練炭に該当する。
(3) 50 重量パーセント以下の水分を含む活性炭は、石炭・木炭類に該当する。
(4) カーボンブラックは、石炭・木炭類に該当しない。

8 木材加工品及び木くず

- (1) 原木は、木材加工品に該当しない。
(2) 水中に貯蔵されたも木材は、木材加工品に該当しない。
(3) 籐の製品は、木材加工品に該当する。
(4) 電柱材、枕類、建築用足場材、角材、板、及び合板は、木材加工品に該当する。
(5) おがくず（水で浸漬されたものを除く。）は、木くずに該当する。

9 合成樹脂類

- (1) 合成樹脂類のうち発泡させたものとは、発泡率がおおむね 6 以上のものをいう。
(2) 不燃性又は難燃性の試験方法は、JISK7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方
法」によること。ただし、これにより難い粉粒状又は融点の福井ものについては、別記 2
の「粉粒状又は融点の低い合成樹脂の試験方法」によること。
(3) 不燃性又は難燃性の物品は、前号の試験結果により酸素指数が 26 以上のものとし、一般
的に使用されている合成樹脂で、酸素指数が 26 未満のものを別表第 1 に、酸素指数が 26
以上のもの及び固体でないものを別表第 2 に示す。
(4) 原料ゴムとは、成形、加硫する前のものをいい、充てん剤、軟化剤等の配合剤の有無に
かかわらないものである。
(5) 合成ゴムは、合成樹脂類に該当する。
(6) プラスチックフィルムは、合成樹脂類に該当する。
(7) セロハンは、合成樹脂類に該当しない。

10 その他

指定可燃物等の貯蔵又は取扱いとは、指定可燃物等を倉庫において貯蔵する場合、販売を
目的として展示する場合、工場において製造、加工する場合等をいうものであり、一定場所に
集積することなく日常的に使用されている事務所のソファ、椅子等、ホテルのベッド類、
倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの等は該当しない。

例 貯蔵又は取扱いに該当するもの。

- (1) 倉庫等で合成樹脂製のビールケースによりビールびんを保管する場合
(2) 倉庫等（非ラック式の危険物屋内貯蔵所を除く。）で木製又は合成樹脂製パレットを使用
する場合

第3 数量の算定については、次によるものとする。

- 1 指定可燃物等の貯蔵又は取扱い数量は、棟単位ごとに瞬間最大停滞量により算定する。ただし、耐火構造の床若しくは、壁又は自動閉鎖式の甲種防火戸により区画されている場合は、それぞれ別々に算定を行うことができる。
- 2 条例別表第7に掲げる品名が異なる2以上の物品を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合においては、それぞれを条例別表第7に定める数量で除し、その商が1以上のものの合計をもって算定する。
- 3 指定可燃物等とそれ以外の物質から構成されたもの（プラスチックのふた付ガラスビン、ウレタンフォームのクッション付スチール椅子等）の数量は、当該物品の部分の重量又は容積をもって算定する。
- 4 水分を含んだ石炭・木炭類は、水分を除いた重量を算定する。
- 5 木材加工品中、家具類等の数量計算は別表第3を、電柱丸太等の数量計算は別表第4を基準として算定する。ただし、特製家具等でこれらの表により難しいときは、別に数量算定を行うものとする。
- 6 建築現場若しくは建物解体現場又は木材加工場等の廃材（木くずに該当。）の数量計算は、集積されている全容積（空間部を含む。）を計算して得た数値に、集積状態が比較的乱雑な場合は3分の1、比較的整理して積上げられている場合は2分の1を乗じて得た数値をもって算定することができる。
- 7 マッチの数量計算は、次に掲げるマッチ箱に応じてそれぞれ定める数量を基準とする。
 - 11.2cm×9.2cm×5.1cm 1個 130g（家庭用特用マッチ）
 - 11.7cm×6.0cm×2.2cm 3個 130g
 - 5.7cm×3.6cm×1.6cm 10個 130g
 - 5.7cm×4.7cm×1.0cm 15個 130g
 - 5.7cm×3.6cm×1.0cm 20個 130g